

JICA横浜 海外移住資料館

研究紀要

12

2017年度

論文

日本人移住史とセンサス史のリンケージ：1860-1870年

菅(七戸) 美弥

アメリカの新聞報道が語るワカマツ・コロニー

小澤 智子

ロンドン在住ブラジル人移住者と子どもたちの継承語教育

拝野 寿美子

親子関係がペルー人第2世代の社会進出に与える影響の検証
～在日ペルー人5家族の経験～

小波津 ホセ

研究ノート

ブラジル近代史の一頁としての「シンドウレンメイ事件」

三田 千代子

田中貞吉とペルー移民事業 移民送り出しまでの前史の分析

大島 正裕

はじめに

独立行政法人国際協力機構海外移住資料館は、ハワイを含む北米及び中南米地域を中心に、日本人の海外移住の歴史や海外に住む日系人・日系社会についての資料の収集・保管・展示や調査研究活動を行っています。研究紀要は当館の調査研究活動の一環として、海外移住の歴史や日系人・日系社会に関する研究論文や資料をとりまとめ、海外移住に関する知識を広く普及することを目的に発刊しています。

本号では、国、時代及びテーマが多岐にわたる6編の論文等を掲載しました。このなかには、19世紀米国の人口センサスや当時の現地新聞報道といった客観性の高い資料を元に北米での日本人移住の黎明期に焦点を当てた論文や、在日日系ペルー人の親子関係における役割の変化を研究した論文等があります。移住先国や、デカセギ等を契機に定住することになった日本で5世、6世の日系人が生まれ成長しつつある今日、研究対象もそうした新しい世代に光を当てることが今後増えていくと考えられます。

これら掲載論文等が多くの研究者や実務家の方々にとって新たな発見や関心を深める機会になればと願っています。

2002年に開設された当館の来館者は、2017年8月に50万人を突破しました。当館の調査研究活動に多大なご協力をいただきました学術委員を始めとする多くの方々に、あらためて心より御礼申し上げます。

当館は今後も、皆様の海外移住・日系人社会のより深い理解に繋がり、国際化が進む日本と海外の日系社会との連携促進の一助にもなるよう、調査研究活動を推進する所存ですので、引き続きご支援賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶といたします。

独立行政法人国際協力機構
横浜国際センター海外移住資料館
館長 朝熊 由美子

『研究紀要』 第 12 号の発刊によせて

海外移住資料館『研究紀要』第 12 号が、多くの方々のお力添えを得て完成いたしましたので、お手元にお届けいたします。学術委員会が中心となって立ち上げ、進めてまいりました学術研究プロジェクトの活動の一部が、ここに掲載されております。海外移住資料館の目的である「海外移住と日系人社会に関する知識の普及」および「移住に関する資料・情報の整備と提供」を達成するための努力の成果を、このような形でご覧いただくことができ、関係者一同、大変うれしく、誇らしく思っております。みなさまのご協力、ご尽力に、深く感謝いたします。

学術委員会が中心となって立ち上げ、進行してきました学術研究プロジェクト(平成 27 年度－29 年度)は以下の 4 つです。

- ①移住資料ネットワーク化プロジェクトの充実と拡張（第二期）
- ②海外移住 150 年を振り返る：移動する人の視点からみる国際関係
- ③在日ラテン系二世の多角的分析
- ④第二次世界大戦直後に日本に「送還」された日系カナダ人（約 4,000 人）のその後

これら 4 つのプロジェクトは、大変活発に調査・研究を行い、成果を挙げてまいりました。その貴重な成果の一部は、今号にも論文や研究ノートとして掲載されていますし、データ入力や公開研究会・公開ワークショップの開催としても実績が示されています。また、これらのプロジェクトが本年度に企画・実施しました公開シンポジウムは、以下のとおりです。「海外移住百五十年を振り返る 新たな史・資料からみる『若松コロニー』」、「日系カナダ人の戦後——埋もれた歴史に光をあてる——」。いずれも、参加者から大変よい評価をいただきました。

また、『研究紀要』に掲載された成果が海外・国内の関連諸機関との連携につながっていく例や、調査・研究の過程でのそれら諸機関との協力の例も多々みられます。これも海外移住資料館の目的の一つであることを考えますと、うれしい発展であります。今後も、このような連携がさらに幅広く、また深まっていくことを願う次第です。

この『研究紀要』が読者および関係者のみなさまのご支援を得てさらに成長し、これを通して、海外移住資料館の活動の一端が、より多くの方に認識・理解していただけますよう、願っております。

飯野正子
海外移住資料館学術委員会委員長
(津田塾大学顧問・名誉教授)

研究紀要

〈目 次〉

はじめに	朝熊 由美子
『研究紀要』第12号の発刊によせて	飯野 正子

論 文

日本人移住史とセンサス史のリンケージ：1860 - 1870年	1	菅（七戸）美弥
アメリカの新聞報道が語るワカマツ・コロニー	23	小澤 智子
ロンドン在住ブラジル人移住者と子どもたちの継承語教育	49	拝野 寿美子
親子関係がペルー人第2世代の社会進出に与える影響の検証 ～在日ペルー人5家族の経験～	67	小波津 ホセ

研究ノート

ブラジル近代史の一頁としての「シンドウレンメイ事件」	87	三田 千代子
田中貞吉とペルー移民事業 移民送り出しまでの前史の分析	101	大島 正裕

Journal of the Japanese Overseas Migration Museum

CONTENTS

Preface Yumiko Asakuma

On Publishing the Journal of the JOMM Masako Iino

Articles ---

Linking Japanese Migration History and U.S. Census History:1860-1870
..... 1

Miya Shichinohe-Suga

Wakamatsu Colony in the American News Media 23

Tomoko Ozawa

Brazilian Immigrants in London and Portuguese Language
Education of Their Children 49

Sumiko Haino

The Relationship Between Parents and Children of Peruvian Families in Japan
– The Experiences and Dissonant Acculturation of Five Peruvian Families in Japan –
..... 67

Jose Kohatsu

Research Notes ---

The Shindo Renmei Case – As One Page of Modern History of Brazil
..... 87

Chiyoko Mita

Teikichi Tanaka and Japanese Immigrants to Peru
– Analysis of process leading up to first migration project to Peru –
..... 101

Masahiro Oshima

〈論 文〉

日本人移住史とセンサス史のリンケージ：1860-1870年¹

菅（七戸）美弥（東京学芸大学・教授）

〈目 次〉

はじめに

1. 1860年センサスに記載された日本人
 2. 居留地における移民送り出しのネットワーク
 3. 1870年センサスに記載された日本人：日本人移住史とセンサス史のリンケージ
- 終わりに

キーワード：米国センサス、センサス調査票、リンケージ、日本人移住史、環太平洋の移住空間

はじめに

本稿の検証課題は、アメリカでは南北戦争と日本では徳川幕府から明治政府へと激動する時代のセンサス調査票と日本側の史料のリンケージによって、センサスに記録があったもともと初期の日本人の渡航の軌跡とアメリカでの生活をつなぎ合わせ、その断面に光を当てることである。筆者の専門である米国センサス史の分野では、センサス調査票や統合公開マイクロデータシリーズ（Integrated Public Use Microdata Series: IPUMS）を使った社会史的なアプローチでの研究の進展が目覚しく、経年的なリンケージの方法的課題はもとより（Ron Goeken et al., 2011）、預貯金史料とセンサス調査票とのリンケージから、アイルランド系移民が極貧であったとのイメージとは相反する貯蓄率の高さを、居住地、年齢、職業等、センサス調査票ならではの情報から検証するところまで発展している（Simon A. Wegge et al., 2017）。しかし、現時点で他史料とのリンケージの対象は、大西洋を渡る移民の史料に限定されている。

ユウジ・イチオカは、太平洋を渡る日本人・日系人の歴史を二つの大きな時期、1885年から1907年、1908年から1924年に分けており、1880年以前については一握りの海外出稼ぎがいたと述べるにとどまっている（Ichioka, 1988, 3, 7-8）。1885年を北米日本人「移民」史元年とするナラティブの理由には、ハワイ官約移民開始や留学生などの急増にある。また、日本人がアメリカで世帯主となり家族を形成し始めたことも背景として挙げられる。事実、1890年調査票の焼失で1890年までの経年変化が見られないものの、調査票のデータベース検索結果からも本人・両親ともに日本生まれで、既婚、世帯主は1880年には全米でわずか9人だったものが、1900年には11,212人、1910年には22,095人と劇的に増加を見せていくことが分かる²。

一方で、糸井輝子は「移動したときの永住する意思の有無や、結果としての滞在期間の長短も、本質的な問題とはみなさない」としたうえで、「移民」とはすなわち、「人が国境を越えて生活の拠点を変えることであり、その行為の当事者」であるとする。よって糸井は、1885年以前の渡米者のうち、米国帰化市民となった浜田彦蔵（ジョセフ・ヒコ）から、カリフォルニアの「ワイン王」長澤鼎、高橋是清の「洋行」など、初期のさまざまな渡米形態を「人は動く」という「移住」の観点から検証している（糸井1995：55-60）。同様にジョン・ヴァン・サント（John E. Van Sant）は、1850年から1880年までの時期を、新島襄、「若松コロニー」のメンバーなどの人物史からハワイと

アメリカへの留学と移民の境界線を際立たせることなく対象としている (Van Sant 2000: chaps 1 and 3)。また、中国人移民を専ら対象としつつもアジア系移民を眺めるなかで貴堂嘉之は、1885年以前の日本人の移動は「単なる移民の失敗例として位置づけられる傾向」にある、と指摘する。事実、これまで1885年の官約移民以前の日本人の移動は、漂流民、留学生、移民で対象が文節化する傾向があり、環太平洋の移動空間が包括的に描かれてきたとは言いがたい。貴堂が言うように、実態としての「19世紀の環太平洋世界は、自由移民と奴隷の中間に位置づけられた『苦力』が、亡霊のように徘徊した現実の移動空間」(貴堂 2012: 66)であったとすれば、そうした環太平洋移住の文脈の中に、幕末、明治初期の日本人の移動の軌跡を包括的に位置づける作業が求められているように思われる。

この時期にアメリカでは、1860年、1870年、1880年の3回のセンサスが行われた。1870年センサスは1850年から始まった中国からの移住者の記録を経て、増加傾向の著しい「中国生まれ」を「チャイニーズ」という新たな「肌の色」の分類として独自に調査を開始した年であった。この1870年センサスには、もう一つ注目に値する内容が含まれている。それが、本稿が扱う「ジャパニーズ」にかんするものである。これまで、1890年に質問票の「人種／肌の色」の分類「項目」に「ジャパニーズ」が加えられたことをもって、人口センサス上に「ジャパニーズ」が登場したとされてきた。確かに公式分類として採用されたのは1890年だが、「登場」を別の角度からみるとこれは正確ではない。この年、わずか55名であるにもかかわらず日本人に対してシステムティックともいえる記録が始まったのである。よって、センサス・レポートへの公的な「登場」は1870年ということになる。しかし、調査票上の記録—さらに別の意味での「登場」—が見られたのは、10年遡った1860年であった。つまり、調査票に「ジャパニーズ」と思われる人々が記録された1860年が、センサス上に日本人が「登場した」最初の年といえる。それはサンフランシスコの調査票上に、職業欄がすべて「水夫(Mariners)」と記載されていた日本生まれの8名である。この時点で、センサス・レポートにおける彼らについての言及はなかったが、8名の記録は日本人に対する最初の調査記録で、後述するように、徳川幕府時代に渡航した咸臨丸の水夫が大多数を占めていた。

本稿は、1860年、70年の日本人へのセンサスの調査実態を検証し、それによってセンサス史を環太平洋の移住世界に開くための試論である。以下日本人移住史とセンサス史とをリンクし、そこから見えてくるものは何なのか、検証することとしたい。

1. 1860年センサスに記載された日本人

1860年第8回センサスの監督官 (superintendent) ジョセフ・ケネディには、南北戦争中、リンカン大統領をはじめとして、北軍の勝利に貢献するための様々な統計の提供の要請があった。1862年、議会はケネディ指揮下のセンサス・オフィスが「戦争にかんする統計」を直接提供することを承認し、またセンサス・オフィスはその専門的スタッフを、陸軍省に提供したのだった。このため、1860年センサスの結果を掲載したレポートは遅れ、予備レポートが1862年に発表されたが、本レポートの刊行は南北戦争中の1864年までかかった。また、ケネディが解雇された後1866年に、最終レポートが出された。ただし、センサス実施は1860年時点のため、センサスの項目は奴隷と自由の身分とに分かれていた。こうした激動の中で、1860年のセンサスの結果を掲載したいずれのレポートにおいても、日本人についての記載は皆無である。しかし、後述するように、1860年センサス調査票には日本人への記載があった。この事実こそ、筆者が1790年第一回センサスからの膨大なセンサス調査票を追う中で明らかになった、日本人のセンサスへの初めての「登場」ということになる。

ところで、データベースを使って日本人に関する1860年センサス質問票の記載を検証するためのもっとも広くかつ確実なキーワードは、「生まれた場所」である。出身地が中国などになっていても本人の名前から質問票に辿りつくこともありえるが、漂着後しばらくして1850年にカリフォルニア州の金鉱で働いていたとされる中浜万次郎を、本名や英語の名前(Nakahama, John Munn)などをキーワードに検索してみても、質問票を確認することはできない。ところが、1860年調査票を「日本生まれ」をキーワードに検索すると11名抽出される。ただし、2名分は「ハッセン(Hassen)」のミスキャンであり、実際には日本生まれではない。明らかに「生まれた場所」に日本と書かれていたのは、サンフランシスコ第9地区の8名、同第7地区の1名の記録である。これが、日本人についての現存する最も早い時期のセンサス調査票記録と考えてよいだろう。このなかでサンフランシスコ第9地区の「日本生まれ」8名は、合衆国船員病院(U.S. Marine Hospital)に入院中(居住というよりも)の人々であった。

そもそも合衆国船員病院は、1798年の法律によって、商船員(海員)の病気、怪我に対応するため全国の港に作られた。サンフランシスコでは1853年に開院、1868年の地震で損壊し閉鎖、1875年にプレジジオ地区に再建された。1860年センサス時の船員病院の調査票には、ペンシルバニア州出身の外科医「ジョン Y. リンド(John Y. Lind)」40歳を「家族の長」として、彼の実際の家族や看護師やスタッフおよび、全て職業欄が「水夫」と記録された入院患者の総勢209名が記録されていた(Manuscript schedules of population census 1860, District 9, San Francisco, CA)。1850年、病院や寮などは一つの「家族」とみなされて、「家族の長」と位置づけられる人物がセンサスに答えていた。一つの「家族」は「世帯」を事実上意味していた。この船員病院では医者「リンド」一人であり、彼が代表してセンサス調査に答えたものと思われる。患者には米国内出身のほか、アイルランド、ノルウェー、スウェーデンなどの外国出身者もあり、そのなかに日本人8名が含まれていた。合衆国船員病院に外国生まれの船員も含まれることは、病気になった船員への国際的な互助の精神に基づくものであり、同時に、船員を通じての病気(コレラや黄熱病など)の蔓延を防ぐという隔離の意味もあった。1902年にはその名称が「公衆衛生・船員病院」へ変更されるが、ナイヤン・シャーが述べるように、チャイナタウンを病気の巣窟とみなし、またエンジェル島において中国人をはじめとする太平洋を渡る移民に対する身体検査を厳しく行ったのが公衆衛生局であった。1902年のその管理下への移管(Shah 2001: 17-26)が象徴するように、病院の活動に隔離の意味合いが強まっていったのである。

1860年センサスに舞台を戻そう。まず、合衆国船員病院に入院していた8名の水夫とは、咸臨丸の乗組員であった。周知の通り、1858年に結ばれた日米修好通商条約の批准書交換のため、正使新見正興以下、遣米使節が乗った米国軍艦ポーハタン号の随伴艦が咸臨丸であった。咸臨丸は木村撰津守喜毅(軍艦奉行)以下、艦長勝麟太郎、中浜万次郎、福澤諭吉などが乗船しており、ジョン・ブルックス米国海軍大尉以下アメリカ人乗員の助けをかりつつ太平洋航海を成し遂げたことでつとに名が知られている³。

9名の調査票記載の詳細は表1の通りであり、病気のため入院していた8名と、別の日本生まれの人物が第7地区に確認された。センサス調査票上の名前と咸臨丸乗船名簿による名前と照合してみると、名前の英語表記“A Chie Chie”が「エイ キ チ」と読み、長崎・西泊出身水夫の栄吉(23歳)と年齢も符合するため、本人と考えて間違いない。栄吉は万延元年8月帰国した。現地で亡くなった水夫は3名、塩飽佐柳島出身の富蔵、塩飽広島青木浦出身の源之助、長崎出身火焚の峰吉である⁴。センサス調査票上の“Tom Kil Shon”は「ト キ ション」、「Mi Mea Chick Kee」は「ミ メ キ チ」と読み、両者は病気のため亡くなったとされる富蔵と峰吉の名前に音が近く、この二人ではないか

と筆者は考える。名前については「マロン モト (Maron Moto)」や「ク チエ ゴ ケ (Ku Chee Go Ke)」は、苗字が含まれているようにみえるが、これ以外は、“Githon Zeac” など、どのような日本名にあたるのか判別がつかない。「ク チエ ゴ ケ (Ku Chee Go Ke)」の場合、職業は「水夫」であるが、他に比べて44歳と年齢が高い点が際立っている (http://kanrin-maru.org/kanrin_material/1860_crew/crew_list_for_usa.html, 2016年4月1日最終閲覧)。

表1 1860年センサスに記載された「日本生まれ」：サンフランシスコ

名前(記載通りのアルファベット表記)	年齢	「肌の色」	性別	職業	生まれた場所	居住地区
Tom Kil Shon	21	Mon	男性	水夫	日本	第9地区
Mi Mea Chick Kee	21	Mon	男性	水夫	日本	第9地区
Githon Zeac	22	Mon	男性	水夫	日本	第9地区
Maron Moto	18	Mon	男性	水夫	日本	第9地区
Ku Chee Go Ke	44	Mon	男性	水夫	日本	第9地区
Ye Se Fa	25	Mon	男性	水夫	日本	第9地区
In Do tt	21	Mon	男性	水夫	日本	第9地区
A Chie Chie	23	Mon	男性	水夫	日本	第9地区
Peter Counne	30	M	男性	使用人	日本	第7地区

(Manuscript schedules of population census 1860, San Francisco, CAより作成)

次に、咸臨丸の水夫である日本人の「肌の色」に対して、1860年センサスの調査員はどのような記載をしたのか見ていくことにしたい。1860年センサスの「肌の色」の分類項目は、「ホワイト」「ブラック」または「ムラトー」の3つであった。「チャイニーズ」は公式の「人種」分類になる前のセンサスで、中国生まれの人々の「肌の色」については「モンゴリアン」を意味する“Mong”ないし“Mon”が数多く記載されるようになった。ただし1850年からは数は大きく減ったが、中国人が「ホワイト」と記載される事例も残っていた。地域別に言えばサンフランシスコでは「モンゴリアン」との記載が圧倒的に多く、「モンゴリアン」の浸透がみられた都市だった。合衆国船員病院の近隣にも「モンゴリアン」と記載される中国人が居住しており、日本生まれの水夫たちへの「肌の色」欄も同様に記載されていた。これによって、日本生まれという出身国の違いが明らかに記録されたうえで、出身国別の「チャイニーズ」や「ジャパニーズ」ではなく、「モンゴリアン」が包括的な「人種」分類として8名の日本人に対しても使用されたことがわかる。

加えて、1860年のセンサスにはサンフランシスコ周辺でもう一人の「日本生まれ」の記録が残っていた。サンフランシスコ第7地区に一人で居住していた「ピーター・カウン (Peter Counne)」は「ジェームズ・リネン (James Linen)」職業「サロン所有者 (prop.)」の世帯の職業「使用人 (サーヴァント)」で、30歳 (Manuscript schedules of population census 1860, District 7, San Francisco, CA, 42)。この人物は、明らかに「生まれた場所」が日本と書かれているが、「肌の色」欄は“M”である。

ここでの記録を行った「ジョン・H. ウィリアムズ」という名前の調査員が、近隣の中国生まれの職業「洗濯夫」の男性に対しては“Mong”と記載していたことから、“M”は「モンゴリアン」ではなく「ムラトール」の可能性もある（Manuscript schedules of population census 1860, District 7, San Francisco, CA, 46）。日本生まれが「ムラトール」と記載された可能性が排除できないのは、水夫であれば褐色に日焼けしていただろうし、そうでなかったとしても「肌の色」に対する調査員個々人の印象に、センサス調査が依存していたからである。1860年は公式分類の「ジャパニーズ」が導入される30年前であり、「人種」の境界線は曖昧であった。よって、ジャック・フォーブスがいう、「何らかの混血」との印象を日本人水夫が与えたとしても不自然とはいえない。いずれにせよこの人物は誰だったのだろうか。ここでは可能性を示すにとどめるが、病人8名の世話のためサンフランシスコに残留していた、長崎の浦飽之浦出身の惣八（35歳）か、塩飽高見島の吉松どちらかが仲間を見舞いに行き帰路の支度をしながら、住み込みの使用人として働いていた記録だったか、あるいは、咸臨丸の水夫で脱走したとされる人物が、ために自らの日本名を伏せた等が考えられる。

ところでポーハタン号に先立ち咸臨丸がサンフランシスコに入港したのは、1860年3月17日であり、サンフランシスコ湾北にあるメア島の海軍工廠にて修理、5月8日には帰郷の途についた。一方、合衆国船員病院を含む第9地区でセンサスが行われたのは6月25日で、船員病院にて回復した水夫たちは8月帰国したとの記録と時機が符合する。センサス実施日には既に帰郷していた木村、勝、福澤などがセンサスの記録に残っていないのも史実と合うわけである。

一行はサンフランシスコで歓待を受けたが、水夫たちの合衆国船員病院への入院について『小野日誌』のなかに以下の記述がある。

水夫富蔵、源之助兩人先日中より病気にて薬用いたすもはかどり申さず、次第衰弱の様子、両医師より撰津守、頭取へ申し出て、当所市庁に交渉のうえ病院へ入院願ひしところ、聞きとどけられ、手形2人分差しつ遣われしをもって、今日病院に看病人として幸吉、伊三郎付き添い、公用方吉岡、士官見習赤松、医師牧山等病院へ赴き引き渡しうのえ、夕刻いずれも帰船す（木村 2011: 133）。

サンフランシスコ市側との交渉にあたっては、後に徳川幕府からサンフランシスコ領事を委嘱されるチャールズ・ブルックス（Charles Walcott Brooks, 1835-1885）の尽力が大きかったようである。また、『奉使米利堅紀行』のなかで木村喜毅は看病人2人と合計10名が残ったと書いている。

予はプレジデントの家に至り別れを告げ、かつわが船夫のうち七八名瘟疫（はやり病）に犯され、危篤の者ありて船に乗せがたければ、しばらくこの地の病院へ入れおき、全快次第便船〔郵便船〕にてわが国へ送り届けんことを託し、看病人二人を差し添え総計十人、右用意金として洋銀三千円を預けたり（木村（大塚編）1928-30: 36-37）。

富蔵と峰吉が葬られた「桑港の墓地」というのは、ともにローレルヒルであった⁵。ここでもチャールズ・ブルックスが埋葬の際、石碑まで建てるなどして尽力したこと、吉松と惣八の二人が介添えのため残ったことが確認出来る。水夫たちの死亡日は史料によって若干異なる記述が残されている。ただいずれにせよ、これらの3人ともに、死亡日より後のセンサス調査日6月25日に記録が残ったことになる。この理由は、1850年当時「一つの家族」として定義されていた病院の場合には、ある時点での入院患者のリストをセンサス調査員に「家族の長」が伝えたからであろう。この点、サ

ンフランシスコ合衆国船員病院も例外ではなく、よって、センサス調査実施日以前に亡くなったと記録されている人物が含まれるなど、個々の状況が全て最新ではないものが伝わったとしても、不思議ではないのである。

このように1860年センサスの記載は主に合衆国船員病院の8名であって、もう一人の日本生まれの人物は日本側の史料と照合しても、人物を特定するにはほど遠い。しかし、本節で明らかになったのは、咸臨丸の水夫の8名をはじめとする9名こそが、アメリカセンサス調査票に初めて「登場」した日本人であったという史実である。そして、勝海舟のような日本史上有名な人物ではなく、多くの場合他に史料が残らない人々に対して、センサスこそがアメリカ側の唯一の記録になりえるとの史的価値である。つまり、センサスが行われた時点で、アメリカに短期間でも在住していたならば誰でも記録に残る可能性があり、センサス調査票と日本側の史料とのリンケージによって、多くが無名な「一般の人々」の初期日本人移住史に新たな光が当てられるのである。

2. 居留地における移民送り出しのネットワーク

次節以降1870年のセンサス調査票と日本側史料とのリンケージ検証に入る前に、後述する「若松コロニー」を率いたとして知られるハインリヒ・シュネルの一行がカリフォルニアに入った後の1869年6月17日付の『デイリー・モーニング・クロニクル』（『サンフランシスコ・クロニクル』の前身）の新聞記事をもてみたい。ここではシュネル一行よりも前に入植者があったとの記事が掲載されている。

最近シュネル氏によって連れられたコロニーをここで定住しようとした初めてのの人々とみなすのは間違いである。一年前にジェド〔江戸〕のアメリカ総領事の父でこの都市の古くからの住人である、ヴァン・リード氏が、一行を連れて労働交換で職を求めるため連れてきた。・・・一行は全て洗練された国で重要な地位の紳士であり、一人はジェド〔江戸〕の知事、でもう一人はヨーロッパとアメリカに条約締結のため派遣された一行の一人であった。これらの人は文明国への渡航によってミカドに従うにはあまりにも考え方がリベラルになってしまったため、ほとんど困窮し逃亡を余儀なくされたのであった（*The Daily Morning Chronicle*, June 17, 1869）。

この記事のなかで明らかな間違いは、ユージン・ヴァン・リード（Eugene Miller Van Reed, 1835-1873）はハワイ王国の総領事に任命されていたものの、江戸在中のアメリカ総領事ではなかったことである。ヴァン・リード自身は、2歳違いのジョセフ・ヒコ（1837-97年）と知り合ったことで日本に渡り、『横浜新報もしほ草』を発行し、商人として、また外交面でも精力的に活動した人物である。

ヴァン・リードの活動のなかでよく知られているのは「元年者」の渡航にかんするものであろう。新聞記事で、日本人渡航に深く関わっていた「アメリカ総領事の父でこの都市の古くからの住人である、ヴァン・リード」とは、サンフランシスコに住む、ヴァン・リードの父親を指しており、現地での日本人の引き受け人であったことがうかがえる。ヴァン・リードとその両親は、後の総理大臣高橋是清（1854-1936年）の米国滞在にも非常に深く関わっていた。それは、同じ仙台藩出身の星尙太郎が横浜居留地においてヴァン・リードの下で働いていたからであった。星の口利きで、同じ仙台藩の少年鈴木と高橋が、サンフランシスコに住むヴァン・リードの両親のところまで「世話をしてもらおう」となった。ところが高橋が言うには「一切のことはヴァン・リードの両親に頼むことになり、我々の旅費や学費は藩のほうから直接ヴァン・リードに渡してしまった」（高橋 1936,

1975, 2015: 38) のであった。彼の「奴隷として売られた」という逸話の出発点について、高橋自身は以下のように語っている。

かような有様で始めた始めは大いに歓迎され、食物のごときも当り前のものを食わされたが、それがだんだんと悪くなって、どう見ても老人夫婦の食い残し物としか思えないものばかりとなった。それにどういふものか、学校へもやってくれないのみか、下女もいない老夫婦ばかりの家とて、煮焚き料理の手伝いから、部屋の掃除や、走り使いまでさせられる。・・・ともかく望むところの学問が出来るといふので、私は喜び勇んで、その書附に署名した。何しろ人のいふことなどにはチットも疑いを持たない年ごろではあるし、それに学問のことなんかも一向分らぬ、横浜の時もヘボンの奥さんに就いて学び、ヘボンの奥さんが一時国へ帰ると今度はバラの奥さんに学んだ、それで英学というものは奥さんに学ぶものだらけの単純な考えのほか持たない時であったから、一条が書附を見て『何だかお前があっちへ行ってしまう、何でも三年ということが書いてある』というけれども、さらに疑いは起さなかった(同: 46, 48)。

「奴隷として売られた」というのは、カリフォルニア州が元々奴隷州ではなく、かつ彼の渡米が奴隷解放宣言の後であるから厳密には正しくないが、おそらくは「家庭内使用人」の仕事をする契約を交わしてしまったのであろう。ただし伝記からはヴァン・リードがハワイの元年者のみならず、サンフランシスコの両親を通じて本土でも日本人労働者斡旋をビジネスとしてまた両親の個人的な家庭内使用人として利用していたことがうかがえる。

1869年6月17日付の『デイリー・モーニング・クロニクル』の記事内容に戻ろう。ここでの「アメリカに条約締結のため派遣された一行の一人」は、「初の亡命者」といわれる万延元年遣米使節団の一人、塚原重五郎昌義を指していたのかもしれない。また、シュネルよりも1年前にユージン・ヴァン・リードによって「労働交換で職を求めため」連れてこられた移民集団の記述については、その規模は定かではないが、免状からみてまったく不自然な既述ともいえない。何故ならば1868年(戊辰)3月に免状が下りていたとみられる「米國ウエンリートニヤトワレ」と書かれた5名の留吉(39歳)、鶴吉(24歳)、政七(41歳)、栄助(37歳)、岩蔵(40歳)が、記事のいう一行に該当する可能性があるからである(『於開港場免状相渡候航海人銘鑑』慶応3年-明治5年: 1)。

ユージン・ヴァン・リードは1870年センサス実施後まもなく、1873年の帰国途中に長年煩った結核により38歳で亡くなった。福永郁雄の「ヴァン・リード論評」によれば、長く流布した「悪徳商人」とのイメージには誤りも多く、その源は「権威ある研究者」による「ヘボンやバラのごとき立派な米人には交際もなかったようであるから、あまり立派な人格の持ち主ではなかったと思われる」との記述にあったという。事実と虚実が混ざったイメージが権威をもって語られることにより定着、強化され、彼らの人物像の描写に偏りを生んできたのは、「怪外人」ハインリヒ・シュネルと同様である。しかしわずか30数名の狭い居留地の中での人間関係は紛れもなく濃いものであり、アメリカ人同士の間際がないことはありえなかった。事実、ヘボンとの交際はヴァン・リード亡き後の妹との書簡からも明らかになっている(福永1986: 63-64)⁶。また、横浜居留地においてシュネルは、免状が与えられた労働者をも送り出していたヴァン・リードと旧知だったのであろう。「若松コロニー」の後発隊13名の男性、女性、子どもがヴァン・リードによって送られたとの新聞記事がそれを裏付ける史料のひとつとなる(『シンシナティ・デイリー・エンクワイヤー』1869年11月20日)⁷。

幕末・明治初期の人の移動は「若松コロニー」についても後述するように、オランダないしプロイセンの出身であるシュネルが単独で実施に至ったのではなく、横浜居留地のネットワークー 同国

出身に限らず、時に敵対しつつも防御の団結も余儀なくされるトランスナショナルな紐帯—を通じたものであった、と考えられる。つまり「若松コロニー」の行き先として、サンフランシスコが拠点となったのは、そこが太平洋を渡る移民の玄関口であったこと、そして咸臨丸の「水夫」の入院や墓の建立までの世話をした名誉領事ブルックス、高橋是清らを使用人とした経験のあるヴァン・リードの両親が居住していたこと等を考慮するならば、自然なプロセスとは考えられないだろうか。黎明期の日本人の海外移住は、居留地外国人の個人的かつトランスナショナルなネットワークによって行われていたと考えられるのである。

3. 1870年センサスに記載された日本人：日本人移住史とセンサス史のリンケージ

1870年には、アメリカでは南北戦争、日本では戊辰戦争とそれぞれの内戦が終了していた。この年の第9回センサス・レポートには、「ジャパニーズ」が55名と報告された。この1870年こそが、米国センサスのレポート上に初めて公式に日本人の存在が記載された年であった。以下、本節を始めるにあたり、センサス・レポート第1巻中の1870年センサス監督官、フランシス・A. ウォーカーによる説明を引用してみよう。

合衆国の23の州ではチャイニーズが人口に含まれることが判明した。チャイニーズを類型化するセンサス上の目的はジャパニーズを含めることである（ただし、彼らは人口統計表の中では区別されている）。その一方で、ハワイアンを除外することである。

この「チャイニーズ」にかんするわずか3行の説明が、第9回センサス・レポートにおける「ジャパニーズ」登場理由の唯一の説明である（Walker 1872: xii）。1870年時点で「ジャパニーズ」は、分類としては「チャイニーズ」の中に含まれる「チャイニーズ」の下位分類との扱いであった。事実、レポート上での記載の仕方は例えば、カリフォルニア州の「チャイニーズ」の統計の中に「33名のジャパニーズを含む（includes 33 Japanese）」との注釈が付記される形で行われている（Walker: 7）。このほか、ニュージャージー州10人、マサチューセッツ州の10人、ミシガン州、ペンシルバニア州にも各1名で、全米で55名となった。カリフォルニア州全体の33名の「ジャパニーズ」のうち、もっとも多い22人（「チャイニーズ」は1,582人）が報告されているのは、エル・ドラド郡であり、サンフランシスコには8名。次に多いマサチューセッツ州の10名のうち、ボストンのあるサフォーク（Suffolk）郡が5名。ウースター（Worcester）郡には4名である（Walker: 15-16）。

センサス・レポートに記載されたこれらの55名の「ジャパニーズ」とはどのような人々だったのだろうか。データベースを使用して「生まれた場所」日本をキーワードとして抽出される103名がその母集団となる。レポートの行政単位との調査票のデータとの照合では、55名のうち53名分の調査票は「ジャパニーズ」がいるとされたセンサス・レポートの行政単位と居住地が合致した。加えて、センサス・レポートに「ジャパニーズ」が報告されていない行政単位に、「生まれた場所」が日本であり、かつ、名前等から日本人と思われる5名を発見した。これらの誤差を差引したのが、筆者が考える56名の日本人である。

日本人56名の居住地、名前、年齢、職業などの基礎的な情報を抽出したところ、男性が46名で圧倒的に多く（82%）、女性は10名（18%）であった。次に、平均年齢は23.2才、職業は学生（22名）、農業労働者（15名）、召使・家事手伝い（6名）の順。30名（54%）がカリフォルニア州に居住し、マサチューセッツ州、ニュージャージー州がそれぞれ10名（18%）と続き、ニューヨーク州にも3

名居住していた。さらには、日本人移住史とのリンケージのため、免状記録等と調査票との照合作業を行った⁸。カリフォルニア以外は、3名を除いて多くが旧藩から派遣され数年で帰国の途につく予定の学生であった。例えばマサチューセッツ州では、アマーストの「ネイセイマ・ジョセフ (Neiseima Joseph)」は新島襄、ボストンの「シマズ (Shimadzu)」は島津又之進、「エノウエ・ロクサブラド (Enoye Rokusaburad)」は井上六三郎、「ホンマ・アエチラス (Hongma Aechiras)」は本間英一郎などである。職業に「日本語の通訳・翻訳」と書かれている「ヒラハ (Hiraha)」(40歳)は、井上や本間など若い留学生の世話役をしていた平賀磯三郎である⁹。

全体像を確認した上で本節では1860年同様に、日本側の史料とセンサス調査票をリンケージさせつつ、1870年調査票に記録されたカリフォルニア州の日本人についてみていく。まずは、センサスに記録があったカリフォルニア州エル・ドラド郡の22名を日本人移住史に位置づけるべく、「若松コロニー」を率いたシュネル兄とその弟の人物像について整理しておきたい。ユリコ・ヴィルト・カワラ氏収集史料から箱石大と福岡万里子が明らかにしたところでは、兄弟の本名は兄がヨハン・ハインリヒ・シュネル (Johann Heinrich Schnell)、弟はフリードリック・ヘンドリック・エドゥアウト・シュネル (Friedrik Hendrik Eduard Schnell) である (箱石 2013: 44-45)。筆者も、引用以外、ハインリヒとエドゥアウトと表記する。ハインリヒ・シュネルは、1870年の米国センサス調査時には「若松コロニー」のリーダーとして、自らを「ジョン・H. シュネル (John H. Schell)」と名乗ったが、これはアメリカ風にした名前であることが分かる。兄弟のうち、センサスで「主婦」と記載され2人の娘と家族を形成していた「ジョウ」(日本の文献では「およう」との呼称が定着している)がどちらだったのかについて記載が定まっていなかったが¹⁰、最近ではハインリヒ・シュネルで一貫している¹¹。現在では彼らの出身(国)についても明らかになった。福岡はシュネルの「国籍」について以下のように論じる。

制度的にどの国に帰属するか、ということから言えば、「オランダ人」ということになろう。蘭領東インドで生を受け、その後、少年期をドイツで過ごしたものの、経済的に困窮するようになると「外国人」ということでその地を追われ、その後は日本に来るまで、オランダないし蘭領東インドで成長し、生活したためである。しかし兄弟の両親は、後のドイツ帝国の版図となる地域の出身であり、ドイツ語を母語としたはずである。……つまり母語はドイツ語であり、オランダ語は、とくに少年期にオランダに追われてから、主に家庭の外で習得したものと推定される。そうした意味では、彼らは「ドイツ人」でも「オランダ人」でもあったことになろう (福岡 2013: 131)。

こうした経緯から、弟エドゥアウトが、長崎ないし横浜で「オランダ人」として居留地登録したことは自然だった。一方で、1870年センサスでの兄ハインリヒによる出身地の回答、「ヘッセン ダルムシュタット」も両親の出身地という意味で正しいのである。そもそもシュネル兄弟は、父の都合でオランダの植民地だったインドネシアで生まれたが、母親の療養のためドイツに戻ったさなかに父は紙幣偽造で服役、仕送りが途絶え生活は困窮を極めていたという。また、兄ハインリヒは戊辰戦争中にプロイセンの大将を自称していたが、実際には軍歴は約2年半のみであり、完全に詐称であると判明した (箱石 2013: 49)。後にインドネシアに戻るまでも職務怠慢で解雇されたこともあり、仕事ぶりは散々なものであったようである。ところがおそらくは、プロイセン軍艦ガゼレ号が日本に航行する途中、蘭領東インドに寄港した際に、プロイセン使節フォン・レーフェス一行と知り合い、彼らに通訳者として同行した (福岡 : 131, 137)。ハインリヒ・シュネルの名前は、1863年

8月、プロイセン使節からの文書の翻訳者として日本側の史料に初めて現れる（同：131）。これまでの来歴が逆に功を奏する形で、開港直後の日本で彼らの人生は一変した。「幕府と西洋諸国の代表との意思疎通が近世の日蘭関係を媒介してきたオランダ通詞を通じて行われていた」ために、ドイツ語、オランダ語を操る兄弟が公使館から重宝されていったのである。そのなかで、オランダ、ヘッセン、と、出身地を様々に答えていたことそれ自体は、シュネルに特異のものではなかった。福岡が言うように、それは当時ヨーロッパ出身の「彼ら自身が何人と名乗り、登録するのとは別に、実態としては一義的に『何人』と定めがたい場合が、数多くあった」という事例の一つなのである（同：132, 134）。

次に、1865（慶応1）年6月17日付け『大日本維新史料稿本』に「スネル」の名前が現れた。ここでの「スネル」は弟のエドゥアウトにかんするものである。

幕府、瑞西国書記官スネル提案に係る交趾支那米移入に関し、府内米穀商の意見を徴す。是日、米穀商組行事、移入米を引請け難きを答申す（東京大学史料編纂所 1983-84: 159）。

また、従来シュネルが兄弟でないとの誤解も存在したものの、1867（慶応3）年7月15日付けの史料には、ハインリヒ・シュネルが兄、弟がエドゥアウト・シュネルだと明らかに書かれている。

普国代理公使館書記官ヘンリ・スネル、其弟エドワード・スネルと俱に馬車に乗じ、田町「江戸芝」を過り、沼田藩士三橋昌のために襲はれ、之を禦がんとして拳銃を以て狙撃し、誤て邦人「下駄商幸次郎の雇人浅次郎」を傷く。明日、スネル兄弟、之を幕府に訴へて、暴行者の逮捕を求む。尋で「17日」沼田藩、書を幕府に上り、昌を其藩に拘禁せしことを稟す（同：184）。

このようにシュネル兄弟はともに日本に来て、弟はスイスの書記官、兄のハインリヒはプロイセン公使館書記官となった。ハインリヒ・シュネルは、プロイセンの初代駐日領事マックス・フォン・ブラントのもとで翻訳方を務め、その後書記官に任ぜられていたが、一方、会津藩の武器商人としても活動していた。兄シュネルは藩主松平容保の信任を得て、「平松武兵」を拝名した程であった。1868年1月の戊辰戦争開始直後、2月にはハインリヒ・シュネルはプロシアの公使館を辞め、会津に行ったとされている。5月には江戸城は無血開城され、その後の東北戦争で会津藩は劣勢に立たされた。1868年若松城での籠城戦の直前ともいえる7月31日には、根室や留萌に領地をもっていた、会津、庄内からの領地売却の打診に関して、フォン・ブラントが本国に指示を仰いでいたが、ここにもシュネルがいた。フォン・ブラントの手紙には、「交渉は長引かせることが出来る。どの当事者も困窮した状況で、優位な条件を引き出せる」と記されていた（箱石：49）¹²。奇しくも明治政府軍が若松城に侵攻した10月8日に、プロイセン宰相ビスマルクと海相との間で判断についてやり取りが交わされたが、会津、庄内両藩は11月には降伏したのだった。こうした会津藩の動きに鑑みれば、「若松コロニー」の設立の計画は、渡米後にハインリフ・シュネルが新聞記者に語った作り話ではなく、会津藩のかなりの高レベルでの構想であったと推察される。

次に、1870年のセンサス調査票と「若松コロニー」の渡航記録とをリンクージュすべく、江戸末期、明治初めの日本側の史料をみてみよう。幕末に海外渡航の制度が大きく変化し、条井によれば、1866年に徳川幕府が「海外渡航差し許し」、江戸、神奈川、長崎、函館の外国奉行が印章発給業務を開始した後、日本人が外国人に雇われて海外に渡航することを許可した。香港、横浜、サンフランシスコ間の太平洋定期航路が開設されたのも1867年のことであった（条井：54）。ただし明治新政府も自由な渡航を認めたわけではなかった。戊辰戦争後という内政的混乱と定期航路船の運賃の高

さを背景に、学業や商用など限られた目的をもった場合と、外国人に伴って渡航する場合に、免状が許可された。

よってそもそも免状が与えられた人々の数は限られている。『海外旅券勘合簿 神奈川県之部 第1巻』の免状交付者は第301号の寅吉から始まるが、寅吉の「用務は」「米国人ブラス小遣」である¹³。この後の『海外旅券勘合簿 神奈川県之部』には「若松コロニー」に関係するとみられる人々は確認出来なかった。しかし、別の史料『於開港場免状相渡候航海人銘鑑』（以下『航海人銘鑑』）にそれと思われる記録が見つかった。ここでの記載項目は「人名」「籍」「事故」「年月」「年齢」「免状渡港名」であり、「事故」欄は渡航の理由を意味している。「免状渡港名」が「神奈川」と書かれた人々の筆頭には、既述の通り「米國ウエンリートニヤトワレ」と書かれたもの留吉（39歳）、鶴吉（24歳）、政七（41歳）、栄助（37歳）、岩蔵（40歳）の5名がいて、「年月」は1868年（戊辰）3月である。明治政府からの許可が下りずに、ヴァン・リードによってハワイに出稼ぎ斡旋をされた150名余りの「元年者」はよく知られているが、ここにはヴァン・リードのみならず、米人ロスマン、ヘボンなどに「小仕二被雇用」と書かれた日本人の記録が散見される（『於開港場免状相渡候航海人銘鑑』¹⁴）。その中でも「米人シェーメンに・・・」と「事故」欄に書かれ、1868年（戊辰）10月27日に免状が下りたと思われる「ふじ」と「るい」が、1870年センサス調査票とのリンケージによって、実際にサンフランシスコで同じ人物の家事手伝いをしていたことが判明した（同）。この事例については後述する。

中でも「事故」欄に「亭人ケルムニ・・・」とまとまって記載されていた20名が「若松コロニー」に関係すると思われる一行である。「亭人」とはプロイセン人のことある。記録上の「人名」欄の記載では、全て苗字が書かれておらず、「籍」が出港地横浜になっている（同）。住所欄には「横浜市駒形町代地・・・」、年月欄には、「己巳3月12日」（1869年）と書かれており、このときに免状が与えられたのであろう。「事故」欄の「亭人ケルムニ・・・」の「亭人」、つまりプロイセン出身のケルムという人物に雇われての渡航という記録が、シュネルが代理人を通じ現地で後発隊を待っていたという新聞記事と符号する。しかも「ケルム」は、横浜居留地で1866年、67年にシュネル兄弟の会社シュネル&ペルゴ（Schnell and Perregau）に所属していた人物、H. クレマー（Kremer）であった（*The Chronicle Directory for China, Japan, & the Philippines*, 1866: 236, *The China Directory for 1867*: 5）。前後するが、1869年5月27日には現地新聞『デイリー・アルタ・カリフォルニア』紙にも、シュネルの到着とその様子について以下のような記事が掲載された。

プロイセン人で日本の北部連合地域に過去10年に渡り住んでいたスネル氏が、日本人の3家族を伴ってサンフランシスコ港に到着した。これら家族は、この港に向かっている日本人40家族の先発隊で、更に80家族が続き、合計120家族、あるいは、約400人に上る人達が永住の為ここにやって来る予定だ。その殆んどが養蚕と絹糸生産者で、幾人かの茶の生産者も居る。・・・彼らは農奴ではなく、自由人だ。若し藩の高貴な人物がやって来れば、手に職を持つ更に多くの家族を連れて来るだろう。彼らは非常に高尚な家柄で、十分に教育を受け、洗練された人達だ。彼らは我が法律とその運用をよく理解し、遵守するだろう（*Daily Alta California*, May 27, 1869）。

『航海人銘鑑』で「亭人ケルムニ・・・」とまとまって記載されていたのは20名だったので人数の大小はあるものの、上記記事中のシュネルを含めた3家族がまず到着し、その後40家族が来るという語りとも符号するのである。さらに、記録では、「ケルム」に率いられた「佐吉」は「なみ」という21歳の妻を帯同している。ここでは情報はそれだけで「佐吉」自身の年齢欄の記載はない。そ

のほか、妻 8 名が記録されており、人名欄の記載は以下の表 2 の通りである。

表2 『航海人銘鑑』の記載情報

妻の名前	年齢	夫の名前	年齢	センサスでの記載
なみ	21	佐吉	記載なし	なし
とき	31	?	記載なし	不明
くま	31	松?ノ助	25	不明
ふち	23	新次郎	26	あり
せん	32	大二郎	43	あり
?	23	きたろう	25	あり
?	21	亀二郎	記載なし	不明
しん	34	市五郎	記載なし	不明

先行研究によれば調査票を時系列でリンケージするためには、名前、年齢、性別、出身地、家族構成が重要な属性となる (Goeken et. al., 2011)。他史料とのリンケージにも同じことが言える。その点を踏まえたうえで『航海人銘鑑』と「ジャパニーズ・コロニー」の「およう」を含めた 22 名にかんするセンサスの記録とその他の史料とをリンケージしてみよう。

まず、「若松コロニー」に関連する書物から歴史上知られている人物の可能性のある名前を探すと、「佐吉」と柳沢佐吉、妻「なみ」と「なみ子」がほぼ完全に合致する。さらに史料を重ね『福音会沿革史料』では、柳沢は 1869 年 10 月渡米、続けて「スネール同行」との付記がある。10 月渡米では、5 月に渡米していた「スネール同行」にはならないので、渡米の月か、「同行」の付記のどちらかが間違っていることになろう (阪田他編 1997: 9)。柳沢は、「若松コロニー」崩壊後、1872 年にサンフランシスコに到着した岩倉具視使節団に頼み込んで帰国し、内務省勤務の後家族を伴って再渡米した¹⁵。『シンシナティ・デイリー・エンクワイヤー』を再度引用すると、その 1869 年 11 月 20 日付けの記事には、直前に到着した「若松コロニー」の後発隊には 13 名の男性と女性、子供が含まれたと書かれている。『航海人銘鑑』の記録では、男性の数が 12 名でうち 1 人が「大二郎倅」の「正吉」であり、ほぼその数が一致する。さらに金太郎 (27 歳)、新次郎 (26 歳)、大次郎 (43 歳) の、『航海人銘鑑』とセンサス上の名前と年齢がおおむね合致する。大次郎の息子もセンサスの記録と照合出来、本人は無論のこと、家族についての記述が符合する。さらに『航海人銘鑑』にある「松之助」は旧会津藩士でピアキャンプ宅で生涯働き、「おけい」の墓を作ったとして知られる「桜井松之助」に一致する。「松之助」の記録上の年齢は 25 歳である。このように「若松コロニー」にいたと知られる柳沢佐吉と妻なみが含まれ、他にも家族を含めてセンサスの情報と合致する人物が 3 名含まれている。これまでいずれのメンバーの渡航記録も確認されていなかった「若松コロニー」であるが、家族単位でまとまった人数の米国への渡航はこれ以外に見られず、シュネルと同郷で商業活動を共にしていた「ケルム」に率いられたことを加味し、筆者は一行 20 名を「若松コロニー」の後発隊の記録だと考えている。よって『福音会沿革史料』の柳沢の渡米は「10 月渡米」のほうが正しいとみている。

柳沢佐吉の渡米は複数の史料によって確証されるものの、彼と妻の名前はシュネルの「コロニー」

や別の地区に出てこない。「松之助」、そしてまた「おけい」も同様である。ただしセンサスの史料学からみるならば、それ自体が彼らの不在を証明するわけではない。何故ならば、まずはシュネルによる名前の誤申告や漏れ、そして調査員側の誤記入があり、またセンサス調査時にホテルなどに宿泊していたが故に調査対象から外れた可能性があるからである。さらには、太平洋を渡る移民の大多数を占め、1870年からは公式な分類項目となった「チャイニーズ」に含められた可能性もある。もしそうであれば、カリフォルニア州全ての中国出身者の調査票（当時の人口は63,254人、カリフォルニア州でも49,320人）から、それらしい名前を探し出す途方もない作業が必要になる（Walker: xvii）。何よりも「アンダーカウント」はマイノリティに対して高く15-20%程度であったというセンサス史を通じての現実がそこには横たわっていたのである。そうであるが故に、1860年にせよ1870年にせよ、極小の集団であった日本人に対してセンサス調査票に記載があったことのほうが、驚きとも言えよう。

ここからはその残った記録に焦点を当てて、「若松コロニー」についてセンサス調査票から何が分かるのか、さらに詳しく見ていこう。1870年7月1日、2日に行われた「若松コロニー」のメンバーへのセンサス調査票の記載は、全てシュネルの申告によるものである。調査員が「ジョン・シュネル(John H. Schell)から情報を得た」とメモを書いていることがその証拠である。また、調査員は「ジャパニーズ・コロニー」とのメモ書きも残していた。そこでシュネル自身は、両親の出身地を反映した「ヘッセン ダルムシュタット」出身の29歳の「農家・農場経営者(farmer)」であり、「ジョウ(Jou)」と記録された妻は1846年日本生まれの「主婦」であり、その「肌の色」欄は「ジャパニーズ」と記載されていた(Manuscript schedules of population census 1870, Coloma, El Dorado, California)。柳澤幾美は、ヘンリー・タケタの論証を参照し長女「フランシスは入植後まもなく1869年5月に生まれ、2番目の娘メアリーは1870年4月に生まれた」としている(柳澤2009: 102)。この説が出生記録に依拠したのかどうかは不明であるが、1870年7月1日記入と書かれた調査票では、フランス2歳とメアリー2か月はそれぞれカリフォルニア州生まれ、しかもメアリーの場合、4月生まれと記載されている。

シュネル一家の次に紹介されるのは、スイス出身の「ワインメーカー」の男性「ディエルバル・？(Dielbal Thnd)」26歳と、18歳の男性「ネシェジャワ・タンク(Neshejawa Tank)」の「労働者」が2人である。スイス出身者が誰であるのかは現時点で不明である。「ネシェジャワ・タンク」は名前の音と年齢から、会津藩士出身で岩倉使節団の通訳を務め帰国も果たした西川友喜だとみられる¹⁶。西川は、1869年5月21日にシュネルとともにホテルで宿泊名簿に記載していたという(河村1943: 277)から、おそらく先発隊の一人ということになるだろう。繰り返すが、調査票の記録は、病院や施設と同様に、ひとつの「家族の長」とみなされたシュネルが把握するコロニー情報だった。そのため個別に回答していたならば得られたはずの妻の名前が「およう」以外5人中4名が漏れる結果になっている。

また、シュネルのリーダーとしての立場は、「農家・農業経営者」とあり農業関連とはいえ「農業労働者(farm laborer)」とは明らかに異なる。そうした立場の差は、シュネルの3万8千ドル相応の「所有する土地価格」と3,000ドルの個人資産と、他のメンバーの資産のゼロとの記録からもうかがえる。シュネルの「所有する土地価格」は近隣の世帯主と比べても飛びぬけて多い額であった。

このほかに少なくとも、幼少の少女二人を含む5家族の記録が残っているが、そのうち、女性の職業が「家事」と書かれた(つまりは主婦)は「およう」を含む3名で、夫の職業は「農業労働者」ではなかった。そのほかの家庭での女性3名は夫婦ともに「農業労働者」であった(Manuscript schedules of population census 1870, Coloma, El Dorado, California)。19世紀中庸のアメリカ社会で「主

婦」であることのリスペクタビリティは、異人種間結婚を事例とした場合でも、マサチューセッツ州で「有色の」船長の男性と結婚することで「主婦」の座を獲得し、厳しい労働から解放されるアングロ系の白人女性の一生 (Hodes 1999) があり、またニューヨークのロウワー・マンハッタンでも、生活の安定とリスペクタビリティの両面において「独身女性でい続けるよりも中国人商人と結婚する方がより良い」(Tchen, 1999 : 162) とするアイルランド系女性の例がある。

1870年の調査票では「キンジロ (Kingdelyro)」29歳は「大工」、「ダイジロ (Daidjiro)」46歳の職業も判別は難しいが「大工」に見える。「ワイン生産者」のスイス出身者と、会津藩士で先発隊の一人とされる西川(「ネシェジャワ」)、「大工」の「キンジロ」や「ダイジロ」がシュネルに続けて紹介されているのは、コロニー内の序列ないしはシュネルとの近さを反映しているであろう。また、「およう」と同様に、「妻」が「農業労働者」ではなく「主婦」でいられたという経済状況や階層をも示唆しているのではないだろうか。

1870年センサスによれば全米の日本人女性はわずか10名だったが、そのうちの8名が「若松コロニー」のメンバーの家族(妻、子ども)であった。全米のその他日本人は学生、下宿人、寄宿人であった。つまり、日本人の家族は「コロニー」にしかいなかったのである。「若松コロニー」については、シュネル一家がこの1870年センサス後まもなく資金難のため日本に帰国するといつて去った後、崩壊の運命をたどったというのが通説である (Van Sant: 128-29)。会津の元教師で郷土史家古川佐寿馬はこの点について以下のように述べる。

シュネルは彼の妻(日本人)と2人のむすめ(8才と5才)をつれて資金あつめに日本にかえりそのあとドイツにゆき事業をやつて資金を集めようとしたが失敗し日本人の川島忠之助という作家が明治18年にジュネーブで彼にあらたと本人[川島]が発表しております。それがシュネルの消息の最後で日本に帰つておりません。またその家族のこともわからぬのです (藍原 2008 : 145)。

確かに川島本人の残した書簡からは、1882年から横浜正金銀行のリオン支店支配人として派遣された期間に、シュネルに会つたことが言及されている。ただし、本人の記録によればその年は1885年(明治17年)である。

滞留中は旧時日本にて名の響しスネル氏の家に客となり諸方見物せり 其の詳報は近日筆記済みたる上にて送るべし (川島 2012: 148,196)。

わずかに残された川島の書簡のなかでは、「旧時日本にて名の響しスネル氏の家に客となり」ということが事実として確認出来るだけで、家族の描写は確認できない。「日本にて名の響しスネル氏」とは、「およう」と家族を形成していたハインリヒ・シュネルではなく、弟エドゥアウトの可能性もありえる。エドゥアウトの庄内藩での武器商人としての「活躍」ぶりはめざましく、むしろ日本にて名の響きしスネル氏とは、弟エドゥアウトであつた可能性が高いように思われる。既述のように「瑞西国書記官スネル」とエドゥアウトが初めて記録された日本側の史料があることから、エドゥアウトがスイスに戻りそこで川島に会つたのではないだろうか¹⁷。

1870年に記録のあつた日本人のその後に関して、センサスは多くを語っていない。1880年のセンサスに1870年と同じエル・ドラドで記録があつたのは4人で、そのうち「若松コロニー」に確かにいた人物とされているのは、ゴールド・ヒルの増水国忠之助のみである。そのほかの3名は、「若松コ

ロニー」のあったコロマに居住していた「ピーター・ウノ (Petter Uno)」30歳、「スギニ・ムティ (Sugini Muty)」32歳、「ジョージ・ツナカー (George Tunaker)」29歳、いずれも男性で職業は「労働者」、同じ調査票上に記録があり、「ツナカー」は「スギニ」の世帯の「下宿人」であった。1870年と類似の音の名前はないため、1870年に家族で移住しておらず独身で、また年齢から符合しそうな人物は「アメサブラ (Amesabra)」「パキエ (Pakeyee)」、「トモジャロ (Tomodgaro)」、「ツネジェロ (Tasnegero)」に限られる (Manuscript schedules of population census 1880, Coloma El Dorado, Gold Hill, California)。1880年との時系列および日本側の査証等の史料とのさらなるリンケージは今後の検証課題であるが、別の場所への移動は大いに考えられる。この他、名前も10年前とは変更して答える可能性、同じに答えた場合でも調査員への聞こえ方で結果的に異なる音で記載されてしまう可能性をここでは指摘しておきたい。

終わりに

「若松コロニー」は確かに短命だった。しかし冒頭に紹介した「移動したときの永住する意思の有無や、結果としての滞在期間の長短も、本質的な問題とはみなさない」、また「人が国境を越えて生活の拠点を定めることであり、その行為の当事者」という糸井による「移住」の視点からは、「純然たる労働を目的とした海外移住者であり、これは米日本人の濫ともいべき渡航者であった」(新日米新聞社 1961: 4)との「若松コロニー」の位置づけは妥当といえよう。一方で「若松コロニー」と同時期には、米人に雇われてサンフランシスコに向かった人ばかりではなく、香港に向かった日本人の一同もいた(『海外旅券勘合簿 神奈川県之部 第1巻』)。貴堂が言うように「近代における人の移動を自由移民に限定して捕らえることは危険」であり、今後はこうした多様な移動の軌跡を丹念に掘り起こし、横浜居留地の狭い人間関係に依存した移民送り出しのトランスナショナルなネットワークが如何に機能して移動世界を形作っていたのかが、包括的に検証されなければならないであろう。

また注目すべきは、「若松コロニー」の語られない歴史とその背景である。シュネルと「およう」はセンサスに記録された日本人最初の異人種間の家族であった(ダンカン 2016: 227-229)¹⁸。2人の娘たちはいずれかの親が日本人である「混血」の初めてのセンサスによる記録である。この異人種間結婚の子どもの「肌の色」欄は、「ホワイト」を意味する“W”が記入されていた。これは、父の「ホワイト」による影響と日本人の「人種」の境界があいまいであった双方の影響と読みとることが出来る(Manuscript schedules of population census 1870, Coloma, El Dorado, California)。この後の日本人の異人種間結婚は多くが日本人男性と白人女性の間のものであるが、この事例は日本人女性「およう」が主人公である。様々な点で「およう」は、日本人移住史において重要な人物である。しかし「およう」については、19歳で夭折したとされる「おけい」とは対照的に脚光を浴びてはならず、庄内藩士または会津藩士の娘とされるものの確固たる史料はなく、系統だって調査された形跡が見当たらない。その理由として、エマ・テンによる「規範的な」家族は「単一人種」という前提によって、これまで「混血」の個々人の物語やアイデンティティは不可視化されてきた(Teng 2013: 8)との学術動向の影響が挙げられるだろう。同時に「怪外人」で「コロニー」を捨てたシュネルの「妻」とのポジショナリティが語られない歴史の背景になっているように思われる。

また、1870年センサス調査票は、「若松コロニー」以外のカリフォルニア州の歴史に埋もれた8名を描き出す。調査票で出てきた「ジャップ・オメヨセン (Jap Omeyosen)」と「ジャップ・オフチソン (Jap Ofuchison)」は、ともにサンフランシスコ第8区と同じ世帯に居住しており、年齢は前者が

19歳、後者が15歳。職業としては「家庭内使用人 (Domestic servant)」であった。日本側の旅券史料には、「ふじ」(権蔵19歳の妹、17歳、横浜シェーマンの口きき)と書かれていた(『海外旅券勘合簿 神奈川県之部 第1巻』)。さらに『於開港場免状相渡候航海人銘鑑』では、「権蔵」(19歳)、「ふじ」(17歳)と「るい」(21歳)との記録が残っている。ちなみに、「るい」は兄弟姉妹ではないため籍も別のところになっている。彼ら3人の「年月欄」は1868年(戊辰)10月と書かれており、このときに免状が下りたと考えられる。調査票での「ジャップ」は世帯主のシェーマンによる“Japanese Omeyo-san”の「日本人のおめよさん」という意味の回答を、調査員が「ジャパニーズ」を省略したものであろう。名前の英語の記載からはそれぞれ「オメヨ」さん、「オフチ」さんが音が近い。「ふじ」と「オフチ」は一致するものの、「るい」と「オメヨ」は異なっている。ただし、センサス調査票の記録上の年齢も近く、何よりも「横浜シェーマンの口きき」で渡米したと書かれている彼女たちが、実際にサンフランシスコの「ハーマン・シェーマン (Shuhman)」家の「家庭内使用人」であったことから、「ジャップ・オメヨセン」と「ジャップ・オフチソン」は「ふじ」と「るい」と考えられる(Manuscript schedules of U.S. population census 1870, Ward 8, San Francisco, CA, 113)。センサスの記録では、この「シェーマン」は30歳、バイエルン出身で職業欄には「ショウマン」と書かれている。彼の資産価値は1万ドル、家屋は3,000ドルである。日本から3人を連れていった「シェーマン」とは誰か。「米人シェーマン」もセンサスではバイエルン出身と答えていたので、シュネル同様、ドイツ出身ということになる。隣の第2地区には寄宿学校をもつ世帯主「イザベラ・プリンス (Isabella G Prince)」の世帯の「家庭内使用人」の「ゲンスキ (Genski)」20歳がおり、「ゲンスキ」がおそらく「横浜シェーマンの口ききで渡米した「ふじ」の兄の名前権蔵(ごんぞう)で、妹の近くに居住していたと考えられる。サンフランシスコにはこのほか3名の日本生まれの男性がおり、名前と年齢はそれぞれ「ケヘシ (Kehesi)」(22歳)、「フサ タロウ (Fusah Taro)」(21歳)、「チャールズ ハンリー (Charles Henry)」(16歳)。いずれも「肌の色」欄には「ジャップ」ないし「ジャパニーズ」と書かれていた(Manuscript schedules of U.S. population census 1870, Ward 4, 11, 12, San Francisco, CA)。さらに、ロサンゼルスにサン・ゲイブリエルにいた、「エノスカ (Enoska)」23歳と「タコノ (Takono)」18歳は、職業が「弁護士」の世帯主「エドワード J. C. ケヴィン (Edward J. C. Kewin)」の「家内使用人」であった(Manuscript schedules of U.S. population census 1870, San Gabriel, Los Angeles, CA)。これらの8名は現時点ではその後のセンサス調査票の記録が確認できず、また帰国を示す記録も見つからない。ただし「ふじ」と「るい」の免状が1868年10月と早い時期に発行されていたことは事実であり、しかも1870年のセンサス上では全米で「若松コロニー」以外の唯一の日本人女性たちであった。つまり、「ふじ」と「るい」が「およう」とともにセンサスでも名前の残る日本人女性移民の先駆けであったのである。

このようにセンサス調査票と免状等の日本側史料とのリンケージ結果は、「一般の人々」に対する調査票の有用性のみならず、出身国側の史・資料双方を使った移住史研究のさらなる可能性を示している。本稿が示したように、1860年こそがセンサスに日本人の記録があった—「登場した」—初めての年であったが、それは咸臨丸の木村でも勝でもなく、ひっそり現地で亡くなったか、無事に帰国を果たした水夫達のものであった。また本稿では、1870年に関しても、センサス調査票の詳細な分析、免状、新聞といった複数の史料とのリンケージを通じて、「若松コロニー」の後発と思われる人々を発見し検証してきた。1870年の「若松コロニー」の日本人もまた紛れもなく、激動と混乱の中で渡米した「一般の人々」であった。同時期、同様に、外国人に雇われて渡航した日本人のうち、帰国の記録がなかった人々は、アメリカで／アメリカ経由で、その後どのような人生を送ったのだろうか。センサスにはじめて名前の残った日本人女性「ふじ」と「るい」は「若松コロニー」の「お

よう」とかかわりを持ったのだろうか。そして彼女たちの人生はその後どのようなものだったのだろうか。環太平洋の移住世界の包括的な検証及び、センサス調査票と他の史料とのリンケージを通じてこのきわめて小さな点を結んでいく作業は今後の課題としたい。

註

- 1 本稿においてセンサス調査票の名前等の記載は、筆者が解読したものをカタカナ表記として、英語表記を追加して括弧に入れている。
- 2 筆者によるデータベース検索結果。ちなみにもっとも初期の1870年はわずかに3名で、20世紀に入り1920年には44,213名までに増加する。
- 3 咸臨丸子孫の会、そして万延元年遣米使節子孫の会も現在まで活発に活動をしている。万延元年遣米使節子孫の会のホームページは以下の通りである。<http://1860-kenbei-shisetsu.org/> 2016年4月13日最終閲覧。
- 4 塩飽（しわく）は瀬戸内海に浮かぶ大小28の島々で海上交通の要所であった。戦国時代には塩飽水軍が勢力を持ったという。江戸時代には自治領で、万延元年咸臨丸の水夫50名中35名を塩飽の島民が占めた。
- 5 ローレルヒルの墓地は1892年に閉鎖されて1853年以降埋葬されていた人々の亡骸は他の墓地に移送されたという。1901年にはサンフランシスコ郊外のコロマの日本人墓地に多くの日本人の亡骸が移送された。
- 6 横浜と神戸における居留地内の公的・商業施設などの分布について分かりやすく示した地理的な論文としては、藤岡ひろ子「外国人居留地の構造—横浜と神戸—」『歴史地理学』157号、1992年。本論文も参照した「ジャパン・ディレクトリー」（在日外国商船名簿）の史料所在について検証したものとしては、立脇和夫「戦前期の“ジャパン・ディレクトリー”—その所在調査と歴史研究」『東南アジア研究年報』1985年。
- 7 この新聞記事の存在に関する共同研究のメンバー小澤智子氏からのご教示に感謝する。
- 8 日本側の史料として以下を参考にした。『旧政府之節免状申受之者姓名調』（海外行人名表）慶應2、3年、『本官勘合帳 外國官1号』、『於開港場免状相渡候航海人銘鑑』慶應3～明治5年、『海外旅券勘合符 神奈川縣之部第1巻』明治2年11月～明治11年2月。
- 9 同時代の日米を往来した人物が交差したエピソードとして、平賀は「若松コロニー」とも岩倉使節団の一員として米国に渡った際、金子堅太郎から相談を受け、残留していた西川友喜を通訳として雇ったという。シンポジウム「海外移住150年を振り返る—新たな史・資料からみる『若松コロニー』」（2017年12月2日、JICA 横浜）における北脇実千代氏の発表による。
- 10 本稿の執筆に際しては「若松コロニー」に関する様々な先行研究や書物を参照とした。中でも阪田安雄氏の論考や編纂史料から多くを学んだ。2018年の海外移住150年を迎えるにあたり本稿は、センサス史とのリンケージという新しい視座からの「若松コロニー」への包括的な研究に向けた試論である。この他、木村毅『明治アメリカ物語』は、史料に基づいた歴史書というよりも、歴史小説として位置づけられる。兄弟の存在は黒田伝四郎が1972年に連載があった『やまがた散歩』のなかで指摘した。黒田は『庄内転封一揆の解剖』（山形県農民経済研究所1942年）の編者も務めた郷土史家であった。
- 11 外交史料館のホームページでは、名前をヘンリーとして「幕末期にプロイセン（現在のドイツ）公使館の書記官を務めたスネル（I. Henry Schnell）に関する記録は残っていますか」との質問に

答える形で、スネルを紹介する。「…スネルは、書記官辞職後も平松武兵衛と称して日本に留まり、奥羽越列藩同盟の政治顧問・軍事参謀として活躍したことや、1869年（明治2年）に日本人を伴って渡米し、カリフォルニア州に『ワカマツ・コロニー』を建設したことでも知られています」。http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/qa/bakumatsu_01.html, 2016年4月12日最終閲覧。

- 12 この史実は、国立歴史民俗博物館のホームページ上でも、同館が2016年に開催した特別展「ドイツと日本を結ぶもの 一日独修好 150年の歴史―」担当者インタビューのなかで触れられている。https://www.rekihaku.ac.jp/exhibitions/project/old/150707/i003.html, 2017年7月25日最終閲覧。
- 13 「権蔵」には第310号の免状が発行されたとの記録が残されている。
- 14 ヴァン・リードに関する数多の論考は以下の通りである。松永秀夫「ハワイ移民『元年者』の横浜出航」『海事史研究』第7号、1966年。今井輝子「“元年者”移民無免許ハワイ渡航問題についての一考察」、『津田塾大学紀要』第11号、1979年。今井論文は、日米の史料を駆使しバランスの取れたヴァン・リードの人物象を描写した優れた初期の論考である。西野照太郎は、1984年に「慶応四年のグアム労役出稼ぎ人」『太平洋学会誌』1984年7月、および「ヴァン・リードとハワイの関係―『元年者』送り出しの背景」『太平洋学会誌』1984年10月の2本の論文を発表した。同じ学会誌上で、二つのエッセイが掲載されたが、西野が述べるように、これはハワイ移民百周年という節目にまつわる様々な行事が、歴史に新たな光を当てようとした研究の契機となったからである。西野論文中の「ヴァン・リード評に対して疑義を差し挟む」意図で、1985年にはタイトルもそのとおりの「ヴァン・リード評について」が島岡宏によって寄せられた。島岡宏「ヴァン・リード評について」『太平洋学会誌』1985年1月、投書欄。島岡によれば、従来の「ヴァン・リード評」は、日本の言語、風俗、習慣に通じた風変わりな外人で、度の過ぎた郷に従え式の生活に好感を持たれていなかった」という。しかし、「当代随一の文化人の一人であったと言っても過言ではない。…ヴァン・リードは『移民の生みの親』の名に恥じない人物であった」という。島岡、4-5頁。続いて福永郁雄も新しい史料を通じて、ヴァン・リードの「不良外人」や「悪徳商人」という人物像が、一部の新聞や後の「権威ある人物のもたらした定説」によって形作られたものであると論じ、商人や外交官としての実績はたいしたものではなく、『横浜新報もしほ草』の発刊に携わった文学的才覚の方をむしろ評価する。福永郁雄「ヴァン・リード論評」『英学史研究』18号、1986年。
- 15 柳沢佐吉は、1902年に『農事ニ関スル意見』という小冊子を出版している。
- 16 このうち西川友喜は帰国後、新潟県の県吏となったという（富田仁編 2005: 527）。
- 17 川島忠之助（1853-1938）は横浜正金銀行リヨン出張所など実業界に身を置きながら、ジュール・ヴェルヌ著『八十日間世界一周』を翻訳し、日本初のフランス文学作品の翻訳を手掛けた。川島瑞恵監修、及川益夫編『川島忠之助からの便り―明治十年代横浜正金銀行リヨン出張所にて』（皓星社、2012年）参照。
- 18 ダンカン・ウィリアムズの論考ではシュネルと「およう」について言及しているものの「若松コロニー」の事例について日本語による一次史料や最新の研究成果を参照しておらず、弟エドワードを兄としていたり、オランダの保護を得て日本にやってきた、またはベルシャ国籍であったなど、事実誤認が散見される。

引用文献リスト

- 藍原寛子 2008 「会津娘おけい物語」 『南加福島県人会創立百周年記念誌』 福島：南加福島県人会。
- 奥泉栄三郎編 2007 『在北米日本人研究の栞』 10 東京：文生書院。
- 尾佐竹猛（吉良芳恵校注）2016 『幕末遣外使節物語 一夷狄の国へー』 東京：岩波文庫。
- 外務省記録 1869-1870（明治2年－明治11年）『海外旅券勘合簿 神奈川県之部 第1巻』。
- 外務省記録 『於開港場免状相渡候航海人銘鑑 第1巻』
- 外務省記録 1866-1867（慶應2年－慶應3年）『旧政府之節免状申受之者姓名名調』。
- 外務省記録 1867-1872（慶應3年－明治5年）『航海人明細鑑』。
- 外務省記録 『本官勘合帳 外国官1号』。
- 川島瑞恵監修、及川益夫編 2012 『川島忠之助からの便りー 明治十年代横浜正金銀行リヨン出張所に
て』 東京：皓星社。
- 河村政平 1943 『太平洋の先駆者』 東京：西東社。
- 貴堂嘉之 2012 『アメリカ合衆国と中国人移民 歴史のなかの「移民国家」アメリカ』 愛知：名古屋
大学出版会。
- 木村紀八郎 2011 『軍艦奉行木村撰津守伝』 東京：鳥影社。
- 木村喜毅（大塚武松編）1928-30 『奉使米利堅紀行 遣外使節日記纂輯 第2』 東京：日本史籍協会。
- 糸井輝子 1995 『外国人をめぐる社会史 近代アメリカと日本人移民』 東京：雄山閣。
- 阪田安雄 「渡り鳥（birds-of-passage）とその社会－秘められた過去」 同志社大学人文科学研究所編
『在米日本人社会の黎明期－「福音会沿革史料」を手がかりに』 東京：現代史料出版、3-78。
- 阪田安雄他編 1997 『福音会沿革史料』 東京：現代史料出版。
- 島岡宏 1985 「ヴァン・リード評について」 『太平洋学会誌』、投書欄。
- 新日米新聞社 1961 『米日日系人百年史』 ロサンゼルス：新日米新聞社。
- 高橋是清（上塚司編）2015（1976年初版） 『高橋是清自伝』 東京：中公文庫。
- 立脇和夫 1985 「戦前期の“ジャパ・ディレクトリー”－その所在調査と歴史研究」 『長崎大学東
南アジア研究年報第27集』。
- ダンカン・ウィリアムズ 2016 「日系アメリカ人とミックスレイスの歴史、1868-1930年」、辛島理人
訳、川島浩平・竹沢泰子編 『人種神話を解体する 3「血」の政治学を越えて』 東京：東京大学出版
会、221-245。
- 東京大学史料編纂所 1983-1984 『維新史料綱要』 7、9 東京：東京大学出版会。
- 富田仁編 2005 『海を越えた日本人名事典』（新訂増補版） 東京：日外アソシエーツ。
- 箱石大 2013 「戊辰戦争に関する新たな史料の発見」 同編 『戊辰戦争の史料学』 東京：勉誠出版
37-59。
- 福岡万里子 2013 「戊辰戦争に関与したシュネル兄弟の『国籍』問題」、同上、107-140。
- 福永郁雄 1986 「ヴァン・リード論評」 『英学史研究』 18号、59-74。
- 柳澤幾美 2009 「アメリカに渡った最初の日本人女性永眠の地 カリフォルニア州史跡 おけいの
墓」 北米エスニシティ研究会編 『北米の小さな博物館 「知」の世界遺産』 東京：彩流社、100-
107。
- Anbinder, Tyler, Grádda, Cormac Ó., Wegge, Simone A. 2017 “Immigrants and Savers: A Rich New
Database on the Irish in 1850s New York,” *Historical Methods*, 50(3), 144-155.
Cincinnati Daily Enquirer. (November 20, 1869)
Daily Alta California. (May 27, 1869)

Goeken, Ron., Huynh, Lap., Lynch, T. A., Vick, Rebecca. 2011 “New Methods of Census Record Linking,” *Historical Methods*, 44(1), 7-14.

Hodes, Martha. 1999 *White Women, Black Men, Illicit Sex in the 19th-Century South*, New Haven: Yale University Press.

Ichioka, Yuji. 1988 *The Issei: The World of the First Generation Japanese Immigrants, 1885-1924*, New York: Free Press.

Linklater, Andro. 2003 *Measuring America: How the United States Was Shaped by the Greatest Land Sale in History*, Plume; Reissue edition.

Lott, Arnold S. 1954 *A Long Line of Ships: Mare Island's Century of Naval Activity in California*, Annapolis: United States Naval Institute.

Shah, Nayan. 2001 *Contagious Divides: Epidemics and Race in San Francisco's Chinatown*, Berkley: University of California Press.

Tchen, John Kuo Wei. 1999 *New York Before Chinatown: Orientalism and the Shaping of American Culture, 1776-1882*, Baltimore: Johns Hopkins University Press.

Teng, Emma Jinhua. 2013 *Eurasian: Mixed Identities in the United States, China, and Hong Kong, 1842-1943*, Berkeley: University of California Press.

The China Directory for 1867. 1867 Hong Kong: A. Shortrede & Co.

The Chronicle Directory for China, Japan, & the Philippines, for the year 1868. 1868 Hong Kong: A. Shortrede & Co.

The Daily Morning Chronicle. (June 17, 1869)

Van Sant, John E. 2000 *Pacific Pioneers: Japanese Journeys to America and Hawaii, 1850-1880*, Urbana and Chicago: University of Illinois Press.

Walker, Francis A. The Superintendent of Census 1872 *Ninth Census-Volume 1, The Statistics of the Population of the United States*, Washington D.C.

センサス調査票

Ancestry.com.[database on-line]. Provo, UT, USA: Ancestry.com Operations Inc, 2010. Images reproduced by FamilySearch参照。

Population schedule of the Eighth Census of the United States. 1860, California.

Population schedule of the Ninth Census of the United States. 1870, California, Massachusetts, New York, New Jersey.

URL

http://kanrin-maru.org/kanrin_material/1860_crew/crew_list_for_usa.html. 2016年4月1日最終閲覧。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryu/qa/bakumatsu_01.html. 2016年4月12日最終閲覧。

<http://1860-kenbei-shisetsu.org/>. 2016年4月13日最終閲覧。

<https://www.rekihaku.ac.jp/exhibitions/project/old/150707/i003.html>. 2017年7月25日最終閲覧。

Linking Japanese Migration History and U.S. Census History : 1860-1870

Miya Shichinohe-Suga (Tokyo Gakugei University)

This article explores Japanese who were recorded by census enumerators in 1860 and 1870 and sheds light on their demographic characteristics and the use of race categorization with no official racial categories applicable to Japanese.

Based on the examination of census population records, population schedules and linkage with other primary sources, e.g., newspaper articles, crew manifests, and immigration/visa records, this paper illuminates the profile and trajectory of migration to the U.S. I discovered that in 1860, Japanese migrants were “mariners” hospitalized in the U.S. Marin Hospital in San Francisco. They were ordinary “mariners” from Nagasaki or Shikoku of the warship *Kanrin Maru* accompanying the first diplomatic delegation to the U.S. In 1870, the records of “Wakamatsu Colony” in El Dorado, California, were all reported by Prussian John H. Schnell, the leader of the colony. Schnell had been a secretary of the Prussian legation in Japan while engaged in the gun trade during the Japanese Civil War in 1868. In the 1870 census records, the differences can be seen in the occupation designations of the 20 colony members, e.g. “farmer,” “winemaker” or “farm laborer,” and whether their wives could stay “keeping home.”

Furthermore, this article explores the immigration/visa records of a group of 20 Japanese migrants to the U.S. recruited by another Prussian man. Several names corresponded with those that appeared in the above records of “Wakamatsu Colony.” In addition, first names “Sakichi” and his wife “Nami” on this visa record perfectly correspond with “Sakichi Yanagisawa,” a relatively well-known figure and his wife “Namiko.” This strongly suggests that these immigration/visa records belonged to those who joined John H. Schell later in 1869.

Keywords: U.S. Census, census manuscript schedules, linkage, Japanese migration history, transpacific migration

〈論 文〉

アメリカの新聞報道が語るワカマツ・コロニー

小澤智子（武蔵野美術大学・准教授）

〈目 次〉

- ・はじめに
- ・第1期の報道 —— シュネルと日本人入植者の到着と動向
- ・第2期の報道 —— ワカマツ・コロニーの再建とオケイの伝説
- ・まとめ

キーワード：ワカマツ・コロニー、J. H. シュネル、オケイ、アメリカの新聞報道、日本人移住

はじめに

本論文では、アメリカ合衆国（以下、アメリカ）における新聞で報道されたワカマツ・コロニー関連の情報について考察する。一連の新聞記事によると、ワカマツ・コロニーとは、1869年に渡米した日本からの一行が、カリフォルニア州エルドラド郡のゴールドヒルという地域に設けた農園を指す。この農園では、一行が日本から持参したり取り寄せたお茶や桑などの苗木や種が植えられ、養蚕、絹の織物、ワイン醸造などの事業の展開が試みられた。渡米した日本人は会津若松の出身者であったと報じられてきているが、全員が会津若松の出身であったという客観的な根拠についての報道は確認できていない。当初、この農園や入植地は、「日本人定住地」、「日本人コロニー」、「アイズ農園」や「アイズ牧場」などという名称で報道されているが、1960年代半ばより一般的に「ワカマツ・コロニー」や「ワカマツ・ティー・アンド・シルク・コロニー」という表現が用いられている（以下、ワカマツ・コロニー）。ワカマツ・コロニー跡地とその周辺は、現在、国立公園として「ワカマツ・ティー・アンド・シルク農園」と呼ばれている¹。州政府、企業や民間ボランティアに支えられ、環境保全と共存を目指すNPO団体「アメリカン・リヴァー・コンサーヴァンシー」（American River Conservancy、以下、ARC）がその管理運営を行っている。

日本人入植者を先導した人物は、ハー・シュネル（Herr Schnell、以下、シュネル）である²。シュネルがゴールドヒルの土地と建物を購入した農園の実質的な代表者として報じられている。1869年6月16日の報道では、シュネルの目的は「ワカマツ村」を建設し、そこに日本人家族を住ませ、その日本人は農作物や養蚕などを手掛けることである、と記されている³。結果的に、シュネルと日本人入植者の事業は2年ほどで断念された。コロニー跡地に残った2名を除き、コロニーにいた大半の者は日本に帰国したと報じられている。シュネル一家の行方については、さまざまな情報が報道されているものの、事実関係は定かではない。

ワカマツ・コロニーをめぐる従来の研究では、一次資料として新聞記事が断片的に用いられることは多々あったが、新聞報道によって歴史的な全貌を捉えようとする考察はないに等しい⁴。本論文では、新聞報道で語られるワカマツ・コロニー関連の内容の変遷をたどることにより、主要な新聞の紙面を通じてアメリカに広まった情報を相対化し、1869年に渡米したシュネルと日本人入植者の存在がアメリカ国内でどのように受け止められてきたのか、その報道の特徴を明らかにしたい。

本論文では、1869年5月21日から2017年11月の間にアメリカの新聞に掲載されたワカマツ・コロニー関連の記事を収集の対象とした。エルドラド郡の博物館のアーカイブスやオンラインのデータベースなどを活用し、新聞記事を収集した⁵。ワカマツ・コロニー関連の情報を伝える全米の主要な新聞記事はゆうに110本を超える。ワカマツ・コロニー関連の情報に関する掲載頻度の高い新聞としては、つぎのものがある。サンフランシスコを拠点に1850年から1891年まで発行されていた『デイリー・アルタ・カリフォルニア』⁶。1865年から発行され始め、1880年には西海岸で最も発行部数の多い新聞となった『サンフランシスコ・クロニクル』⁷。1851年から1994年まで発行された『サクラメント・デイリー・ユニオン』⁸。1857年に発行され始めた『サクラメント・ビー』。そして1851年から発行され、カリフォルニア州に現存する最も古い新聞『マウンテン・デモクラット』とその姉妹新聞の『ジョージタウン・ガゼット』。この両新聞は、ワカマツ・コロニーが所在するエルドラド郡の地元ニュースをおもに報じており、サンフランシスコの新聞とともにワカマツ・コロニー関連の情報をいち早く伝えている⁹。このほか全国各地の多数の新聞社がワカマツ・コロニー関連の記事を掲載してきた。

ワカマツ・コロニー関連の情報が新聞に報じられるのは、結果的に二つの時期に分けられ、その間の新聞記事はほぼ見当たらない。第1期は、一行がサンフランシスコに到着した1869年5月から1886年まで、そして第2期は、1916年以降である。

第1期の報道 ——シュネルと日本人入植者の到着と動向

1869年5月21日付『サンフランシスコ・クロニクル』は、前日に到着したチャイナ号の乗船者として「H. シュネル、乳児、乳母と使用人 (H. Schnell, infant, nurse and servant)」が含まれる、と報じている¹⁰。一般的に当時の新聞に乗船者として氏名が記載されるのは、特定の白人に限られていたため、同行していたと考えられるシュネルの日本人妻ジョウやほかの日本人は特定できない。またジョウが乳母とみられた可能性は否定できない。同記事に記載されている「乳児」とはシュネル夫妻の子どもだと推定されるが、記事に記録されていることから「白人」扱いされていたといえよう。その後、国勢調査でも、シュネル夫妻の子どもは「白人」として記録されている。

1869年5月27日付『デイリー・アルタ・カリフォルニア』は、「日本人移民」の到着と今後さらに日本人が渡米する予定などについて報じている。同記事によると、「内戦」によって行き場を失ったシュネルと日本人家族3世帯が到着したのに続き日本人家族40世帯がアメリカを目指しており、さらに80世帯も渡米予定で、最終的には計400人がアメリカに移住する、と説明されている。加えて会津藩の「王子3名 (three princes)」も追ってくるだろう、そうなればもっと多くの日本人が連れて来られる、と記されている。

報道では、日本人一行を率いているシュネルは、過去10年ほど会津若松にいた「プロイセンの紳士」で、プロイセンの使節団の通訳者を経て会津藩の財務長官となった人物として紹介されている。シュネルと日本人との関係については、シュネルが日本人120名の「家来」とその家族を「所有」する立場にあると報じられている。記事には、渡米した日本人は「奴隷」ではなく「自由人」であり、シュネルが彼らのアメリカへの「同化」を促し指導するとしつつ、つぎのように説明されている。「日本人は品格を持って行動すると理解されよう。しかし、彼らは、侮辱や不正行為に反発する。彼らは、しばしばチャイナメン [中国人] が受ける扱いのように容易に扱えない。彼らは、家族とともに来ていて、われわれ [アメリカ人] の資源を開発するために、技術や産業を持ってくる」¹¹。また、同日付『サンフランシスコ・ブレティン』は、根拠を示すことなく、さまざまな階級の「アジアティッ

クス [アジア人] が渡米しているが、例外的な少数の日本人短期滞在者や日本人難民を除き、日本からの渡米者は今までに存在していないと述べている¹²。

日本人入植者のほとんどが養蚕やお茶の栽培の「熟練技術者」や「職人」である、と報道では強調されている。一行の定住先となる地元の新聞『マウンテン・デモクラット』は、『デイリー・アルタ・カリフォルニア』の情報を引用しつつ、到着した一行は続いて渡米する 400 人の先駆者であり、彼らは自由人で知的かつ鋭敏であり、計画的に実質産業に従事する者である、と記載している¹³。渡米の理由は「内戦」で敗者となった一行が「住まい」を失い、「平和と仕事」を求めてであること、一行が日本から持ってきたのは 3 年目のトウグワ苗 5 万本、12 フィート高の竹、4 フィート高の 3 年目のハゼノキ 500 本、お茶の種 600 万個であること、シュネルはカリフォルニア山岳地帯の安価な国有地を購入する予定であること、と報道している¹⁴。

地元に限らず、シュネルと日本人の到着について、全国的に数々の新聞が報じている。それら紹介記事の特徴としては、つぎの 3 点があげられる。①シュネルが指導者の存在で、彼が日本人を先導していること。②一行は養蚕やお茶の栽培などの事業を手掛ける予定であること。③日本人は勤勉であるなど、日本人の社会的な特徴に関すること¹⁵。この 3 点目の日本人の特徴については、日本人移民と中国人移民との比較のなかで強調される傾向にある。報道では、「熟練労働」の技術を身につけている日本人入植者は歓迎され、アメリカ人口への貴重な参入であるとされている。日本人は中国人とは違い、「恐れる」対象ではない、と論じる記事もある¹⁶。「中国人とは違い、[日本人] はアメリカ内に留まるつもりであり、それゆえ彼らの稼ぎは国内で使われ、投資される」とみられている¹⁷。1869 年 10 月 16 日付『マウンテン・デモクラット』の記事でも、具体的に中国人移民と日本人移民との差異化がみられる。中国人移民は、既存の産業の労働に参入し白人の職を奪ったり、新たな産業や資源の開発を行わず課税対象となる私財を増やさなかったり、現金が貯まると本国に送金し、税金を多く納めないなど、アメリカ社会への不利益が指摘されているのである。一方、シュネルらは土地を購入する手段を持ち込み、そこでの労働は何百倍もの生産価値となり、そしてそれは新しい産業の開拓につながり、日本人コロニーの存在意義には「著しい違いがみられる」と同紙は述べている¹⁸。つまり、日本人入植者が到着した初期の段階で、新参者の彼らはアメリカ社会に利益をもたらす存在であるとし、彼らがアメリカ社会にくみ込まれるのを正当とみる論調がある。

南部の新聞では、日本からの入植者について独自の視点で報道されている。日本人家族の到着を紹介しつつ、モンゴル人がアメリカに大勢押し寄せていること、そして彼らが良い労働者であること、加えてヨーロッパからも労働者が渡米していることを鑑みると、アフリカ系アメリカ人がいかに脆弱な地位にいるかが論じられる。アフリカ系アメリカ人の唯一の希望はアメリカの労働市場を管理している白人と調停することにある、という白人に都合の良い主張が記載され、逆に、「支配階級」の関心事に参画し、管理体制について異論を唱えれば運命は閉ざされている、そしてこの問題の解決には数年しかかからない、との論である¹⁹。南部の新聞の報道では、日本人の渡米初期の段階で、アフリカ系アメリカ人をヨーロッパやアジアからの新参者と比較することによって差別的に弾圧する構図があったことになる。「モデルマイノリティ神話」の構図が確認できるのである。

1869 年の夏には、「絹づくり」や「お茶の栽培」と題される記事が複数登場し、そのなかでこれらの事業に寄せられる期待が確認できる。同年 6 月 3 日には、各方面から支援の希望が報じられている。たとえば、特定の地域（ネヴァダ郡）へ誘致したいという申し出や農場地の一部の土地を寄贈する希望などが記されている。また『サクラメント・デイリー・ユニオン』も、自分たちの地元ほど養蚕やお茶の栽培に適した地域はないため、ぜひ一行に訪れてほしい、と述べている²⁰。いずれも、養蚕やお茶の栽培が成功した場合の見返りが期待されている²¹。新しいタイプの栽培と産業が導入され、

今まであまり価値がないとみなされてきた土地が活用されるのがカリフォルニアにとって有益であれば、日本からの「最初のコロニー」を歓迎してもよい、と論じる記事もある²²。

1869年6月8日付『サクラメント・デイリー・ユニオン』、『デイリー・アルタ・カリフォルニア』、『サンフランシスコ・クロニクル』の記事は、7日付の情報として日本人家族の「エージェント・マネージャー」である「シュネルとベネッツ」がエルドラド郡ゴールドヒルのチャールズ・グラナーの敷地などを5000ドルで購入した、と報じている。一行が購入した場所に満足していることや今後さらに所有地を2000エーカーまで拡大する予定が記されている²³。

これ以降も、シュネルと日本人の動向についての記事がある。6月14日付『デイリー・アルタ・カリフォルニア』は、近隣の人びとにとって一行の様子がだいたい満足できるものである、と伝え、「この島国の人びと」の勤労と技術に多くを期待する、と記されている。この時点では、日本からもっと入植者が到着する予定があることが繰り返されている。実際、1869年11月20日付『シンシナティ・デイリー・エンクワイアラー』で、新たに13名の日本人男性・女性・子どもが到着したと伝えられる。同記事によると、到着した者のなかには「日本において最も経験豊かな農業の専門家」の一人が含まれる。この専門家は、どのような日本の農作物がアメリカでの生産や「もうけ」になるかを検討すると記されている。この専門家は、ユージーン・ヴァンリードによって「送り出された」と記事は説明している²⁴。

興味深いことに、一行を地元へ誘致したいと表明していた者たちが養蚕の協会を設立したことが、ある記事で報じられている。彼らは白人の労働によって養蚕を手掛ける、としている²⁵。シュネルと日本人が農作物の生産に参入することにより、地域の農作物生産が拡充されるような動きが新聞報道で確認できる。

1869年6月16日付『デイリー・アルタ・カリフォルニア』には、一行の詳細が報じられている。日本人のためにシュネルによって購入された「アイズ牧場」の誕生が紹介され、日本人の様子について詳細な描写が記者の取材によって明かされている。同記事は、日本人について「ほかのアジア人とは異なり、日本人にはヨーロッパ人が親しみを持てる何かがある」という、日本や日本人に精通したフランス人紳士の言葉を引用して説明している。公職で日本に数年在住していたというこのフランス人紳士によると、上流階級の日本人男性は威厳があり、立派な教育を受けており、極めて礼儀正しく、勇敢で創意あふれると紹介されている。そして日本人女性は、洗練された繊細さを持ち、体形も顔立ちがとても綺麗で話し方もとても愛嬌があると。「日本人女性」についての解説は、つぎのように続けられる。

日本人女性は、身なりでも、家事でも、几帳面できれいな好き。彼女たちの素養はわれわれ〔アメリカ人〕の基準に達する。彼女たちは健康であり、質素で、勤勉でとても優しい。〔フランス人紳士は〕ヨーロッパのどの首都の洗練された階級の人びとに対しても自分の好みで夫を指名できよう日本人女性を数百人知っている。日本人女性の個人的なチャームを尊敬できるだけでなく、結婚相手という観点でも、結婚生活のひどい障害となる贅沢な習慣を持たない日本人女性は評価される。

そして「マダム・シュネル」はまさにこのような人物である、と同記事には述べられている。シュネルの妻ジョウについては、取材をした記者の印象がつぎのような記事になっている。

シュネルは〔日本語〕をしゃべり、同社の記者たちがすっかり魅了されたようである日本人女

性と結婚している。記者たちは、[ジョウ] がかわいらしく、洗練されていて淑女にふさわしい人物であるとし、彼女がとくに絵画や素描が得意で、われわれの言葉をとでも上手にしゃべり、と描写している。日本の淑女は、一般的な基準をはるかに上回っているのに違いない²⁶。

ジョウについて同じ内容を記した『ピッツバーク・デイリー・コマーシャル』の記事は、ジョウをはじめとする日本人女性の「贅沢をしない」という点を高く評価しつつ、アメリカ人男性は「妻を求めて日本に行きましょう」と記事を締めくくっている²⁷。いずれの記事もジョウの様子について肯定的に論じているが、その報道の書き手と読み手の視点は白人男性のものであり、日本人女性が自分の「妻」にふさわしいかどうか、というオリエンタリズム的な構図を用いた論調である。記者たちのジョウへの関心の高さがうかがえるものの、ジョウのコメントなどは一切報じられていない。シュネルのコメントは間接引用の形で記載されているのに比べ、ジョウは主体性のない受け身の存在として位置づけられているのである。

新参者の人物像への評価のみならず、彼らがかかわる労働や産業の側面でも、シュネルと日本人入植者の位置づけが繰り返し新聞記事のなかで論じられている。日本人入植者は、既存の職業に悪影響を与えないと説明したうえで、記事ではつぎのように続けられている。

[日本人入植者は] 劣った人種ではない。彼らは、多くのアジア人とは重要な側面で異なる。彼らは、われわれの習慣をすぐに身につけ、定住し投資するために家族とともに渡米する。彼らの所得は、国外ではなく国内に投資される。彼らの振る舞いや態度には、不快さはなく、魅力的で愛嬌がある。彼らには偏見がなく、われわれがキリスト教的な対応でわれわれの宗教の素晴らしさを示せば、その指導におとなしく応じる者たちである²⁸。

報道のなかで、日本人はキリスト教的な指導も寛容に受け入れるとみなされている。アメリカ社会への同化が求められるなか、キリスト教が重要な基軸となっていることがうかがえる。

1869年7月3日付『デイリー・アルタ・カリフォルニア』では、一行の順調な様子や植えた植物が育ち始めていることが報じられ、新しく重要な産業が開始されたことが強調されている。現地の山ろくの丘が日本に比べてお茶の栽培に適していることに疑いの余地はない、とシュネルが述べたとされ、地元で栽培されたお茶は地元で育った人びとの味覚や消化に適しているようだと言及されている²⁹。お茶の栽培開始を告げつつ、海外で収穫されたお茶の種は「確かではない質」であり、シュネルの目的の一つは、カリフォルニアの栽培者向けにお茶の苗木を育てることである、と記され、シュネルがカリフォルニアの栽培者を増やしたいことや自身の知識を惜しみなく伝えたいことが伝えられる³⁰。そして、シュネルのお茶の栽培が成功すれば、お茶の輸入について中国から「独立」できる日が近い、とも報じられている³¹。またユタ州でも、シュネルのお茶の栽培が紹介され、ユタ州の一部が新しくお茶の栽培に参入にすれば、同州の全体的な利益につながる、と論じる記事がある³²。

お茶の栽培に加えて、カリフォルニア州の気候が桑の木の栽培と蚕の飼育に適していることを理由に、養蚕が成功することへの期待が紙面で繰り返し強調されている。たとえば、1869年7月17日付『アングロ・アメリカン・タイムス』では、アメリカ全体でもまだ養蚕が広まっていないことを指摘し、今後、絹が綿花に匹敵するような輸出産業に発展し得ると述べている。そのなかで、シュネルが連れてきた日本人のなかには養蚕の技術を有する者がいること、そして同産業の発展を推し進めるほかの日本人が追って渡米する予定や同地域の好条件が中国人移民のみならず日本人移民にとっても魅力的であるに違いないと述べられている³³。

1869年7月30日付『デイリー・アルタ・カリフォルニア』では、記者によるシュネルへの面会を通じて、一行の全員が熱病にかかったが回復したこと、そして桑の木の特徴や剪定の方法を説明しながら、養蚕が予期していたほど確実なものではない証拠があることが報じられている。またお茶の育成は順調であることや彼らがブドウ畑とブドウ絞り器を持っており、ワインについて学ぶ必要があるものの、彼らは日本人に好まれるワインの醸造を試み、日本での市場を開拓する希望を持っていることが述べられている。来季収穫するための稲作の計画、一行が一般的なアメリカ人のパンの焼き方を学び、それをうまくやっていること、そして近隣の住人が一行を快く迎え入れていることや、日本に送られる小包には日本に残っている友人あてに、だれしもが自由に好きなことができるこの国に来るようにという嘆願が含まれている、と報じられている³⁴。つまり、移民にとってのアメリカの良さが強調されているのである。

1869年の夏から秋にかけて、引き続き一行の動向は新聞記事に出てくる³⁵。1869年8月21日付の新聞は、シュネルが近いうちに日本に戻り、桑の木の新苗とともにもっと多くの日本人を連れて来るつもりがある、と報じている³⁶。1869年9月9日には、カリフォルニア州の博覧会にシュネルが桑の木とカリフォルニアで収穫されたお茶のサンプルを提供したことやシュネルが事業で「大成功」を収めると自信満々である、と報じられている³⁷。翌年の3月、次回の博覧会で今季のお茶が少なくとも5箱出品されることも伝えられている³⁸。

1869年9月21日付『デイリー・アルタ・カリフォルニア』に、ワカマツ・コロニー一行の様子について日本駐在の海外の特派員記者からのコメントが掲載されている。その記者は、一行の様子が日本に伝わり日本において日本人の渡米がもっと大規模に開始されるとの議論が巻き起こっていると、日本人は、カリフォルニア州やそのほかの州で便利な労働者になる特質を持っている、としている。同記者によると、長い鎖国によって日本人の特質は中国人でも、ほかのアジア人でもなく、独特のものとなっている。古代ギリシャ人のように、ヨーロッパ人とアジア人との懸け橋をつくり、日本人の最も良い特質はどちらの人種にも引けを取らない、封建主義から逃れられれば、日本人は発展し、世界中のどこでも役立ち好ましい仲間・労働者となる、との独自の主張がでていいる³⁹。ワカマツ・コロニーの存在に触発され、日本在住の海外特派員が日本移民論を語っているのである。

1869年10月2日付の地元紙『マウンテン・デモクラット』の情報として、シュネルへのインタビュー取材の内容が全米の複数の新聞で掲載されている。お茶の木、桑の木そしてゴマの育成も順調であること、シュネルはパスポートを2つ持っており、日本人の信頼を得ていること、一行のあとに続く日本人の技術者・労働者を渡米させるはずであった日本にいるシュネルのエージェントが渡航手段を確保できないでいることが報じられ、内戦による混乱がそのおもな理由であるとされている。また、アメリカにきた日本人にアメリカ人の習慣や文化への適応を促すとシュネルが述べたとされている。服装や食べ物のみならず、考え方や行動も主流社会の人びとと同一にさせる方針であり、日本人はこの方針に反対ではなく、むしろ自らの努力や技術をアメリカの繁栄に捧げ貢献したいという立場だと説明され、ここで再び、中国人との差異化が語られる。翌年1月ごろには、日本人入植者の人数は増加しているであろう、と見込まれ、指導者シュネルの当初の計画にはまったく問題はない、と本人が自信をみせていたことが強調される⁴⁰。

しかしながらこのころ、ワカマツ・コロニーでの状況は厳しいものがあつたのかもしれない。シュネルと日本人との関係に問題があることを示唆する記事が登場する。1870年1月5日、シュネルと日本人との立場の違いを論じる記事である。「日本人コロニー」について、それはどうやらシュネル個人の企てであり、日本人には月給が支払われている、と報じられている。同時に、日本人は自発的に渡米し、コロニーは繁栄している、とも説明されている⁴¹。

1870年1月21日付『チャールストン・デイリー・ニュース』は、「実験農場の管理経営者」であるシュネルのインタビューに基づいた報告を掲載している。すぐに活用できる農地は約120エーカーあり、これから約400エーカーの荒野を農作のために耕す予定が説明され、彼の農作物はかんがいが必要としないが、ほかの目的のために所有地内に井戸を掘っており、同月下旬、再び井戸の発掘が開始されたこと、加えて「労働者」のための宿舎や養蚕用の建物が造られていること、事業が成功するであろうことが報じられている。さらに、記者が実際にみたとされる絹織物の質の高さも説明されている⁴²。

シュネルと同行した日本人の到着から1年以上が過ぎた1870年7月13日付『デイリー・アルタ・カリフォルニア』に不穏な記事が掲載される。「鉱山労働者を名乗り自らの白人の血筋を猛烈に誇示する」エルドラド郡の複数の「ろくでなし者」が、同郡からシュネルと日本人入植者を追い出すために結託したことを報じる記事である。排斥者は、シュネルをよく監視し、作物が植えられたら、乱入し掘り返すつもりだと主張する。ただし、同記事は、カリフォルニア産業にお茶の栽培を加えようとしているシュネル一行が成功を収めれば、ゴールドラッシュ初期のころのような興奮を上回る財産や名声を獲得できる可能性があるのにと、一連の排斥運動に対して批判的な立場をとっている⁴³。興味深いことに、同時期にシュネル一行に関する記事はほかの新聞にも掲載されているが、この排斥運動についてはほとんど触れられず、栽培が順調であり事業が成功しつつある、という楽観的な報道が目立つ⁴⁴。シュネル一行をめぐるその後の報道では、この暴力的と受け止められる排斥運動の詳細について直接的に記されない傾向が続く。

他方、シュネル一行への支援を示す記事も目立つようになる。1870年9月8日付『ソルトレイク・シティ・デザート・イーヴニング・ニュース』は『デイリー・アルタ・カリフォルニア』を引用し、シュネルの「重要な実験」に対して州からの支援があつてしかるべき、と述べている⁴⁵。この時点では具体的なことは記載されていない。1870年3月2日付『サクラメント・デイリー・ユニオン』は、「日本人コロニー」の取り組みが「進行中」とであると報じている。そして、シュネルがちょうど14万本のお茶の木を受け取ったところであると述べていることから、「鉱山者」の嫌がらせの結果失ったお茶の苗木を補充するために、日本から植物を取り寄せたのかもしれない。苗木はいくらか残っていたらしく、前年移植したお茶の木から収穫し、お茶を博覧会に出品する予定が再び記載されている⁴⁶。

1870年12月31日付『サクラメント・デイリー・ユニオン』に、「知的な日本人女性と結婚している」シュネルと日本人入植者に関する連邦政府による調査「報告」の内容が掲載されている。すでに購入した土地のうち約100エーカーほどは塀で囲まれていない土地を含み、また残りの大部分の土地は塀で囲まれていない鉱山地帯で正式に区画化されていないが、本年度中にそれは完了する予定であること、これが完了するまで、権利の主張が十分にできず、たびたび鉱山者側の「介入」に悩まされるであろうことも述べられている。同記事によると、日本から持ってきた約40万本のお茶の木の大半が干ばつの影響で枯れてしまい、これをこの「実験」の失敗と呼ぶ者もいるが、これは事実を無視している、と解説している。お茶は人工的な水やりよりも雨水を好むというシュネルの日本での経験から、乾季に水を与えず、気づいたときには手遅れだったこと、長期の航路と税関通過に時間がかかりそれが弱い苗木に影響することを計算に入れていなかったことが指摘されている。かんがいを整えたために、40万本のうち30万本は救えるはずだとシュネルは考えていると報じられているが、報告者は救えるのはおそらく半分くらいだろう、と見込んでいる。また、これらが全滅したとしても、種から植えた苗木には水を与え保護していたため、順調に育っているとされている。そして、同報告は、お茶の栽培を拡充させる可能性を見守る姿勢を示す。お茶はカリフォルニアの

ほとんどの地域で栽培でき、中国で行われている「毒の操作と不純物の追加」のないお茶の生産に期待が寄せられる、と。ただし中国や日本よりも安価に輸出できるまで発展させられるかどうかは別の問題である、としている。加えて同報告では、「桑、養蚕、米、ゴマ、竹、ハゼノキ」の栽培も行われている、と紹介し、「シュネルの努力は、政府の支援と保護に値するため、当局が土地の所有についてできる法的な処置（名義の確立）は至急行う」とされている⁴⁷。

1871年2月1日には、実際に連邦政府レベルで法的な処置の動きが始まったことについて報じられている。下院議会で、「カリフォルニアのJ. H. シュネル」の「お茶農園とそのほかの栽培」のために640エーカーの国有地を最低の価格で入手し登記できるようにする法令案が示され、可決されたことが報じられている。それまではシュネルが法的に登記できる面積が160エーカーに限られていたが、この新しい法令により、さらに広範囲の所有を許可される。また、法令案は下院議会を問題なく通過し、上院議会で審議も問題ないだろう、という推測が述べられている⁴⁸。

実際、当時の議会記録によると、この法令案は上院議会にも提出され、通過している。このことを報じる新聞記事は、「養蚕とお茶の栽培の保護」と題され、「未承認の公有地」の正式な取得と登記を認める法律ができた、と説明している。正式に土地を登録できていなかったことが、シュネル側にとって事業そのものを断念せざるを得ないほどの大きな問題となっていた、と述べられている。おそらく地元の「鉱山者」らによる排斥運動の一環であった農地への「不法侵入」や「損害行為」への対応にかかわる問題があったと考えられる。シュネルが重要な事業に真摯に取り組めるよう支援し、彼ひとりがコストやリスクを背負うことのないようにしなければならない、と紙面では論じられている⁴⁹。地元の一部の者から排斥行為を受けながらも、州や連邦レベルではシュネルの事業への期待があり、そのため政府は全面的に協力する姿勢をとっていたことになる。

しかし1871年4月3日付『デイリー・アルタ・カリフォルニア』の記事で、お茶の栽培の「不成功」が報じられる。その原因は、「天候や土壌ではなく、前例のない事柄」とされている。そのため、カリフォルニアでお茶の栽培は可能なかという重要な疑問が残ったとの見解が同記事に示される⁵⁰。同紙は、1871年8月6日、シュネルによる大規模なお茶の栽培は成功しなかった、と再び報じている。日本から持ち込まれ、1年目はよく育っていた苗木は直に枯れてしまったその背景や理由として、土壌と気候が合わなかったのではなく、鉱山作業の影響で近くの水源が「鉄分と硫黄」に汚染されていたためであるとされ、汚染されていない水源から水を引く設備に費用がかかり過ぎたことや、労働者の問題があったことが述べられている。同記事によると、日本人労働者は「革命の権利」を知り、月給4ドルという安価な賃金に不満をおぼえ、近隣の労働者から反発するよう仕向けられた。そして一般的な賃金を日本人労働者に支払う財政力がなく、シュネルの事業は終わりを迎えたのであり、「経営者」であるシュネルにとって財政的にも精神的にもダメージが大きかった、との分析である。同記事は、カリフォルニアでのお茶の栽培は環境的に不向きというわけではなく、あくまでも人件費が課題である、と結論づけ、今後、機械化が進み人件費が抑えられることが期待される、と記し、サンフランシスコのベイエリア北部に位置するカリスタグにあるもう一つの実験的な農作事業に言及している。実態についての情報がまったく入ってこないが、そこはそれなりの規模であり、技術のある日本人が監督を務めており、水源も十分であるとしている⁵¹。

1873年10月25日、カリフォルニアにおけるお茶の栽培の発展ぶりについての記事のなかで、かんがい農法で栽培されたシュネルのお茶にはタンニンがほとんど含まれていなかったが、南カリフォルニアにおいてかんがい農法ではない方法で中国産の苗から作られたお茶にはタンニンが含まれていたという記録が記載されている⁵²。その後も、カリフォルニアでのお茶の栽培の歴史的な説明として、シュネルの試みと失敗について新聞記事において語り継がれている⁵³。また栽培の促進、市場開

拓に向けて、お茶の栽培の実績に関する情報の募集が農務省長官によって行われている。同記事では、1870年当時の当局者によるシュネルの事業に関する報告記録に触れている⁵⁴。

その後、1883年12月29日、ロサンジェルスで栽培されたオレンジに匹敵する甘味のあるみずみずしいオレンジが、「ワカマツ・コロニー」の跡地であるフランシス・ヴィアキャンプ農園で栽培され、サクラメントに出荷された、と報じられている。「約10年前に日本から来たシュネルという紳士」が植えて残したオレンジの木から収穫されたオレンジである、と説明されている。シュネルが購入した土地と建物が、フランシス・ヴィアキャンプの手に渡り、農作物の一部の栽培が引き継がれている様子がうかがえる。1886年には、カリフォルニアのお茶の栽培の歴史を説明する記事で、シュネルが日本から取り寄せたお茶の苗木の一部がカリストガに植えられたと報じられる⁵⁵。この後、シュネルやワカマツ・コロニーに関する情報は、アメリカの新聞記事としては1916年までほぼ見当たらない。

第2期の報道——ワカマツ・コロニーの再建とオケイの伝説

第2期の報道としては、日系人の新聞『日米』にオケイの墓の「発見」について1916年に報じられたという記録がある⁵⁶。これ以降、第二次世界大戦中の空白期間を除き、度々日系人社会の新聞や日系人協会の刊行物などにはオケイやワカマツ・コロニーについての記事が登場している。アメリカにおける日本人・日系人が日本語・英語の両言語で発信した情報によって日米双方のより多くの人びとがワカマツ・コロニーや日本人移民史について知るようになったと考えられる。本論文の調査の範囲外であるが、第2期については、日系社会の新聞のみならず日系人協会の刊行物を通じて発信された情報の変遷を分析し、日系人が構築したワカマツ・コロニーおよび日本人移民史にかかわる議論がもっと解明されるべきであろう⁵⁷。

アメリカの主要な新聞では、1931年以降、オケイや彼女の「伝説」に関する記事が目立ち始める。たとえば、1931年5月22日付『フレズノ・ビー』では、ロマンチックな描写でオケイと彼女の墓地について述べられている⁵⁸。しかし、オケイやワカマツ・コロニーについての記事の掲載頻度が高まるのは、1960年代半ば以降である⁵⁹。

たとえば、1965年1月3日、ワカマツ・コロニー跡地で行われる産学共同プログラム「実験的なお茶農園」についての記事が報じられる⁶⁰。同プログラムは、カリフォルニア大学の研究者がリプトン・ティー・カンパニーの助成金を使用し、当時の所有者であるアル・ヴィアキャンプの農地でお茶の栽培に関する調査研究を行うものであり、エルドラド郡の農園アドヴァイザーの話として、以前シュネルがお茶の栽培に失敗したのは同地の気候や土壌のせいではない、と解説している⁶¹。アドヴァイザーによると、シュネルは「従業員との問題」、「地元の鉱山者とのいさかい」、「財政問題」に直面し、労働者をリクルートしに日本に戻った際、「コロニーが失敗していることに怒った日本の天皇によって首を落とされた」のであり、1886年に新聞で報道された当時の所有者フランシス・ヴィアキャンプのコメントである「ここではお茶の苗木は繁栄する」が再強調されている⁶²。

1966年3月13日付『サクラメント・ビー』は、ゴールドヒルに到着してから2年後にマラリアで亡くなったオケイの墓を「サクラメント、サンフランシスコそして日本からの日本人」の訪問団が訪れる、と報じている⁶³。地元紙『マウンテン・デモクラット』は、オケイが「カリフォルニアにおける最初の大規模な日本人コロニー」の一員であったと説明したうえで、同訪問団の代表である松平一郎（当時の東京銀行会長、元アメリカ大使の息子として紹介されている）がオケイの出身地であるとされる会津の藩主の子孫であることを解説している⁶⁴。後日、出張でアメリカを訪れた松平一

郎が再び墓参したと、1973年3月27日付『ホノルル・スター・ブレテン』で報道されている⁶⁵。

1967年5月11日付『マウンテン・デモクラット』は、同地域に定住した「最初の日本人コロニー」であった「ワカマツ・ティー・コロニー」の歴史に注目する行事について報じている⁶⁶。このころからオケイの偶像化が始まる。1969年6月25日付『ロサンジェルス・タイムス』は、98年前に19歳で亡くなったオケイの日本での人気ぶりを紹介している。多くのことが知られていないにもかかわらず、「日本人の心のなかに永遠に残るオケイ」については、戯曲、詩、小説や映画が作られており、「日本のお母さんは『オケイの子守歌』を歌い聞かせて子供を寝かせる」し、日本ではオケイを称えて、毎年、数千人の女の子が「オケイ」と名付けられる、と。また同記事は、同年日系アメリカ人らの寄付金約1万ドルによって記念碑がオケイの墓石近くに建てられる、と伝えている⁶⁷。

1969年6月5日にオケイとワカマツ・コロニーの記念碑を設置することについて、地元紙も複数回にわたりその準備状況を報じている。報道では、記念碑の設置には、日系アメリカ人市民同盟（Japanese American Citizens League、以下 JACL）が貢献したとされる。また『プログレス・ブレテン』は、当時のワカマツ・コロニーの試みについて、「オリエンタル移民の一団」によって設立され、それは成功の見込みがあった、と述べている。そしてワカマツ・コロニーについて、「敵意を示した地元民とそれと同じくらい厳しい気候に見舞われ2年以内でその冒険の事業が砕けた」と論じ、コロニーの事業の失敗の一因として排斥運動に言及している⁶⁸。

1969年6月1日付『サクラメント・ビー』は、「オランダ人の貿易人であり、松平の友人である」シュネルが、日本からの一団を「避難させるためにアメリカに導くと申し出た」、と解説しつつ、シュネル自身は彼らと一緒に渡米していないとし、日本人の一団が農園にたどり着くまで案内がなく苦勞したことが述べられている。また同記事では、日本人女性4名、農業者、職人や武士を含む日本人入植者約40名は、コロニーを維持させるためにお茶の栽培と養蚕に着手したことになる。加えて、オケイ・イトウがいつ渡米したかは不明であるとしながら、シュネルの子供の面倒をみるためにオケイはマツノスケ・サクライ（桜井松之助）に付き添われて渡米した、ということになっている。同記事では、オケイの記念碑の設置は JACL による彼女への、そしてアメリカにおける日本人祖先への、最大の敬意の証とし、JACL が日本人祖先への誇りを打ち出していることを強調している⁶⁹。

後日、『マウンテン・デモクラット』は、当時のカリフォルニア州知事のロナルド・レーガン、同州の当局者、在米日本領事、著名な日系アメリカ人が参列し、オケイとワカマツ・コロニーのための記念碑の式典があったことを報じている⁷⁰。

翌年の1970年4月20日、「アメリカに初めて入植した日本人の一団」や「アメリカで初めて亡くなった日本人少女」という表現を用いたオケイの墓石や記念碑の周辺の土地の買収についてマーシャル・ゴールド・ディスクヴァリー州立公園局委員会が賛同したと伝えられた⁷¹。このころより各紙面でワカマツ・コロニーが「カリフォルニア初の日本人コロニー」というだけでなく、「アメリカ初の日本人コロニー」である、という説明が定着するようである⁷²。

1970年3月30日付『ロサンジェルス・タイムス』は、「アメリカの最初の日本人は黒人の子孫を残した」という見出しの記事を掲載している。同記事で、ワカマツ・コロニーの一員であったクニノスケ・マスミズ（増水国之助）が紹介されている。同記事について、つぎの2点がとくに興味深い。まず、孫が祖父にあたるクニノスケの容姿について回想している点である。マスミズの孫によると、クニノスケは「近くでよく見るか、しゃべってみるまでは、日本人には見えなかった。」クニノスケは、「どちらかという、インディアンに見えた」と引用されている。孫は、自身については「ニグロに見受けられ、自らもそのように意識してきた」と述べつつ、一般的に「ニグロ」は日本人から公平な扱いを受けてきたと語っている。孫からみたマスミズの人種・エスニシティのアイデンティティ

が語られているのである。第2点目として、入植当時は日本人には鉱山権がなく、マスミズが鉱山を爆破した、と家族によって語られている点である。詳細は定かではないが、地元の白人鉱山者と日本人入植者との緊迫した対立関係のなかで、マスミズが行動を起こし抵抗した、ということであろうか⁷³。この「爆破」については、ほかの記事では触れられていない。

これ以降、ワカマツ・コロニーやオケイの墓石周辺の史跡登録の話題が掲載されるまでは、断片的にワカマツ・コロニー関連の記事が出てくる。たとえば、1971年6月6日付『サクラメント・ユニオン』では、アル・ヴィアキャンプの勧めでオケイの調査を開始したという地元住民のファーン・サイヤーのこととともに、オケイについて報じられている⁷⁴。また1973年3月15日付『ジョージタウン・ガゼット』では、情報の根拠は示されていないが、鉱山者が水源の確保のために、コロニーのお茶の苗木を故意に台無しにした、というコロニーの失敗の要因の一つが説明されている。またワカマツ・コロニーの日本人の多くが帰国した一方、シュネルの行方については、もっと儲かるビジネスを求めてほかのところに行ったと記されている⁷⁵。

その後、ワカマツ・コロニーが官民あげての国際交流事業のきっかけと位置づけられている。1974年11月15日付のカリフォルニアの新聞は、エルドラド郡と埼玉県蕨市との国際交流事業について報じている⁷⁶。そして『ジョージタウン・ガゼット』は、シュネルの行方について、前年の記事で記した説明内容とは異なり、再起をかけていたかもしれないシュネルが日本に戻った際、非法に日本人を国外に連れ出したことを理由に処刑された、と説明している。加えて同記事は、ゴールドヒルの少数の日本人が今日のカリフォルニアの農業に貢献している、と結論づけている⁷⁷。また1976年8月9日付『ロサンジェルス・タイムス』に掲載された新刊『バンブー・ピープル』の書評では、日本からの最初の移民集団は1869年にサンフランシスコに到着したワカマツ・コロニーの一行である、と紹介されている⁷⁸。

1977年以降、ゴールドヒルのワカマツ・コロニーとオケイの墓地は、観光スポットとしてよく報じられる⁷⁹。1978年6月16日付の地元紙『マウンテン・デモクラット』には、パロアルト（サンタクララ郡）のシニア市民による仏教組織の日系人や関係者計42名が当地を観光した、と報じられている。同記事のなかで、シュネルは妻と幼い娘ふたりを連れてコロニーを離れ、戻ってくるという約束は果たされず、残されたオケイはその失意のなかで亡くなった、と説明されている⁸⁰。

1980年5月23日付『マウンテン・デモクラット』は、「知られているところでは最初のアメリカへの日本人移民」を称えるため、会津若松より日本人22名の来訪があった、と報じている。同記事で、オケイは、マツノスケ・サクライとともにゴールドヒルに残った日本人入植者である、と記されている。オケイは、フランシス・ヴィアキャンプ夫妻に雇われ、19歳のときに熱病で亡くなり、「アメリカで死亡した最初の日本人として知られている」、と述べられている⁸¹。同日付『サクラメント・ビー』も、111年前に会津若松から「初めて移民した」日本人22名に敬意を表して22名の日本人が会津若松より来訪したことを報じている。ワカマツ・コロニーについての調査を続けている弁護士ヘンリー・タケタがこのイベントの企画に携っており、ワカマツ・コロニーは日本で有名であると述べていると紹介されている⁸²。

1991年11月22日付『マウンテン・デモクラット』には、「開拓者」の試みの結末について、天候の不適合、当時のカリフォルニアの干ばつの影響、鉱山者が水源でダムを作ったために水が確保できなかったこと、そしてシュネルの資金がなくなったことをあげて説明されている。そして、シュネルの試みがカリフォルニアの農業経済にそれまでにはない影響を与えたとしている⁸³。1994年4月18日付『サクラメント・ビー』は、日系アメリカ人二世のボランティアがオケイの墓石周辺を清掃した、と報じ、アメリカにおける日本人のルーツはここにあるとしている⁸⁴。

1995年1月26日付『マウンテン・デモクラット』は、エルドラド郡の住民の間では「オケイ物語」が有名で、彼女については書物、新聞や雑誌で活字になっており、いずれもカリフォルニアやアメリカの視点で書かれたものである、と指摘している⁸⁵。1997年7月11日付の同紙は、1869年にゴールドヒルに入植した者は若松より到着した「難民」であり、最初に到着した集団は16名の農業者や職人で、最後に到着した集団には、絹の織物を造るために日本人女性6名、子供4名（うち2名はシュネルと彼の日本人妻の子供）とシュネル一家の裁縫師・子守（seamstress and nanny）としての17歳のオケイ・イトウがいた、としている。この情報源は示されていない。そして、ワカマツ・コロニーの農園は繁栄しなかったと説明されている。当初から複数の問題を抱えていたが、日本人による水源からの水の使用量についてコロマとゴールドヒルの鉱山者らの恨みをかったこと、無断で侵入した者によって農園の苗木が荒らされたこと、そして決定的な問題として土壌と気候がお茶の栽培に向いていなかったことを失敗の原因とし、「白人の指導者のシュネル」が裏切らなければ、ワカマツ・コロニーの人びとは成功したかもしれない、と推測を示している⁸⁶。2000年4月24日付『マウンテン・デモクラット』では、「アメリカにおける最初の日本人移民であったワカマツ・シルク・コロニー」を西部の開拓史のなかに位置づけながら、当時、中国人移民も多く存在したことを説明している⁸⁷。

2000年8月4日付同紙では、シュネルから土地と建物を買取ったフランシス・ヴィアカンプの背景について、つぎのように説明されている。

「フランク」[フランシスのあだ名]は、1822年にドイツのハノーファーに生まれ、1834年に両親とともに渡米した。一家はオハイオ州に住み、その後ミズーリー州に転居した。1846年、24歳のフランクはセントルイスで販売業をしていた。フランクは、ハノーファー生まれのルイザ・トベンナーと1849年に結婚した。1852年に夫妻はプレーサーヴィルに移り、そこでゴールドヒル（1874年にグラナイトヒルと名称が変更されるものの、それは定着せずゴールドヒルと呼ばれる）の土地一区画200エーカーを得て、ホテルと鉱山用の道具を売る店を構えた。1873年に夫妻は、「日本人のお茶農園」と呼んでいた340エーカーの土地に移り住み、ブドウ栽培を含め、農作物の生産を行った。その際、元の土地には二人目の息子が残った。夫婦には10人の子供がいた⁸⁸。

また2001年10月15日付『マウンテン・デモクラット』に、ワカマツ・コロニーとヴィアカンプ家との歴史的なつながりが示されている⁸⁹。2006年5月19日、1990年に創設されたAsain/Pacific American Heritage Monthに関するフロリダ州の新聞記事のなかでは、「最初の日本人移民」の到着は1843年5月7日であるとしつつ、1869年に「ワカマツ・ティー・アンド・シルク・コロニー」がカリフォルニア州に設立された、と説明されている⁹⁰。2007年4月2日付『マウンテン・デモクラット』では、「ワカマツ・ティー・アンド・シルク・コロニー」が「北アメリカ最古の日本人コロニー」と位置づけられ、結果的に入植者が困窮したことも伝えられている⁹¹。

2007年4月23日付『マウンテン・デモクラット』には、ワカマツ・コロニーの跡地を国有化し保存するプロジェクトの立ち上げとともに、資金460万ドルの寄付集めの報道がある⁹²。2007年6月10日付『ロサンジェルス・タイムズ』は、アメリカの地で亡くなった最初の日本人女性という紹介でオケイについて触れ、ワカマツ・コロニー跡地の保存の意義を説明している。同記事は、「日本人にとって、この農園はわれわれのプリマス・ロックである」と関係者フレッド・コーチ（日系四世）のコメントを引用している。同記事では、ヘンリー・タケタの調査結果として、1870年の国勢調査の内容がつぎのとおり説明されている。当時の国勢調査では、全米に日本人55名が記録されており、そ

の数のなかには、ゴールドヒルにいた男性14名、主婦6名、そして幼い女の子2名を含む。シュネル夫妻の娘2名（フランシスと1870年4月生まれのマアリー）は、白人として記録されているため、日本人の人数には含まれない。マアリー誕生の数か月後、17歳のイトウ・オケイが子守のために到着したと。加えて同記事は、歴史家パオロ・シオリが記録「エルドラド郡の歴史」（1883年）に記載したとおり、シュネルが日本で殺害されたという情報が当時現地にも届いた、と報じている⁹³。

2007年6月28日付『ジョージタウン・ガゼット』は、「アメリカにおける最初の日本人コロニー」としてワカマツ・コロニー跡地の保存が「日本人」にとって重要である、と報じている。同紙によれば、当時、地域の鉱山者35万人がワカマツ・コロニーの土地を農作に不向きになるよう荒し、水を取りあげたのであり、ワカマツ・コロニー跡地の保存運動に、現在、多くの関係者・組織がかかわっている⁹⁴。さらに、2007年10月には、資金集めに関する状況説明と寄付の募集が報じられ、日本側からの寄付もあったことが報告されている⁹⁵。2009年8月12日付『マウンテン・デモクラット』は、「ゴールドヒル農園」跡地をアメリカ政府が購入し、保存できるようにする法案がカリフォルニア州選出の民主党上院議員より議会に提出されたと報じている。同記事によると、この跡地は、カリフォルニア州もJACLも、アメリカにおける最初の日本人入植地として認めており、ワカマツ・コロニーは、「1869年に日本人7名とヨーロッパ出身の海外在住者が太平洋を渡り、2年内に入植者を22名に増加させ、お茶、絹、米や竹のような日本の農作物を生産し始めた」と説明されている⁹⁶。

再び2010年1月22日付同紙は、ワカマツ・コロニー跡地を国立史跡地として登録させることを地元選出の議員らが後押ししていると報じている。ワカマツ・コロニー跡地が全国的に有名なれば、もっと注目が集まり、資金が集めやすくなるだろう、という見方も示されている⁹⁷。そして2010年11月12日付同紙は、「最初の日本人コロニー」がNPO団体ARCの手に渡ったことを報じている。11月1日付で「ゴールドヒル農園」の272エーカーは388万ドルで売却された、と記されている。同団体のディレクターのアラン・エアゴットは、「われわれが知る限り、ワカマツ・コロニー跡地は、北米での最初の日本人コロニーであり、アメリカの地で埋葬された最初の日本人女性であるオケイ・イトウの墓を有し、アメリカ国籍を持つ最初の日系アメリカ人の生誕地であり、日本国外でサムライによって築かれた唯一のコロニーである」とコメントし、「アメリカはその力と特色を人びとの多様性から引き出している」と締めくくっている。同紙によると、日本人移民は熟練技術者として渡米し、アメリカの農業、医療、技術やそのほかの分野を発展させたのであり、ワカマツ・コロニーの「物語」は、ジェームスタウン、メイフラワーやプリムス・ロックの「物語」と同様に感動的なものだとしている。同記事は、最近、アメリカ合衆国国立公園局がワカマツ・コロニー跡地を「全米にとって重要」という位置づけで国立史跡地登録に加え、「上院議会のゴールドヒル・ワカマツ・コロニー保存法令」および下院議会の法令によって、内務省に土地の名義が移行されたうえで、今後、保全および管理運営がなされていく、と報じている⁹⁸。2010年11月19日、地元で、歴史学者ジョン・ヴァンサントのワカマツ・コロニーに関する研究成果の一部が記事として報じられる。同記事によると、当初成功していたワカマツ・コロニーの事業は、水不足と資金不足のせいで最終的に失敗に終わり、入植者のほとんどが同地域を離れ、うち3名しかその後の行方が把握されていない。コロニーに残ったオケイは、3名いた日本人女性のひとりであるとされる⁹⁹。この研究成果は、ワカマツ・コロニー関連の行政登録の申請書にも活用されているようである¹⁰⁰。

2011年8月9日付『マウンテン・デモクラット』は、会津若松から40名が訪米し、墓参したことを報じているが、これ以降はワカマツ・コロニーの「再建」についての地元の動向が数々の記事として掲載される¹⁰¹。たとえば、2012年2月8日の同紙で、2009年以降進んでいるNPO団体ARCが行っているワカマツ・コロニー跡地の建物の改装や、農園や野原の手入れについての状況が報じら

れる。人びとが余暇を過ごし、歴史に触れられる公園への転換、そして観光客による経済効果を狙っていること、ワカマツ・コロニーがアメリカにおける最初の日本人コロニーであること、JACLも日本からの観光客も集客できるように発展させるのに乗り気であることなどが伝えられている¹⁰²。

そして同紙は同年の夏、6月16日土曜日に行なわれた「ワカマツ・コロニーのフェス」の盛況ぶりを報じている。オケイ・イトウのための追悼式で幕開けしたフェスには参加者500-600名がいたこと、追悼式にはハワイからの1名を含む2名の住職が呼ばれたこと、在米日本領事と同郡の幹部による「友好」の証の植樹が行われ、さまざまなパフォーマンスや模擬店があったこと、そして公園の管理運営を行っているARCの理事のコメントとして、同地域購入の目的は、子供たちに農業と自然環境との共存が叶うことを示す機会とすることをあげ、同地域には5000年前から人びとが生活をしていることが述べられている。環境を意識しつつ、地域に多文化の歴史があることを示す工夫がなされた模様が報じられ、引き続き公園内の整備や展示の拡充とともに資金集めを継続することも記されている¹⁰³。2013年4月17日付『マウンテン・デモクラット』には、第3回目のフェスのチケットの事前販売に関する情報が掲載される。パフォーマンスや出店がじつに多様であることが強調され、公園を管理運営するARCのヴィジョンとして、教育施設やコミュニティ資源としての役割を果たす環境面に配慮した持続可能な方式を用いた歴史的な農園の発展を目指す、と記されている。そして、フェスは多様な人びと——ミウォックやニセナンの先住民、日本人、ヴィアキャンプ家、グラナー家——を祝う、としている¹⁰⁴。

2013年5月10日、ワカマツ・コロニーにアーティストが招かれ、絵画、写真や三次元の作品などが展示された、と報じられている。同記事のなかで、ドリス・マツイ下院議員のコメントとして、ワカマツ・コロニーは日系アメリカ人にとってプリムス・ロックと同じくらい象徴的な場である、と再度述べられている¹⁰⁵。

2013年5月15日付『マウンテン・デモクラット』に、地元の作家ジョアン・バーソッティによって書かれたオケイについての図書『オケイサン——ある少女のジャーニー』が同郡の小学校4年生の課題図書となり、「全国的、そして地元でも重要な歴史」について学ぶようになる、という話題が報じられている¹⁰⁶。この数年、とくに子供や若者を対象とした活動が目立っているといえよう。2014年7月28日の『マウンテン・デモクラット』には、前年に引き続き「オケイサンの体験を学ぶ遠足」がワカマツ・コロニーで開催された模様が報じられている。エルドラド郡コミュニティ財団が管理するジョアン・バーソッティ記念基金と多くのボランティアの協力を得て、小学校4校の生徒(221名)が参加し、「オケイサン」の墓地での法要、オケイの丘での紙芝居、日本の伝統舞踊のレッスン、日本語の特訓レッスン、折り紙の手本、蚕に触る体験、日本刀の鑑賞、日本の服装や生活様式の展示見学を体験した。同記事は、143年以上前に少女オケイが体験したであろうことを理解するのが遠足の狙いだったとしている¹⁰⁷。

2016年5月20日付『マウンテン・デモクラット』の記事は、カリフォルニア開拓者の歴史の日の行事の一環として、コロマ市の末日聖徒イエスキリスト教会のメンバーが地域の歴史編纂作業を行うなか、多様な人びとや文化をとりこまなければならないことに気づいたと記している。同教会の「カリフォルニア生活史プログラム」の代表デニス・ホランドは、歴史編纂作業として「一般史やモルモン教徒の歴史に焦点を合わせながらも、ブラック・バッファロー兵士や中国の要素、そして日本の要素を代表させる」と述べたと同記事は伝えている。同記事は、1846年7月31日、金の発見の数年前、サンフランシスコにモルモン教徒250名が到着し、当時、それは同地域の人口の三分の一を占める人数だったことや、彼らの多くがコロマへ移り、ジェームス・マーシャルの監督のもとキャプテン・ジョン・サターの製材所で働いていた、という歴史も紹介している¹⁰⁸。

2016年秋ごろより、同紙にARCが執筆した記事が目立ち始める。たとえば、同年9月12日、「ワカマツ・オープン・ファーム・デイ」が開催される告知が掲載されている。ARCは、開催地が「アメリカにおける最初の日本人コロニーであり、最初の日系アメリカ人の生誕地であり、そして日本人移住者の最初の墓地のあるところ」と周知し、2016年10月3日にはARC執筆の記事を通じて、ボランティア募集が行われている¹⁰⁹。ARCは、ワカマツ農園の土地の一部（10エーカー）で独立した活動を行っている「ザ・ベア・アンド・ザ・ビー農園」とともに、「ワカマツ・コミュニティ農園」で収穫される果物や野菜を、食事の提供を必要としている者に食事を与える団体「アッパー・ルーム・ダイニング・ホール」に寄付していることが記事でとりあげられている。新しい試みとして、272エーカーあるワカマツ・コミュニティ農園の中心地に位置する「ワカマツ・コミュニティ・ガーデン」を外部に開放している様子も記されている¹¹⁰。

また、ワカマツ・コロニーの150周年を記念する事業として、2019年6月6－9日に予定されている国際的なフェス「ワカマツ・フェス150」にかかわるボランティア募集がARCによってすでに告知されている¹¹¹。加えて、資金集めのために催しが企画されていることも地元紙では掲載されている。たとえば、2017年6月2日付『マウンテン・デモクラット』の記事は、凧揚げ大会の開催で得られた資金を日本人入植者が植樹したとされる樹齢148年の樺の木に当てると記している¹¹²。2017年6月5日付『マウンテン・デモクラット』では、ヴィアキャンプ家の子孫が所持していた日本人入植者などを撮影した写真11枚が州に寄贈されることが記事になっている。同記事のなかには、資金難によって入植者たちは事業を断念したとの説明がある¹¹³。さらに、ARCの関係者で長年ワカマツ・コロニー関連の調査や事業にかかわっているアーヴ・タニモトが執筆した新しい歴史小説『ケイコの着物』が紹介されている。オケイがシュネルの娘のために日本人形を作って贈り、その人形の視点で太平洋の横断などの物語が展開される、という内容の小説であり、タニモトは、国際交流事業でプレーサーヴィルの姉妹都市である蕨市を訪問し、会津若松にも行った、という¹¹⁴。オケイの存在により、現代にも国際的な交流が継続されていることが確認できる。

2017年10月11日付『マウンテン・デモクラット』におけるARCが執筆した記事で、1869年6月8日にプレーサーヴィルに到着した日本人入植者が植樹した樺の木が「カリフォルニアの巨木登録」に認定されたと報じられている。この樺は、当時、日本から持ち込まれた多くの植物のなかで唯一残っている木である。この樺のみならず、ワカマツ・コロニー跡地全体を保全していくためにも寄付が重要であると強調されている¹¹⁵。寄付を募るための話題作りともとれるが、ワカマツ・コロニーの木の存在さえも歴史的に見直され、社会的に記録されるのは象徴的である。

まとめ

新聞記事を通じてワカマツ・コロニー関連の報道の変遷を追うことにより、活字になっていないことを含め、歴史的な記録が構築されていく過程には多くの物語があることが明らかとなる。新聞で報道されてきたワカマツ・コロニー関連の情報について、歴史的に共通していることとしては、詳細な「事実関係」に関する矛盾や誤りが多々みられることがまずあげられる。とくにジョウやオケイの到着の時期、シュネル一家の子供の生誕地やシュネルの結末については、曖昧あるいは間違いの可能性の高い情報がみられる。同じ新聞社の記事でも、情報の錯誤がみられる。また第1期よりも第2期に報じられている内容には、憶測で語られていることが多く、根拠の見当たらない「事実」が紙面で述べられていることが指摘できる。これは、シュネルやワカマツ・コロニーについての確かな一次資料の不足が大きな要因であろう。

加えて、新聞報道は、「歴史」がそれを記録する者によってその都度構築されることも示している。たとえば、第1期の報道では、シュネルの存在の影に日本人入植者が隠されているようである。日本人の存在は完全に消されているわけではなく、その存在は歴史的に確認できるものの、たいいてい具体性に欠ける内容となっている。白人と日本人との扱われ方の違いが社会的にも法的にも確立されていたなか、新聞の報道でも同じように別々の扱いになっていたのである。この文脈で、第1期の報道ではオケイについての情報はほとんど見当たらないが、日系人の新聞では1916年以降、そして主要な新聞では1931年以降、オケイや彼女の墓地に関する語りが目立つ。これは、歴史のなかで光を当てる対象に変化があったことを示している。さまざまな立場の者がオケイの伝説に価値を見出し、政治的に位置付けていると捉えられる。たとえば、オケイはアメリカにおける日系人の「ルーツ」を語るうえでの「出発点」として位置づけられたり、太平洋を渡った勇敢な日本人少女として多文化主義的な観点の歴史のなかで評価されたり、また小説などの創作活動のテーマとして注目されている。同時に、オケイにとどまらず、ほかの日本人入植者の歴史は、とくにJACLやヘンリー・タケタの言動によって掘り起こされ構築されてきている。近年では、ARCの活動の歴史的な意義にワカマツ・コロニーやオケイはくみ込まれ、跡地の保全や発展を促進させる地域の重要な起爆剤として扱われているのである。

さらに、第1期と第2期の報道の特徴を比較すると、ワカマツ・コロニー関連の情報が掲載された新聞の地域差に気づく。第1期では、シュネルや日本人入植者と彼らの事業などについては、全米で報道されている。記事の内容は、ほかの新聞の引用であることが多いものの、一行の動向は全米に伝えられていた。同時に、中西部や南部の新聞では、他社の記事を引用しながら、独自の視点や意見を交えて報道している。しかし、第2期の報道では、ワカマツ・コロニーやオケイについては、カリフォルニアの新聞を中心に報道されており、第1期のときほどほかの地域の新聞はとりあげていないようである。とくに近年は、地元紙での報道に限られる傾向がある。

一連の報道から、シュネル一行の受け入れ態勢について地元と全国レベルとの温度差も浮き彫りとなる。とくに複数の記事から、シュネルと日本人入植者の事業は、資源をめぐるの鉱山者らとの利害関係の延長線上で排斥行為に直面していたことが伝わってくる。この排斥行為の詳細やそれにかかわる人種差別的な論調は、記事のなかでは具体性が乏しく、ほとんど表面化しない。むしろ、第1期の報道では、排斥行為の論拠を打ち消すような情報が活字として強調されている。たとえば、シュネルらの事業の試みがアメリカのお茶の栽培やほかの産業に大いなる利益をもたらす、という観点が繰り返し主張される。日本人入植者は勤勉な熟練労働者であり、彼らがアメリカの労働市場に貢献し得る者であることも繰り返し述べられる。「モデルマイノリティ神話」の構図のように、他者である中国人移民との比較を用いて、日本人入植者がアメリカへの適応に向いており、さらにアメリカ社会の繁栄に貢献し得る健全な労働者・家族を持つ者・定住者・納税者として描写されている。シュネル一行の受け入れについて、地元の排斥行為という弊害があるなか、連邦政府は彼らを強く後押ししていた事実が報道で現れている。地域の経済活動の発展の観点より、ワカマツ・コロニーの事業への期待が全国的に評価されていたのである。実際、シュネルが多くの土地を正式に取得できるようにする法案が連邦レベルで検討され、法令として制定されている。

ジェンダーを意識した視点から、アメリカに移住した「最初」の日本人女性・妻・母親であるジョウは、白人にとって「理想的な結婚相手」として描写されており、彼女の才色兼備な人物像に白人も好感が持てるという論調が複数紙で確認できる。主要な新聞では、当初、オケイについての言及はまったく確認できないにもかかわらず、ジョウはとりあげられている。また逆に、第2期の報道では、ジョウへの言及はほとんどなく、オケイへの注目が強まる。これは、結果的に、同じ日本人

女性であっても、その人物の階級や立場によって、記者やその向こうにいる一般読者の注目の仕方に違いがあることを示しているのかもしれない。初期にみられた、ジョウに対する主要新聞のオリエンタリズム的なまなざしには、歓迎や評価すべき社会的な要因として特定の階級や立場がくみ込まれているようである。そしてそれが報道の有無やその内容として表面化しているといえよう。同時に、当時は注目に値しないとみられていたかもしれないオケイは、第2期より、アメリカへ入植した「パイオニア」のひとりであるとか、日系人のルーツの象徴であるという、特徴ある文脈において位置づけられる存在となる。時間を経て、オケイは移民大国アメリカの歴史の構成員として報じられるようになるのである。このまなざしは、おもに日本人移民や日系人が彼女に向けたものであり、白人男性の読者を意識していたと思われる主要な新聞の記者がジョウに向けたまなざしとは異なる。

上記をふまえて今後の課題についても触れておきたい。まず、活字としてはほとんど報じられていないが、シュネルや日本人入植者を支える身近な協力者についてももっと検証されるべきであろう。アメリカに渡ったシュネルらに日本から協力していた人物がいたという報道があるが、具体的なことがわかっていないため、その詳細が解明されるべきである。アメリカでは、排斥行為への対応や法整備の動きのなかで、シュネルらが多くの支援を得ていたであろうことが推測される。プロイセンやオランダで育ちドイツ語が母語だったと考えられるシュネルは、当然、地元のドイツ語話者と連携していた可能性が高い。ワカマツ・コロニーの土地の売却相手も、その後の購入相手も、ドイツ系の移民である。結果的に、シュネルはドイツ系コミュニティとのかかわりを積極的に持っていたのではないか。また、身近な者のなかにはシュネル側を困らせる者もいたわけである。シュネル側が土地の契約と所有をめぐる深刻な問題を当初から抱えていたのに対し、当時、シュネルに接触していたさまざまな人びととの利害関係が気になる。たとえば、シュネルが土地を購入したと報じる記事のなかで、シュネルの「エージェント」としてベネツという人物の名前が登場しているが、この人物はどのような役割を果たしていたのだろうか。この人物は、敷地の境界線や登記があいまいであった事情を当初より把握していたのだろうか。たびたび報道される地元の鉱山者らによる排斥運動は、どれほど組織的なものであり、どのような人物がかかわっていたのだろうか。彼らの最終目的は、シュネルらを追い出し、地元の水資源を独占することだったのか。シュネルや日本人移民者と日米のさまざまな人びと、そして日本人入植者とシュネルとの関係が重大な争点の一つである。そしてもう一つの争点は、ワカマツ・コロニーの歴史的な位置づけにかかわる部分である。過去の出来事がいかに歴史として記録されていくのか、その過程を分析することにより、歴史をさらに相対化する必要があるだろう。たとえば、本論文では扱えなかったが、日系人社会が構築してきた移民史観におけるワカマツ・コロニーについても今後検証したい。

41st CONGRESS,
3rd Session.

H. R. 2909.

IN THE SENATE OF THE UNITED STATES

FEBRUARY 1, 1871.

Read twice and referred to the Committee on Public Lands.

FEBRUARY 6, 1871.

Reported by Mr. CASSELY with an amendment, viz: Insert the words printed in *italics*.

AN ACT

To enable J. H. Schnell, of California, to enter and pay for a section of public land in California for his tea colony.

- 1 *Be it enacted by the Senate and House of Representa-*
- 2 *tives of the United States of America in Congress assembled*
- 3 That J. H. Schnell, of California, be authorized to enter, at
- 4 the proper United States land office, a quantity of land not
- 5 exceeding six hundred and forty acres, at the minimum price,
- 6 according to the lines of his improvements, tea gardens, and
- 7 other culture, *in the county of El Dorado, in the State of*
- 8 *California*, and to which there may not be any adverse
- 9 claim except that of the United States.

Passed the House of Representatives January 31, 1871.

Attest: EDWARD McPHERSON, *Clerk*.

資料1：シュネルが広範囲な土地を正式に取得し登記できるようにするための法令は、1871年2月27日にアメリカ上院議会を通過し成立した。（“A Century of Lawmaking for a New Nation: U.S. Congressional Documents and Debates, 1774–1875,” “Bills and Resolutions, House of Representatives, 41st Congress, 3rd Session,” *The Library of Congress, American Memory*, <https://memory.loc.gov>, 2017年11月26日。）

註

- 1 ワカマツ・コロニーの現住所は、つぎのとおりである。941 Cold Springs Road, Placerville, California
- 2 各社の新聞記事のなかでシュネルの氏名は、つぎのように表記される。Herr Schnell, J. H. Schnell, H. Schnell, John Henry Schnell, Eduard Schnell。兄ヨハン・ハインリヒ・シュネル（Johann Heinrich Schnell）と弟フリードリック・ヘンドリック・エドゥアルト・シュネル（Friedrik Hendrik Eduard Schnell）の氏名の混同や生い立ちについては、つぎの研究書が詳しい。箱石大編『戊辰戦争の史料学』勉誠出版、2013年。

- ³ “The Japanese Settlement. Schnell’s Japanese —Town of Wakamatz —Their Industry —Pisciculture —Wax Tree —Rice, Bamboo, Tea, Etc.,” *The Daily Alta California*, June 16 1869, p. 2.
- ⁴ 代表的な先行研究としては、つぎのものがある。菅（七戸）美弥「55名の『ジャパニーズ』：1870年米国人口センサスの質問票（population schedule）への接近」『東京学芸大学紀要人文社会科学II』第60号、2009年、pp.137-151；柳澤幾美「カリフォルニア州史跡 おけいの墓」北米エスニシティ研究会編『北米の小さな博物館2』彩流社、2009年、pp.100-107；Eiichiro Azuma, “Pioneers of Overseas Japanese Development’: Japanese American History and the Making of Expansionist Orthodoxy in Imperial Japan,” *The Journal of Asian Studies*, Vol. 67, No. 4, November 2008:1187-1226；John E. Van Sant, *Pacific Pioneers: Japanese Journeys to America and Hawaii, 1850-80* (Urbana: University of Illinois Press, 2000)；同志社大学人文科学研究所編『在米日本人社会の黎明期——「福音会沿革史料」を手がかりに』現代史料出版、1997年；おけい顕彰会『日本最初のアメリカ農業移民——おけいと若松コロニー、その資料のすべて』1974年；高嶋米吉「ゴールドヒルの『松平スネール』——前プロシヤ公使館書記官イ・ヘンリー・スネール＝平松武平について」横浜図書館『郷土よこはま』第62号、1971年、pp.20-48（訂正記事、『郷土よこはま』第63号、p. 32）など。
- ⁵ 新聞記事の調査では、オンラインのCalifornia Digital Newspaper Collection；NewspaperARCHIVE；Genealogy Bank；New York Times Article Archiveなどを活用した。つぎの図書館、博物館やアーカイブスでも調査を行った。National Japanese American Historical Society, Japanese Cultural and Community Center of Northern California, Japanese American National Library, UC BerkeleyのBancroft Library, California Historical SocietyのResearch Library, LDS (Jesus Christ of Latter-day Saints) Family Research Center, Oakland Museum of California, Stanford UniversityのLathrop Library (East Asian Library) やStanford Auxiliary Library (SAL)、会津若松市立会津図書館など。
- ⁶ 『デイリー・アルタ・カリフォルニア』の前身の新聞名は『アルタ・カリフォルニア』（1849 - 1850年）である。
- ⁷ 1868年の『サンフランシスコ・クロニクル』の発行部数は約8000部だったようである。Carl Nolte, “134 Years of the Chronicle,” *SFGATE*, sfgate.com, 24 November 2017.
- ⁸ 『サクラメント・デイリー・ユニオン』は『デイリー・ユニオン』や『サクラメント・デイリー・レコード』とも呼ばれた。
- ⁹ 『マウンテン・デモクラット』の前身の新聞名は『エルドラド・ニュース』、『エルドラド・リパブリカン』である。
- ¹⁰ “Passengers from China,” *San Francisco Chronical*, 21 May 1869, p. 3.
- ¹¹ “Arrival of Japanese Immigrants,” *The Daily Alta California*, 27 May 1869, p.1.
- ¹² “Japanese Immigrants,” *San Francisco Bulletin*, 27 May 1869, p. 2. 会津図書館所蔵資料。
- ¹³ “Japanese Immigrants,” *Mountain Democrat*, 5 June 1869, p. 2.
- ¹⁴ “Arrival of Japanese Immigrants,” *The Daily Alta California*, 27 May 1869, p.1；“Japanese Immigrants,” *Mountain Democrat*, 5 June 1869, p.2. 「『アルタ』によると」という書き出しで、一行の到着が報じられる。また同じような内容がつぎの記事でも確認できる。“San Francisco News,” *Marysville Daily Appeal*, 28 May 1869, p. 3；*Sacramento Daily Union*, 28 May 1869, p. 3；“Japanese Immigrants,” *The New York Times*, 5 June 1869, p. 5. さらに *The New York Herald*, 29 May 1869, p. 6の記事では、一行は「逃亡者」と称される。
- ¹⁵ Section “The Pacific Coast,” *The New York Times*, 28 May 1869, p. 3；“The Pacific Coast,” *The New*

- York Herald*, 28 May 1869, p. 7.
- ¹⁶ *The New York Herald*, 29 May 1869, p. 6; *Fort Wayne Daily Gazette* (Fort Wayne, Indiana), 31 May 1869, p. 1, “The Japanese Immigrants,” *The Daily Morning Chronicle*, 17 June 1869.
- ¹⁷ “Japanese Ladies in the California Colony,” *The Pittsburgh Daily Commercial*, 10 August 1869, p. 1.
- ¹⁸ *Mountain Democrat*, 16 October 1869, p.2.
- ¹⁹ *The Daily Journal* (Wilmington, North Carolina), 9 June 1869, p. 1; *Public Ledger* (Memphis, Tennessee), 26 June 1869, p. 4.
- ²⁰ “Letter from Placerville,” *Sacramento Daily Union*, 5 June 1869, p. 8.
- ²¹ “Silk Making,” *The Daily Alta California*, 3 June 1869, p. 1.
- ²² “The Japanese Settlement. Schnell’s Japanese —Town of Wakamatz —Their Industry —Pisciculture —Wax Tree —Rice, Bamboo, Tea, Etc.,” *The Daily Alta California*, June 16 1869, p. 2.
- ²³ 同記事には Charles Grainon や Grainor と記されるが、土地の売買契約書に記載される苗字は Graner である。“Silk and Tea Culture in El Dorado County,” *Sacramento Daily Union*, 8 June 1869, p.3; “Pacific Coast Dispatches,” *The Daily Alta California*, 8 June 1869, p. 1.; “El Dorado —A Plantation Purchased at Placerville for a Colony of Japanese Silk Growers,” *San Francisco Chronicle*, 8 June 1869, p. 3.
- ²⁴ “The Japanese in California,” *The Cincinnati Daily Enquirer*, 20 November 1869, p. 4.
- ²⁵ “San Francisco, Monday, June 14; Industrial Condition of the State,” *The Daily Alta California*, 14 June 1869, np.; “Japanese Immigrants, Arrival of Three Families in San Francisco, Others Expected,” *New Albany Daily Commercial*, 15 June 1869, p. 2.
- ²⁶ “The Japanese Settlement,” *The Daily Alta California*, June 16 1869, p. 2.
- ²⁷ “Japanese Ladies in the California Colony,” *The Pittsburgh Daily Commercial*, 10 August 1869, p. 1.
- ²⁸ “The Japanese Settlement,” *The Daily Alta California*, June 16 1869, p. 2. つぎのとおり、多数の新聞社が同記事の内容を引用や転用している。“The Japanese Settlement,” *San Francisco Chronicle*, 17 June 1869, p. 3; *Marysville Daily Appeal*, 20 June 1869, p. 4; *Santa Cruz Weekly Sentinel*, 26 June 1869, p. 1; “The Japanese in California,” *Camden Democrat* (Camden, New Jersey), 26 June 1869, p. 4; “The Japanese,” *The New York Times*, 27 June 1869, p. 3; “Japanese in California—The New Settlement, Japanese Industry,” *The Cincinnati Enquirer*, 28 June 1869, p. 2; “Another Mixture Added,” *Atchison Daily Patriot* (Atchison, Kansas), 28 June 1869, p. 1; *The Cincinnati Enquirer*, 28 June 1869, p. 2; “The Japanese Settlement,” *New-York Tribune*, 6 July 1869, p. 2; “The Japanese Settlement in California,” *The Daily Kansas Tribune* (Lawrence, Kansas), 31 July 1869, p. 1; “The Japanese Settlement,” *The Blairsville Press* (Blairsville, Pennsylvania), 20 August 1869, p. 1.
- ²⁹ “San Francisco, Saturday, July 3, The Japanese Colony and Tea Culture,” *The Daily Alta California*, 3 July 1869, p. 3. 同記事の内容や要約は、つぎの記事にも掲載される。“The Japanese Colony and Tea Culture,” *The New York Times*, 13 July 1869, p.1; “Tea Culture,” *Mountain Democrat*, 16 July 1870, np; “The Japanese Colony and Tea Culture,” *The Indianapolis Journal*, 19 July 1869, p. 7; “The Japanese Colony and Tea Culture,” *The Leavenworth Times* (Leavenworth, Kansas), 20 July 1869, p. 1; “California Tea,” *The Edinburgh Evening Courant*, 31 July 1869, p. 7; “Tea Culture, Experiment by the Japanese in California,” *Fort Scott Weekly Monitor* (Fort Schott, Kansas), 11 August 1869, p. 7; *Perrysburg Journal* (Perrysburg, Ohio), 3 September 1869, p. 4. *Nebraska Advertiser* (Brownville, Nebraska), 23 September 1869, p. 1.

- ³⁰ “Raising Our Own Tea,” *The Leavenworth Times* (Leavenworth, Kansas), 1 September 1869, p. 2.
- ³¹ “California Tea,” *The Sweetwater Enterprise* (Sweetwater, Tennessee), 4 August 1870, p. 1; *The Connersville Times*, 23 November 1870, p. 1.
- ³² *Salt Lake City Desert Evening News*, 4 October 1870, p. 2.
- ³³ “Silk in America,” *The Anglo-American Times*, 17 July 1869, p. 14.
- ³⁴ “The Japanese Colony,” *The Daily Alta California*, 30 July 1869, p. 1.
- ³⁵ “Tea,” *The Daily Alta California*, 31 July 1869, p. 2.
- ³⁶ *The Daily Standard* (Raleigh, North Carolina), 21 August 1869, p. 2; *The Weekly Standard* (Raleigh, North Carolina), 25 August 1869, p. 3.
- ³⁷ “State Fair,” *Marysville Daily Appeal*, 9 September 1869, p.3.
- ³⁸ *Santa Cruz Weekly Sentinel*, 12 March 1870, p. 1. *Mountain Democrat*, February 28, np の記事を引用している。
- ³⁹ “Japanese Emigration to California,” *The Daily Alta California*, 21 September 1869, np.
- ⁴⁰ “The Japanese Colony,” *Marysville Daily Appeal*, 10 October 1869, p. 2; “The Japanese in California,” *The New York Herald*, 25 October 1869, p. 9. *Mountain Democrat*, 2 October の引用記事として掲載されている。
- ⁴¹ California section “The Chinese —New Years —the Japanese Colony,” *The Davenport Daily Gazette* (Davenport, Iowa), 5 January 1870, p. 1.
- ⁴² “Tea Culture in California, Experiments by the Japanese Colony,” *The Charleston Daily News*, 21 January 1870, p. 1; “Tea Culture in California,” *Perrysburg Journal* (Perrysburg, Ohio), 28 January 1870, p. 1; “Tea Culture in California,” *Chippewa Falls Herald*, 29 January 1870, p. 4.
- ⁴³ *The Daily Alta California*, 13 July 1870, p. 2. 同記事は、「『ザ・レコード』によると」という書き出しになっている。
- ⁴⁴ *Evening Star* (Washington, DC), 16 July 1870, p. 2; “Tea Culture in California,” *The Times-Picayune* (New Orleans, Louisiana), 17 July 1870, p. 6.
- ⁴⁵ *Salt Lake City Desert Evening News*, 8 September 1870, p. 2.
- ⁴⁶ *Sacramento Daily Union*, 2 March 1870, p. 2.
- ⁴⁷ “Report of the United States Surveyor General for California,” *Sacramento Daily Union*, 31 December 1870, p.3.
- ⁴⁸ Congressional section, *The Leavenworth Times* (Leavenworth, Kansas), 1 February 1871, p. 1; “Proceedings of Congress,” *The Emporia Weekly News* (Emporia, Kansas), 3 February 1871, p. 2; *Detroit Free Press*, 1 February 1871, p. 4; “A California Tea Colony,” *Santa Cruz Weekly Sentinel*, 25 February 1871, p. 4. 同記事には、Mr. Sargent が法案を提出したと記される。下院議員 Aaron Augustus Sargent のことであろう。
- ⁴⁹ “Protection to Silk and Tea Culture,” *Pacific Rural Press*, 15 April 1871, p. 1; “Visit to the Tea Colony,” *Sacramento Daily Union*, 7 April 1871, p.3.
- ⁵⁰ “The Tea Plant,” *The Daily Alta California*, 3 April 1871, p. 4.
- ⁵¹ “The Tea Plant,” *The Daily Alta California*, 6 August 1871, p. 2.
- ⁵² “The Tea Plant,” *Pacific Rural Press*, 25 October 1873, p. 6 (262).
- ⁵³ “Tea Culture in California,” *Pacific Rural Press*, 15 February 1879, p. 2 (106).
- ⁵⁴ “The Tea Plant in California,” *Pacific Rural Press*, 15 December 1877, p. 9 (377).

- ⁵⁵ “Agricultural Notes,” *Pacific Rural Press*, 29 December 1883, p. 4 (560); “Tea Culture,” *Sacramento Daily Union*, 1 January 1886, p. 14.
- ⁵⁶ 『日米』1924年7月12日、5ページ。同記事のなかで、8年前に「おけいの墓に詣でる記」という記事でオケイの墓について紹介したと述べられる。同記事の執筆者名は「白頭郎」と記されている。
- ⁵⁷ たとえば、日系新聞の記事をきっかけにオケイについての調査を開始し、その後、オケイを題材にした書物などが日本語で出版される。また Joe Grant Masaoka, “Alameda ‘Colony’ of 1869: Who Were the First Japanese Colonizers?,” *Pacific Citizen*, 30 May 1969, p. 5 の記事のように、「最初の入植者」についての議論の展開が確認できる資料もある。日系人の新聞やそのほかの刊行物に関する分析について、本論文では詳細を省くこととする。
- ⁵⁸ “Vain Hope of Okei to Be Immortalized by Japanese,” *The Fresno Bee*, 22 May 1931, p. 15.
- ⁵⁹ “Gold Hill Grave of Okei San Marks Tea Plantation Dream,” *The Sacramento Bee*, 23 March 1940, p. 23.
- ⁶⁰ “Tea Bushes to Be Tried,” *Times-Herald*, 3 January 1965, np.
- ⁶¹ エルドラド郡の農園アドヴァイザーの氏名は、Dick Bethel と報じられる。
- ⁶² “Experimental Tea Plot in County near Site of Old Japanese Colony,” *Mountain Democrat*, 3 February 1966, pp. 1 and 4.
- ⁶³ “Japanese Will Visit Grave of Legendary Girl,” *The Sacramento Bee*, 13 March 1966, np.
- ⁶⁴ “Pilgrimage Honors Japanese Girl,” *Mountain Democrat*, 17 March 1966, np.
- ⁶⁵ “Homage Paid: 1st Japanese Colony in U.S.,” *Honolulu Star-Bulletin*, 27 March 1973, p. C6.
- ⁶⁶ “Historical Society Plans Book on Life of Japanese Girls Okei,” *Mountain Democrat*, 11 May 1967, pp. 1 and 2. 孫娘にあたるのは Mrs. Leo Akin, vice president of the Farm Bureau Women.
- ⁶⁷ Charles Hillinger, “Tiny Town Salutes Folklore Heroine of Gold Rush Days,” *The Los Angeles Times*, 25 June 1969, part 2, pp. 1 and 10.
- ⁶⁸ “A Tragic Tale: Japanese Shrine to Be Dedicated,” *Progress Bulletin* (Pomona, California), 5 June 1969, p. 8; *Mountain Democrat*, 5 June 1969, np; *Mountain Democrat*, 15 May 1969, np; “Tea Colony Memorial Nears Completion,” *Mountain Democrat*, 22 May 1969, np.
- ⁶⁹ “Gold Hill Ceremony Will Honor Long-Dead Japanese Girl: Monument to Okei,” *The Sacramento Bee*, 1 June 1969, np.
- ⁷⁰ *Mountain Democrat*, 12 June 1969, np には式典の写真とキャプションが掲載される。
- ⁷¹ *Vallejo Times-Herald*, 20 April 1970, p. 4.
- ⁷² Anna Weintraub, “Japanese Promote Good Citizenship,” *The Cincinnati Enquirer*, 20 June 1970, p. 12; “Japanese Honor 25 Early Settlers in L.B. Ceremony,” *Independent* (Long Beach, California), 16 February 1970, p. B4.
- ⁷³ Stanley O. Williford, “1st Japanese in U.S. Left Black Kin,” *The Los Angeles Times*, 30 March 1970, part 2, pp. 1, 8 and 10.
- ⁷⁴ Jeanne Vap, “Okei Ito Lives on in History,” *The Sacramento Union*, Sunday Weekender, 6 June 1971. 会津図書館所蔵の資料 11。
- ⁷⁵ Lillian Lafaille, “The Tea Colony That Failed,” *Georgetown Gazette*, 15 March, 1973.
- ⁷⁶ “Japan Remembers Gold Rush Days,” *The Petaluma Argus-Courier* (Petaluma, California), 15 November 1974, p. 20A; Michelle Flood, “Visit to Japan to Promote Exchange of Ideas,” *Mountain Democrat*, 5 July 2004, pp. B2 and B3.

- ⁷⁷ “Mother Lode Lore,” *Georgetown Gazette*, 20 March 1975, np.
- ⁷⁸ Robert Kirsch, “Bamboo People’ Bent, Unbroken,” *The Los Angeles Times*, 9 August 1976, part 4, p. 3.
- ⁷⁹ Ken Castle and Mike Johnson, “Golden’ Opportunity in Your RV,” *The Argus*, 30 July 1977, p. 18.
- ⁸⁰ “Palo Alto Buddhists[sic] Visit Museum, Monument,” *Mountain Democrat*, 16 June 1978, np; “Japanese Role in Gold County,” *Pollock Pines Press*, 27 June 1978, np.
- ⁸¹ “Japanese Immigrants Honored,” *Mountain Democrat*, 23 May 1980, p. A5.
- ⁸² Walt Wiley, “Haunting Journey: Mother Lode Grave Site Draws Japanese Delegation,” *The Sacramento Bee*, 23 May 1980, pp. B1 and B3.
- ⁸³ John Van Sant, “The Wakamatsu Colony: Japanese Settlers Come to Gold Hill,” *The Mountain Democrat*, 22 November 1991, p. A5.
- ⁸⁴ Judy Tachibana, “Tending Branch of California History,” *The Sacramento Bee*, 18 April 1994, pp. B1 and B14.
- ⁸⁵ Peg Presba, “Gold Hill, California and Japan: Only a Sunrise-Sunset Away,” *Mountain Democrat*, 26 January 1995, np.
- ⁸⁶ Richard Hughey, “Why the Japanese Missed the Gold Rush,” *Mountain Democrat*, 11 July 1997, p. A10.
- ⁸⁷ Donovan Lewis, “An Introduction to El Dorado County History,” *Mountain Democrat*, 24 April 2000, p. A11.
- ⁸⁸ Richard Hughey, “Coloma and Vicinity —Part 14: Gold Hill Area Becomes Settled,” *Mountain Democrat*, 4 August 2000, p. A7.
- ⁸⁹ Kevin Beckman, “Japanese Artifacts Given to State Park,” *Mountain Democrat*, 15 October 2001, pp. A1 and A11. 土地の売却者チャールズ・M・グラナーは、フランシス・ヴィアキャンプの義理の兄弟であると紹介される。
- ⁹⁰ Vee Bersabal, “Asain/Pacific American Heritage Month,” *Pensacola News Journal* (Pensacola, Florida), 19 May 2006, p. 1B.
- ⁹¹ Roger Phelps, “Plan Forming to Preserve Premiere Japanese Colony Site in No. America,” *Mountain Democrat*, 2 April 2007, np.
- ⁹² Michael Raffety, “Gold Hill Ranch —Wakamatsu Tea Colony Renovation Project Introduced Saturday,” *Mountain Democrat*, 23 April 2007, np.
- ⁹³ Cecilia Rasmussen, “L.A. Then and Now: Hilltop Grave May Become a Shrine,” *The Los Angeles Times*, 10 June 2007, p. B2.
- ⁹⁴ Rebecca Murphy, “Veerkamp Ranchland Planned for Preservation as First Japanese Colony in U.S.,” *Georgetown Gazette*, 28 June 2007, np. 協力しているのは、JACLの支部3か所 (Florin, Placer and Sacramento chapters)、ドリス・マツイ下院議員、エルドラド郡の商工会議所、同郡の国際交流事業の組織 (People-to-People International, El Dorado County Chapter)、羅府新報社、サクラメント東北親和会、考古学者や歴史学者のスーザン・リンドストームやジーン・スターンズ、日本領事館、ゴールドトレイル学区、州議会の下院議員アラン・ナカニシや州の行政官ロン・ブリッグスであると報じられる。
- ⁹⁵ Ken Paglia, “Veerkamp Ranch Purchase Efforts Advances,” *Mountain Democrat*, 19 October 2007, np; Ken Paglia, “Okei’s Hometown Mayor Pays a Visit,” *Mountain Democrat*, 31 October 2007, np.

- ⁹⁶ “Boxer Introduces Bill to Preserve 1st Japanese Settlement,” *Mountain Democrat*, 12 August 2009, np.
- ⁹⁷ “McClintock, Boxer Back Wakamatsu Colony,” *Mountain Democrat*, 22 January 2010, np.
- ⁹⁸ “Conservancy Acquires First Japanese Colony Site,” *Mountain Democrat*, 12 November 2010, np.
The Gold Hill Wakamatsu Colony Preservation Act Senate Bill および House of the US Congress bill のこと。
- ⁹⁹ John Van Sant, “Lost in History: Aizu and the Meiji Restoration,” *Mountain Democrat*, 19 November 2010, np.
- ¹⁰⁰ Wakamatsu Tea and Silk Colony Farm, National Register of Historic Places, Registration Form Draft, 15 March 2009.
- ¹⁰¹ Ken Deibert, “As We Were: Japanese Visit El Dorado County,” *Mountain Democrat*, 9 August 2011, p. B2.
- ¹⁰² Jane Van Camp, “Wakamatsu Farm and Park Take Shape,” *Mountain Democrat*, 8 February 2012, p. A3.
- ¹⁰³ Dawn Hodson, “Cross-Cultural Fete Draws 100s,” *Mountain Democrat*, 23 June 2012, np; Mimi Escobar, “Okei Memorial and Wakamatsu Tea and Silk Colony,” *Mountain Democrat*, 31 August 2012, p. ADV19.
- ¹⁰⁴ American River Conservancy, “Tickets on Sale for Third Annual Wakamatsu Farm Festival,” *Mountain Democrat*, 17 April 2013, p. A12; Dawn Hodson, “Wakamatsu Branches Out,” *Mountain Democrat*, 22 May 2013, np. パフォーマンスや出店にはつぎのものが含まれると報じられる。Native American Dancers and Artists, Gold Rush Living History, Japanese artists, Samurai Martial Arts, Taiko Drummers, traditional Japanese music and dance, bonsai, origami, and ikebana exhibits, historic family farm displays, organic farm tours and a petting zoo.
- ¹⁰⁵ Gold Country Artists Gallery, “Wakamatsu through Artists’ Eyes,” *Mountain Democrat*, 10 May 2013, p. B2.
- ¹⁰⁶ El Dorado Community Foundation, “El Dorado Students Read *Okei-san: A Girls’s Journey*,” *Mountain Democrat*, 15 May 2013, p. B3.
- ¹⁰⁷ Cathy Barsotti, “A Beautiful Day at Wakamatsu Tea and Silk Colony Farm,” *Mountain Democrat*, 28 July 2014, p. B1.
- ¹⁰⁸ Pat Lakey, “New Pioneer History Day in Coloma Promises Fun for All,” *Mountain Democrat*, 20 May 2016, p. B3.
- ¹⁰⁹ American River Conservancy, “Open Farm Days at Wakamatsu Community Farm,” *Mountain Democrat*, 12 September 2016, p. A11; American River Conservancy, “Wakamatsu Farm Community Garden Needs Volunteers,” *Mountain Democrat*, 3 October 2016, p. B5. 支援する組織や人物にはつぎのものが含まれると報じられる。The California Natural Resources Agency, Intel and Intel Foundation, the California Conservation Corps, Boy Scouts of America, El Dorado County 4-H, Cisco, Blue Shield of California, Front Yard Nursery, Sam’s Club and hundreds of volunteers.
- ¹¹⁰ American River Conservancy, “Wakamatsu Farm Community Garden Needs Volunteers,” *Mountain Democrat*, 3 October 2016, p. B5.
- ¹¹¹ American River Conservancy, “Wakamatsu Community Farm Seeks Volunteers,” *Mountain Democrat*, 19 October 2016, p. B4.

- ¹¹² American River Conservancy, “Kite Festival Celebrates History at Wakamatsu,” *Mountain Democrat*, 2 June 2017, p. B1.
- ¹¹³ Pat Lakey, “Historical Photographs of Japanese Colonists to Be Donated to State,” *Mountain Democrat*, 5 June 2017, p. B1.
- ¹¹⁴ Wendy Schultz, “History, Lineage and Wakamatsu Come Together in ‘Keiko’s Kimono,’” *Mountain Democrat*, 28 June 2017, p. B3.
- ¹¹⁵ American River Conservancy, “Champion Tree is Growing at Wakamatsu Farm,” *Mountain Democrat*, 11 October 2017, p. B1.

Wakamatsu Colony in the American News Media

Tomoko Ozawa (Musashino Art University)

This paper examines American newspaper articles regarding Wakamatsu Colony, a Japanese settlement led by J. H. Schnell and established in El Dorado County, California in 1869. Illuminating the historic narrative of the American print media on early Japanese migration to the western coast of the U.S. is the main focus of this paper. Through the print media coverage of Wakamatsu Colony, J. H. Schnell and Okei, amongst other related subjects, this paper depicts the American print media reaction which involves the creation and dissemination of a historic national discourse on accepting, encouraging, tolerating, excluding and exploiting migrants as well as iconizing certain experiences and/or figures and (under)representing the experiences of migrants.

Keywords: Wakamatsu Colony, J. H. Schnell, Okei, news media in the U.S., Japanese migration

〈論 文〉

ロンドン在住ブラジル人移住者と子どもたちの継承語教育

拜野寿美子（神奈川大学・非常勤講師）

＜目 次＞

はじめに

1. 先行研究
 2. ロンドン在住ブラジル人と Brexit
 3. ロンドンにおけるポルトガル語教育
 4. 補習授業校 BREACC における POLH 教育
 5. 考察
- むすびにかえて

キーワード：ロンドン在住ブラジル人、Brexit、継承語としてのポルトガル語（POLH）、GCSE、ブラジル人ディアスポラ

はじめに

ブラジル外務省によると、2016年現在、在外ブラジル人はおよそ300万人にのぼり、米国に141万人、パラグアイに33万人、日本に18万人居住している。欧州にはおよそ75万人のブラジル人が住んでおり、なかでもイギリスが最も多く12万人が居住している。ポルトガルの11万6千人がこれ続き、スイス、イタリア、スペイン、ドイツがそれぞれ6万人から8万人となっている（ブラジル外務省公式サイト）。ただし、これらの数値には非合法滞在者やEU市民権で滞在している者は含まれていないため、現実を反映していない。ロンドンだけでもブラジル系住民は30万人を超えるという調査結果もある。ここであえて「ブラジル人」ではなく「ブラジル系」としたのは訳がある。彼／彼女らの多くは自らのエスニック資本（祖父母等の出身国）を用いてポルトガルやスペイン、イタリアで市民権を取得してEU域内の自由な移動の権利を確保しているため、統計上「ブラジル人」とはカウントされていないからである。2001年9月11日以降、ブラジル人に対する米国ビザの発給がそれまで以上に厳しくなり、移住の目的地は米国からヨーロッパに切り替わったといわれる。ヨーロッパに移住したブラジル人の多くは、先述の通りポルトガルやイタリア、スペインからEU入りしているが、最終的な目的地として賃金水準の高いイギリスを目指しているという（ヤマグチ2012:1）。

日本に住むブラジル人移住者の場合、その滞在が合法的であることが二国間の越境を比較的自由にしている。親の都合による越境の繰り返しにより子どもたちの教育の連続性が保たれてこなかったことが批判の対象となってきたが、一方で「ブラジル人学校」という母語としてのポルトガル語で（を）学ぶ教育機関が生まれた。実際、ブラジル帰国を余儀なくされている子どもたちのなかでも、ブラジル人学校就学経験者は比較的早く適応しているといわれる（ハヤシザキ他2013）。

EU域内に住むブラジル人移住者の子どもたちはどのような教育を受けているのであろうか。EU市民権を有する家族にとって在留国での滞在は往々にして合法的であろうが、「ビザ切れ」の家族の国境間移動はままならない。日本では往々にして子どもたちのポルトガル語習得がブラジル帰国の可能性という文脈のなかで語られるが、ロンドンに住むブラジル人移住者はどのような戦略をもっ

て子どもの教育、特にポルトガル語の教育を進めているのであろうか。それには、在留国においてポルトガル語を習得するメリットの有無も影響するであろう。EU域内にはポルトガルの労働市場も含まれているため、EU市民であれば言語的な障壁の少ないポルトガルへの再移動も可能である。このように考えると、ロンドンに住むブラジル人の子どもたちのポルトガル語習得は、自らの将来の選択肢を広げる実質的な資産になり得ると考えられる。

本稿では以上のような背景から、様々な社会情勢の変化の波をダイレクトに受けているロンドンに住むブラジル人の生活と子どもたちの教育について、移民の子どもたちに対するイギリスの教育政策や言語教育の方針を参照しながら考察し、継承語としてのポルトガル語習得の動機付けや習得のメリットについて明らかにした上で、上述した継承語の資産性に関する推測の妥当性も含めて検討していく。さらに、在日ブラジル人の継承語としてのポルトガル語習得に関する比較研究の可能性も念頭にいれながら分析を進める。

本稿執筆に際し、2017年11月1日から4日にかけて行った現地調査でキングス・カレッジ・ロンドン(King's College London)に所属するブラジル地域研究者、同大学言語リソースセンター(Language Resource Centre) 所長及び同センター所属のポルトガル語教員3名、イギリスを含むヨーロッパにおける「継承語としてのポルトガル語」教育研究の第一人者であるAS氏へのインタビューを行った。また、ロンドン郊外の小学校を借りて行われているポルトガル語教室BREACC (Brazilian Educational and Cultural Centre) を訪問した。同教室では年齢ごとに分けられている6つのクラスの授業観察の他、代表であるG氏及び13歳～15歳の生徒9名に聞き取りを行った。

なお、本稿で使用する「継承語」については、「移住に大きくかわる用語で、子どもたちが家庭内で最初に習得する言語であるが、多くの場合は在留国の主流言語にとってかわられ、家庭内あるいはその言語を話す人々との間でのみ使用されるもの」(Ortiz Alvarez 2016: 64)であり、継承語学習者とは「マイノリティ言語が話されている環境で育ち、その言語を話す、あるいは少なくとも理解する一定程度のバイリンガルで、多くの場合は在留国の主流の学校に就学しており、インフォーマルな口語は得意とするが、フォーマルな読み書きはできない可能性がある」者とする(Valdes 2001)。本稿では、継承語としてポルトガル語を学ぶブラジル人家庭、ブラジル系家庭(国際結婚を含む)の子どもたちを対象として考察した。

1. 先行研究

1-1. 海外在住ブラジル人

海外在住のブラジル人については、ニューヨーク在住ブラジル人に関するMargolis (1991)の研究を皮切りに、既に在米ブラジル人研究が数多く蓄積されている(DeBiaggi 2001, Jouët-Pastré and Braga 2008, Martes 2011, Sales 1999 など)¹。日本在住ブラジル人については周知の通り、在米や在欧ブラジル人についても日本語による研究成果が散見される²。先駆的なものとして、ヤマグチによるロンドン在住ブラジル人の研究をあげることができる。ヤマグチはブラジル人向けのエスニック・メディアに掲載された店舗広告などからロンドン市内のブラジル人が集住する地区を推定した。さらに、数人に行ったインタビュー調査から、彼/彼女らのイギリスへの入国経路や移動戦略、就労実態などを明らかにした。そこには、日系ブラジル人とイタリア系ブラジル人の夫妻が、それぞれ「日系」や「イタリア系」というエスニック資本を駆使しながらイギリスや日本で合法的に就労し、日本やヨーロッパを戦略的に移動している実態が克明に描かれている。彼らの移動を促す最大の要因は、ブラジル及び在留国の政治社会及び経済情勢の変化であるが、子どもがいる家族の場合、どこ

で子どもが教育を受けているのか、どこに進学するのかといった選択が、滞留や移動を含めて家族の将来的な居住地選択の大きな要因となる。特に帰国となった場合、ポルトガル語を習得しているかどうかは子どもたちの帰国後の（再）適応を大きく左右する。

1-2. 在外ブラジル人の子どもたちの継承語教育

在外ブラジル人の子どもたちの教育を考察するにあたって、日本は特異な状況にある。日本にあるブラジル人学校のようにブラジル教育省が認可している学校は他国に展開していないからである。在外ブラジル人の子どもたちの多くは在留国の公立学校に就学していると思われる。米国やイギリスを含め、多くの国で親の滞在資格の有無にかかわらず就学年齢の子どもたちには学校で学ぶ権利が保障されている。国や地域によっては、ブラジル人集住地に公用語とポルトガル語を学べる公立学校もある。

在外ブラジル人の子どもたちの教育を管轄するブラジルの官庁は日本のそれに類似しており、例えば日本にある正規のブラジル人学校はブラジル教育省の管轄であるが、「継承語としてのポルトガル語」(Português como Língua de Herança, POLH)を教える補習校などは外務省の管轄となる³。とはいえ、外務省や在外公館が補習校の情報を全て把握しているわけではないし、教材の提供や教師の派遣を行なっているわけでもない⁴。これは、教育省管轄下のブラジル人学校も同様である。学校や補習校の他、ブラジルでも実施されている中等教育修了認定試験 (ENEM) はブラジル人が集住する国においても実施されており、在外ブラジル人がブラジルの正規の学歴を取得する機会となっている。ブラジル人学校の授業や ENEM のポルトガル語の試験で問われるのは POLH の力ではなく、学習言語としてのポルトガル語力である。

欧米において POLH 教育を提供する補習校はブラジル人の海外移住が始まった 1980 年代より 10 年ほど経過した 1990 年代後半から設立され始めたが、2010 年代よりその動きはさらに活発になった。日本においては、ポルトガル語を教育する機関としてブラジルの正規の学校とされるブラジル人学校の存在が前面に出ていた (ブラジル人学校の研究動向については拝野 2016b)。ブラジル人学校以外の場における子どもたちへのポルトガル語の教育に関する研究については、マイノリティ自身による実践としての母語・継承語教室に関する論考 (松本 2005) や大学生との協働実践の報告 (松尾 2013)、南米系コミュニティにおいて自治体関連機関が設置する母語教室における意識調査と研究者の関わりの重要性を指摘した塚原 (2010) の論考があげられる。このように、日本においても、ブラジル人学校以外の母語や継承語としてのポルトガル語教育に関する研究は散見されるものの、ここ数年の世界的な POLH 教育研究の広がりには追い付いていない。POLH 教育研究は特に米国や欧州において増加が著しく研究も深まりを見せており、POLH 教育の意義や内容、カリキュラムなどについても具体的に議論され始めている (Boruchowski e Lico 2016, Chulata 2015, Jennings-Winterle and Lima-Hernandes 2015, Silva and Boruchowski 2016, Souza 2016a など)。2013 年以降は各国の教育実践者が直接意見交換できるシンポジウムや会議、ワークショップが主に二つの組織によって実現されている。一つはニューヨークの Brasil em Mente という組織で、年少者の POLH 教育実践経験があり、カリキュラムや教材開発の他、教員養成のオンラインコースを実施している。2014 年から毎年ニューヨークで開催されている会議には米国をはじめ、ヨーロッパや日本からも教育実践者が集っている (Brasil em Mente 公式サイト)。もう一つの組織はヨーロッパの多くの POLH 教室が登録している ELO EUROPEU である。2013 年に第 1 回のシンポジウムがロンドンで、2015 年の第 2 回はミュンヘンで、2017 年の第 3 回はジュネーブで開催された。第 4 回は 2019 年にフィレンツェで開催される予定である (ELO EUROPEU 公式フェイスブック)。

POLH 教育に携わる実践者に焦点を当てた研究もなされている (拝野 2016a, 2017)。ここでは上記の会議などで交流を深めた各国の継承語教育実践者の連帯が扱われている。教育実践者の多くをブラジル人女性移住者が占めていることから、女性移住者研究の意義もあわせ持つ。これまでのブラジル人女性移住者に関する先行研究で突出しているテーマは、彼女らの職業、具体的には女性性に割り当てられた家事労働 (メイドや掃除婦) と性産業である (Assis 2014, DeBiaggi など)。米国や欧州において浸透している、「性的魅力がありつつも、家事や母親業を大切にする」といったブラジル人女性移住者のイメージは、国際結婚市場において彼女らに有利に働いている (Piscitelli 2008)。継承語教育自体も「母親の役割」であると認識されることが多く、教育実践者の多くも「母親」である。しかしながら、彼女らは母親であることだけを理由に継承語教育に携わっているわけではない。彼女らは、POLH 教育の実践を通して自らのキャリア形成を目指していたり、POLH 教育を通して異文化間に生きることの意義をエスニック・コミュニティのみならず在留国にも知らせようとしていたりする。POLH 教育実践が、マイノリティとして生きる自らの存在意義を確かめそれを表明する手段になっている。親のブラジル人としてのアイデンティティが子どもの POLH 習得と密接に関わっている点を指摘した研究もあり (Souza 2010)、子どもの継承言語教育は移民研究としても捉えられている。

このように、マイノリティとして生きる移住者としての親や教育実践者と継承語教育との関係性については明らかにされつつある一方で、第二世代当事者にとっての継承語を学ぶ意義を明らかにしたものは少ない。日本在住のブラジル人第二世代については、継承語を習得したことで地域社会とエスニック・コミュニティの橋渡しの役割を果たす、ブラジル大使館に勤務する、ブラジル人の子どもたちへの言語教育に携わる、といった具体的な実践例が報告されているが (Haino 2016)、欧米のブラジル人第二世代に関する同様の研究は、見当たらない。

このような先行研究の動向を踏まえ、本稿では欧米でこれまであまり行われてこなかった学習当事者を対象とした研究への足がかりにすべく、ロンドンにおける継承語としてのポルトガル語教育実践者及び学習当事者の声に少しでも直接耳を傾け、学習動機の維持や POLH 習得のメリットについて考察することを目指す。まずは、子どもたちの家庭環境や主流社会での教育環境を把握するために、次項以降でロンドン在住のブラジル人の生活やイギリスにおける移民の子どもたちへの教育の一端を考察していく。

2. ロンドン在住ブラジル人と Brexit

2-1. ロンドン在住ブラジル人の概要

イギリスに居住するブラジル人は 12 万人と公表されているが、非合法滞在者や二重国籍者を含めるとロンドンだけでも 30 万人が居住しているといわれる (AS 氏へのインタビュー、Evans 2011 など)。9.11 以降米国への入国審査が厳しくなったことにより、海外移住希望者の多くはヨーロッパを目指した。まずは言語的障壁の低いポルトガルで海外生活に慣れてから、イタリアで市民権を取得して賃金水準の高いイギリスを目指すという戦略がとられている (ヤマグチ)。

以下、ロンドン在住ブラジル人へのアンケートを行った二つの調査からロンドン在住ブラジル人の生活を概観していく。まず Evans の調査結果からみてみよう。2010 年に 553 名が答えたこのアンケート調査によると、回答者の 61% が女性で 39% が男性であり、年齢別構成については 25-39 歳が 69%、40-49 歳が 14.4%、18-24 歳が 12.2%、50 歳以上が 4.4% である。平均年齢は男女ともに 32 歳であった。入国動機は 33% が勉学のため、25% が勉学と仕事のため、17% が仕事のため、19% が居

住のためと回答している。入国時のビザについては観光ビザが39%、EU市民としてのビザが27%、25%が就学ビザ、5%がイギリス人の配偶者、そして3.6%が就労ビザである。調査時点の滞在資格を見ると、入国時に比べてビザの種類が変化していることがわかる。43.9%がEU市民（うち、イタリアが138名、ポルトガルが46名、イギリスが17名、スペインが10名、ドイツが9名、フランスが3名、オーストリアが2名）、5%が就学ビザ、2.9%が就労ビザ、2.5%が観光ビザ、29%が滞在超過となっている。EU市民が15%増加している点からは、イギリス市民権の取得が進んだことが考えられる。学歴については、73%が大学に進学している（53%が卒業、20%は中断、あるいは中退）。23.6%が中等教育課程で学びその大部分が卒業している。わずかに3.6%が初等教育のみという申告をした。性別による大きな違いはない。

仕事については、回答者の86%が就労していた。ホテルやレストランなどの飲食業が22%、自営業が21%、清掃が17%、消費者向けサービス業が14%、商売や教育がそれぞれ8%となっており、輸送や警備が2.9%、建設業が2%、健康関連が2%である。

滞在期間については、5年以上滞在している人が37%、28%が2年から5年、19.6%がここ12ヶ月以内に入国した人であり、15.3%が1年から2年の滞在となっている。この4つのカテゴリーのみのため5年以上の人が実際何年滞在しているのかは不明であるが、在日ブラジル人の場合と同様、滞在が長期化していると推測される。入国当初の「働きに働いて、お金をためて、できるだけ早くブラジルに帰国する」という目標が、ロンドンでの就労がもたらすブラジルに比べてかなり高い購買力やロンドンで構築した新たな交友関係などによって再設定され、滞在が長期化していく様子も研究によって明らかになっている（Martins Junior e Dias 2013）。

次に見るのはSouza e Evans (2015) の、ロンドンにあるブラジル人向けの生活相談を目的とした非営利組織 Casa do Brasil Londrez に登録している者を対象とした調査結果である。年齢や男女比などを参考までに見てみると、2014年にこの調査に答えた557名のうちおよそ40%が30歳から39歳で、20歳から29歳がおよそ20%となっている。男女比については女性が55%とやや男性を上回っている。学歴については、55%が中等教育修了者、34%が高等教育修了者、5%が大学院を修了しており、5%が初等教育の学歴のみである。職業については、ホテルやレストランなどの飲食業が10%、清掃や警備、輸送などが10%強、自営がおよそ15%、学生が5%となっているが、「申告なし」が約40%にのぼっているため、この調査は必ずしもイギリス在住ブラジル人の就労の傾向を反映しているとはいえないであろう。回答者の83%はロンドン在住者であり、なかでもいくつかの地区（Brent, Haringey, Lambeth, Southwark, Tower Hamlets）への集住傾向が見られる。この地域は先のEvansの調査結果とも重複する。

二つの調査結果を考え合わせると、比較的高い学歴を持ちつつ、サービス業や清掃といった仕事にも従事しながらロンドン市内に集住し、生産年齢人口が多くを占めるブラジル人という、平均的なプロフィールが浮かび上がる。EU市民としての居住者が一定数を占めることも改めて確認することできた。

2-2. Brexit に対するブラジル人コミュニティの反応

さて、2016年6月の国民投票でイギリスのEU離脱（Brexit）が決定した要因の一つは、イギリス国民の移民増加への憂慮であるといわれる。Brexit後、直接影響が出ると考えられるのはEU市民の移住である。後述のように、既にイギリスに住んでいるEU市民にも再度手続きが必要になるなどの影響が出る。離脱前のイギリスではEU域内の国民については自由な居住と就労が保障されているが、域外からの移住者の入国管理については高度人材の入国が重視されポイント制が実施されている。

域外の移住者の滞在資格には高度人材の他、短期の非熟練労働者むけのものもある。イギリスの移民法は頻繁に変更が加えられ、「誰を受け入れるのか」というよりはむしろ、「誰を受け入れたくないのか」を選別するものとなっており、非合法滞在者に対しては英国市民による監視の強化も含めた生活しづらい環境、つまり「敵対的な環境」が整えられつつある。これにより、非合法滞在者かどうかを一目で判断できない一般市民に「移住者に見える者」に対する排除の論理が広まる可能性が指摘されている（柄谷 2017）。2016 年 7 月から 2017 年 6 月までの 12 ヶ月間で EU 市民 5,301 人がイギリスの入国管理をつかさどる Home Office 内外の規則違反による送還のために収容された。前年比 20% 増である（イギリス移民統計）。この数字に関してブラジル人コミュニティ向けのエスニック・メディアは、低い技能しかもたない EU 市民が対象となっていると報道し、就職や不動産取得の際に EU 市民への差別が起こっているとの英国メディアの論説も同時に紹介した（*Notícias em Português*）。

2016 年 6 月に実施された EU 離脱の賛否を問う国民投票直後、ブラジル系 EU 市民はさまざまな報道に惑わされていたようだ。「ブラジル人であること」によるのではなく、「ブラジル系 EU 市民」であることによるものである。Brexit により EU 市民がこれまで通りイギリスに居住することは不可能になると報道され、ブラジル系 EU 市民は一時パニックのような状態となったという。移民相談員や弁護士で構成されるブラジル・コミュニティ向けの非営利組織 Casa do Brasil Londres は誤った報道に惑わされないよう注意を促す動画を作成している。動画では、Brexit 後、EU 市民であることでイギリスから出国を迫られることはないと説明されるとともに、EU 市民として 5 年間働いた後に取得可能なイギリス永住資格（permanent residence）の取得および永住資格取得後 1 年で権利が発生するイギリス国籍の取得を勧める内容となっている（Casa do Brasil Londres 公式サイト）。

国民投票から 1 年以上が経過して EU 市民の滞在条件が明確になるにつれ、Brexit に関するイギリス在住ブラジル人の反応は落ち着いてきているようだ⁵。2017 年 10 月発行のロンドン在住ブラジル人向けフリーペーパー *Leros* に掲載された「Brexit まるで小説のようにドラマチックなプロセス」と題した記事に Brexit の概要とその発効時期、また発効に際してとるべき対応などが 2 頁にわたって説明されている（Leros Extra）。記事には上述の通り、既に EU 域内の市民権をもってイギリスに居住する人びとは発効後も他の資格に切り替える必要はなく居住を続けられるようだが、最も安全な滞在資格はイギリスの永住資格であり、その手続きを詳細に説明した弁護士グループの Facebook へのアクセス方法などが説明されている。筆者がインタビューした AS 氏によると、この国民投票が実施される以前から移民への社会的圧力が強くなってきたこともあり、条件が整っているブラジル人（系）移住者は「永住資格は保険である」ととらえて費用はかさむがその取得にむけた手続きを進める傾向にあったという。移民法は毎年更新され手続きに必要な書類が増加しているため、取得にかかる費用総額はおよそ 2000 ポンド（2017 年 11 月時点でおよそ 30 万円）になるという。

EU 離脱後のイギリス居住 EU 市民の滞在資格については、イギリス政府から 2017 年 4 月 7 日に詳細が発表された。離脱以前に既に 5 年以上の居住歴がある者はそのまま居住することができ、帰化申請も可能である。5 年に満たない者は入国から 5 年までは滞在可能で、その後は在留資格を得るための手続きが必要となる。同年 11 月 7 日には事務手続きの詳細も公開されている（Home Office 公式サイト）。

Brexit 後の EU 市民のイギリス滞在に関する情報が明らかになりつつあるとはいえ、外国企業のイギリス撤退などについては今後の推移を見守らなければならない。政治経済情勢の変化はイギリスの雇用の縮小にもつながる。Brexit については当面「現在進行形」として移民の生活に影響を及ぼすことであろう。今後、ブラジル人およびブラジル系 EU 市民は将来の居住地をどのように選択して

いくのであろうか。そこに少なからず影響を与えるのが、子どもたちの教育である。

3. ロンドンにおけるポルトガル語教育

イギリスは、経済的なパートナーとしての要素、外交や安全保障上の要素、言語学習者の数、イギリス国内の人口に占めるその言語話者の割合やインターネット上の言語占有率などを含む10の要素をもとに、自国の将来をより良くするために必要な言語のランク付けを行っており、ポルトガル語は第6位に位置付けられている。ビジネスパートナーとしてのブラジルが持つ潜在力や、イギリス人が好む避暑地としてのポルトガルの魅力なども判断材料となっている。イギリスでは、20大学で学部レベルでのコースが開設されている（British Council）。ブラジルの好景気やヨーロッパの経済危機を背景にブラジルで仕事を探すイギリス人が増えたことや、ロンドン在住ブラジル人移住者が子どもたちにブラジル帰国を将来の選択肢とできるようにポルトガル語を習得させるために、ポルトガル語学習者の増加が著しいとの報道もあったが（Costas 2012）、2015年からそれまでの好景気とは一転してブラジルの不安定な政治経済状況が続く現在において、ポルトガル語学習者がこの順位に比例して多いかというそれを裏付けるデータはない⁶。

移民言語の一つとしてポルトガル語をとらえた場合、子どもたちが母語・継承語として習得することは社会的に推奨されている。移民言語は社会の多様性を担保するものとして肯定的に扱われるようになった。以前は、移民言語の教育についてはエスニック・コミュニティが担うべきものと認識されていたが、現在では、英語が第一言語ではない子どもたちのニーズが国のカリキュラムに反映され、こうした姿勢が通常の学校の学習とイギリス国内の5000校に及ぶ言語補習校での学習のリンクを可能にしている（Souza e Barradas 2013）。

実際、学校教育において移民の子どもたちはどのように扱われているのか。イギリスの学校評価機関であるOfsted（Office for Standards in Education：教育基準局）によると、3年ごとに行われる監査の際も、英語が第二言語である学習者や、マイノリティのエスニック・グループに属している学習者にいかに配慮した教育が行われているかが評価項目に入っている（Ofsted 公式サイト）。さらに、「機会の平等と多様性の認識が教授と学習を通して促進されているか」という評価項目もある。2013年度の統計によると、ロンドンの初等教育の55.9%、中等教育の49%の生徒の第一言語が英語以外である。ちなみにポルトガル語を第一言語とする子どもたちはおよそ12,000人に及び、11番目に多く話されている言語である（NALDIC 公式サイト）⁷。

ロンドン市内の公立学校に勤務するポルトガル語話者の補助教員自身によって、実際の査察でバイリンガル補助教員が配置されている授業が高評価を得たという報告もなされている（Silva 2013）。また、数学教育の分野でロンドンの大学で修士号を取得したブラジル人教師が、ロンドン東部の中等教育学校で在籍するブラジル人の生徒にポルトガル語で数学を教え、数学を「媒介言語」にして英語を教えることに成功した事例なども報告されている（Mattos-Schreiber 2013）。これらの報告からは、ポルトガル語を母語とする子どもたちに対しても、イギリスの教育政策が一定の効果を上げていることがわかる。

4. 補習授業校BREACCにおけるPOLH教育

前項でも触れたように、ブラジル人の子どもたちが実質的にポルトガル語を学ぶ教育機関は言語補習校である。イギリスにおいて全国各地からの移住者の子どもたちが通う補習授業校は1960年代から

設立され始め、イギリス全土におよそ 5000 校存在する。80 年代に始まったイギリスへのブラジル人の移住を契機に、ポルトガル語の補習校は 1997 年に設立された BREACC を皮切りに (Souza 2010)、2017 年調査時点でロンドンだけで 12 の教室があり、およそ 500 名の子どもたちが学んでいるという (AS 氏へのインタビュー)⁸。

4-1. BREACC の概要

現地調査で訪問した BREACC は 1997 年に創設され 2017 年に 20 周年の佳節を迎えた。イギリスにおける POLH 教育の補習校としては最も歴史が長く最も多くの生徒を持つ非営利団体であり、二つのユニットを持ちそのうちの 하나가ロンドン西部 Richmond にある。2017 年 11 月 4 日に訪問したのは、実際の授業が行われた Richmond 地区にある St Jame's Catholic Primary School という私立学校で、この学校で開催される初回の授業だったこともあり、教室の振り分けなどに手間取った様子があった。BREACC は独自の建物を所有しておらず、ロンドンの学校の使用許可をとりながら運営している。場所を固定できないことが最大の悩みであるという。

この学校の公式サイトにある基本方針は「ブラジルの言語と文化を用いながら、イギリスに住むポルトガル語話者である子どもと大人の文化的言語的な絆を結び、それを維持することである」(BREACC 公式サイト)。また、子どもたちに配布されているオリジナルのノートには「BREACC の使命は、イギリスにブラジルの言語と文化を広めることで、それは子どもたちが自らのアイデンティティを構築したり、ブラジルの文学や芸術、文化の様々な作品を楽しんだりできるようになるためである」と書かれている。さらに「BREACC はブラジル人やブラジル愛好家、ブラジル人と家族になった外国人のためのものであり、教育プログラムや社会的なイベントを実施する」団体であるともうたわれている。

当日授業を担当した教員は 7 名 (うち男性が 1 人) である。筆者の訪問には 2011 年からこの団体の代表者を務める G 氏が対応してくださった。教員は全員一定の謝金は受けている。とはいえ、ある教員いわく「週日は違う仕事をしている。この仕事だけで生活することはできない」。謝金は親からの月謝で捻出されている。G 氏によると、教員の採用については、教員資格があるかどうかよりも、子どもたちと向き合えるかどうかを重視しているという。

BREACC は二つのユニットを合わせて調査時点での登録数は 110 家族となっている。年齢別に 6 つのクラスに分かれて授業が行われていた。

4-2. 授業の様子

最年少のクラス (Jardim クラス。0 歳から 4 歳) は親と一緒に参加する。子どもたちは輪になって座る親に抱きかかえられながら教員による絵本の読み聞かせを聞いていた。

Cante e brinque クラスは 4 歳から 6 歳の児童が対象で教員は 2 名ついており、クラス名の通り、子どもたちと輪になってポルトガル語の歌を歌ったり踊ったりして楽しんでいた。

Pantanal クラスは 6 歳から 8 歳 が対象であるが、この日は “emoção (感情)” をテーマに子どもと教員のポルトガル語による対話がなされていた。

Sertão クラスは 8 歳から 10 歳で、ノートを使用して学習していた。このクラスより下のクラスではノートの使用は見られなかった。

Amazonas クラスは 10 歳から 12 歳で「私は誰？」というテーマでノートに家庭や学校、友達とのやりとりの際の自分の様子を書いてきた。ある子どものノートを見せてもらったところ、スペルミスや動詞の活用のミスなどは多く見受けられたが、語順などは文法からそれほど逸脱していないの

で、ポルトガル語による会話は成立するのではないかと推測された。

Serrado クラスは G 氏が代表就任後に創設したクラスである。対象は 12 歳から 15 歳でこの日は 9 名出席していた。近々実施されるという中等教育修了試験 GCSE (General Certificate of Secondary Education) のポルトガル語の過去問題に取り組んでいた⁹。試験への取り組みが奏功しているのか、Serrado クラスから初めて通うようになった子どももいるという。

4-3. GCSE 対策

GCSE のポルトガル語の試験は、16 歳の子どもが受けるには容易な内容であるが、生活場面で用いられる語彙が多く問われるため、生活する上でどの程度ポルトガル語に接していたかが良い成績を取れるかどうかの鍵となる。この試験で A レベルの評価を得られると、大学受験にも有利になる。子どもたちにポルトガル語学習のモチベーションを聞いてみたところ、多くが「お母さんが行けというから」と答えていたが、「この試験で良い成績を取りたいから」と答えた子が一人いた。

GCSE には現代外国語の科目としてポルトガル語の試験があり、他の教科の試験と合わせてそれを何回か受け、最高点を登録できる。AS 氏によると、移民の子どもたちは自分の継承語を選択して受験すると有利で、比較的容易に A や A+を取れるという。これがポルトガル語の学習を維持する動機になっている。以前、BREACC では初等教育が終わる 11 歳でやめてしまう子どもが多かった。親が仕向けてもこの年齢になると子どももそう簡単には親の言うことを聞かなくなるし、中等教育に進むと学業も増え、子ども自身も多忙になるので、親も諦めてしまう。G 氏はそれではもったいないと思い、Serrado クラスを創設して GCSE 対策をするようになった。この試験で良い成績が取れると、子どもはもちろんのこと、親のモチベーションにもなるそうだ。なかには、ポルトガル語の成績は B だったがエジンバラ大学に入学した子どもがおり、その子は受験が終わってもポルトガル語学習を続けるためにしばらく教室に通って来ていたという。

4-4. POLH 教育という方針

G 氏は、BREACC のポルトガル語教育について、ブラジルで話されているポルトガル語に近づけたいと言いつつも、教育のスタンスはあくまで「継承語としてのポルトガル語」であると断言する。子どもたちは年齢が上がるにしたがって多忙となり、学校の勉強も難しくなってくる。学習を継続させるには子どもたち自身が「メリット」を実感できる内容にしなければならず、そこうまく GCSE 対策を組み込んだ。とはいえ、「学習言語としてのポルトガル語」教育を目指していないことは、教育方法を見ても明らかである。BREACC では教科書を使用しておらず、子どもたちに配布するのはオリジナルのノートだけである。中は白紙のこのノートに毎回学んだことを書いたりプリントを貼ったりする。教科書を使うとそれに縛られてしまうからだという。「大事なことは子どもたちに質問すること。子どもたちはすでに多くのことを知っている。それをアウトプットさせることが成功の鍵。わからなかったら、子どもは親に聞いたりインターネットで調べたりする」と G 氏は語る。

毎年学校のテーマを決めて、どのクラスにおいてもそのテーマに沿った授業をする。今年のテーマは“O mundo sob o olhar crítico da criança” (子どもたちの批判的な視点による世界) である。2016 年は“Brincando de estudo” (勉強を楽しみながら) であった。2015 年は“Viva! O povo brasileiro!” (ブラジル人万歳) とし、三つの学期でそれぞれ北部から北東部、中央部、南部をサブテーマにして各地の歴史や地理、移民などについて学んだ。

G 氏にロンドンでポルトガル語を学ぶメリットについて尋ねると、ポルトガル語を学べば、他のロマンス語の習得が容易になるとの返答であった。授業を通してブラジルにつながる者としてのア

イデンティティ構築を目指しつつも、言語力そのものについては、複言語使用の環境や複言語習得が推奨されている社会にあって、ポルトガル語を必ずしも第一言語として伸ばさせるのではなく、「操れるいくつかの言語の一つ」になれば良いという姿勢である。

4-5. 親について

子どもたちが授業を受けている間、親は学校内のキッチンスペースで歓談していた。BREACCは親同士のコミュニケーションの場も間接的に提供している。G氏によると、イギリスに来たばかりのブラジル人には仕事や生活情報を得られる重要な場となっているそうである。

Jardim クラスにはイギリス人の父と子ども、ポーランド人の母と子どもの親子がおり、それぞれの配偶者がブラジル人とのことであった。なかには母親が日系ブラジル人二世でオランダ人の夫を持つ家族もいた。夫もポルトガル語を話せるが、母親と子どもは英語で話していた。「ありがとう」「さようなら」「行ってきます」「ただいま」「いただきます」「ごちそうさまでした」という日本語も生活に取り入れており、埼玉県に住む伯母を訪ねて日本に来たこともあるそうだ。Serrado クラスは両親ともブラジル人の生徒は9人中4人で5人は国際結婚家庭である。イギリス人の妻を持つG氏の長女も在籍している。

日本にブラジル教育省認可のブラジル人学校があることはG氏をはじめ、保護者の中にも知っている人がいた。「日本にブラジル人学校があるのは、日本人が異文化を受け入れる社会だからだ」との見解を示しながら、自分たちがイギリス社会に受け入れられていないからBREACCの授業を実施する場所がなかなか固定できないのだと話す保護者もいた。

この教室で特記すべき点として、以下の2点を指摘しておきたい。第一に国際結婚家庭の多さと、それにともない子どもたちが複数言語使用の生活環境で育っているであろうと推測できる点である。第二に、継承語力の評価がイギリスの教育に制度的に組み込まれていることが継承語習得のモチベーションにつながっている点である。

5. 考察

本稿で明らかになったのは、生産年齢人口のブラジル人およびブラジル系EU市民が、比較的高い学歴を有しつつ飲食関連あるいは清掃や警備等の仕事に就き、ロンドン市内に集住している実態である。Brexit 決定以前から存在した移民への風当たりの強さもあり、合法的な滞在を可能にするためのビザや市民権の取得が促されている。今後のBrexitの影響については、イギリス以外のEU域内にいるブラジル人の動向についても合わせてみていく必要があるだろう。就労先としてのイギリスの魅力に変化がないと判断されればBrexit前の「駆け込み」入国があるであろうし、ビジネス拠点の引き揚げが起り始めると、EU市民は域内他国に、EU市民でないブラジル人はイギリスの永住権や国籍を取得し、イギリスがEUメンバーであるうちに域内他国に出国することも考えられる。本稿で確認できたのは、既にイギリスに滞在しているEU市民の扱いであり、ブラジル人がイギリスの永住権取得を目指す傾向にあることである。これらを総合すると、彼／彼女らの子どもたちの多くは就学年齢であることが予想され、イギリスに留まる傾向とあわせてEU域内の別の国を有力候補とする将来的な移動の可能性もあることがわかる。

とはいえ、在日ブラジル人の場合と同様、親のイギリス滞在の長期化やブラジル帰国を含めた移動戦略に影響する大きな要因は在留国の政治経済状況だけではない。繰り返しになるが、そこには

子どもたちの教育の有り様が大きく関わってくる。本研究で明らかになったイギリスの教育制度やPOLHの補習校の調査結果で特記すべき点は、移民の子どもたちの継承語の力がイギリスの教育達成を評価するシステムにうまく反映されることである。イギリスの教育そのものが移民の子どもたちの教育を肯定的にとらえており、こうした子どもたちに丁寧に対応している学校を高く評価する制度がある。実際に教室の半数以上が英語を母語としない子どもたちである以上、こうした子どもたちの社会統合はイギリス社会にとって重要な課題といわざるを得ない。第二世代の社会参加についても、教育の効果として参照して必要がある。ポルトガル語を習得した、あるいは習得しなかったブラジル人第二世代当事者の聞き取りや社会参加に関する考察を進めることで社会統合と継承語習得の関連性が明らかになろう。イギリスからの移動が選択されれば移動と継承語習得の関連性も考察でき、例えば「移動を可能にする継承語」といった新たな資産性の検証も可能になるとと思われる。

むすびにかえて

本稿は様々な社会情勢の変化の波をダイレクトに受けているロンドンに住むブラジル人の生活を踏まえた上で、イギリスの移民の子どもたちに対する教育政策や言語教育の方針も参照しながら、子どもたちの継承語としてのポルトガル語習得の動機付けや習得のメリットについて明らかにし、さらに、POLHの資産性についても検討し、在日ブラジル人の子どもたちの継承語としてのポルトガル語習得に関する比較研究の可能性も念頭にいれながら分析を進めることを目指してきた。

まず、Brexitに揺れるブラジル人（系）移住者の今後の移住戦略と子どもの教育戦略の照合については、それを十分に行えるだけのデータが揃えられなかったことにより、例えば冒頭で推測したような、POLH習得が将来的な移動の担保となるといった具体的な資産性の検証には至らなかった。この点については、補習授業校視察時に保護者と面接をするなど、今後の課題としたい。

次に、在日ブラジル人第二世代との比較研究の可能性を視野にいれつつ、特に日本の場合とは明らかに異なる点について確認しておく。第一に生活環境である。イギリス在住のブラジル人の子どもたちは、生まれた時から自らの家庭や学校、社会生活において複数言語の使用が日常的である環境で、つまり、マルチエスニックな空間で生きている点である。第二に国の教育制度とそこで学ぶ言語である。在留国であるイギリスやEUが子どもたちの複数言語の習得に積極的であり制度を整えている。継承語だけでなく、在留国の主流言語を習得する動機付けと学習を保障する制度も日本とは異なる。英語は日本語に比べればポルトガル語に近いこともあり、習得しやすい。国際結婚家庭については、ブラジル人同士の親の家庭よりもブラジルへの帰国が現実的でないし、第三言語を話す子どもたちの多さからはイギリスやブラジル以外の国への移動の可能性も見えてくる。そしてどこに移動したとしても「英語力」が邪魔になることはない。その英語力をつける学校教育を受ける権利は、親の国籍や滞在資格にかかわらずイギリスに住む子どもたちすべてに保障されている。一方で、英語の持つ高い利便性と学びやすさが継承語離れを加速させる可能性もある。

国際結婚に関しては在日ブラジル人についても進んでいると思われる。彼らの国際結婚のパートナーは日本人だけでなく、ブラジル以外のラテンアメリカ諸国出身者や日本以外のアジア諸国出身者のケースもあるため、子どもたちは三言語以上の複数言語使用者であることは容易に想像できる¹⁰。これまで日本に住むブラジル人の子どもたちは「滞日か帰国か」という二つの固定的な選択肢で語られることが多かった。教育の非連続性が問題視されていたため、ブラジル人学校における学習言語としてのポルトガル語教育は、少なくともブラジルの教育との連続性を担保する意味において意義があった。しかし、今後は国際結婚などブラジル人（系）家族の実態に即した、子どもたち

のブラジル以外の国への移動を視野に入れた教育や、滞日続ける子どもたちにむけた「移動」とは関連づけない視点からの POLH 教育の意義とその資産性について考える必要もある。

註

- ¹ Margolis はその後 20 年余りの時を経てその対象を在外ブラジル人に広げ、再び世に問うた (Margolis 2013)。ここでは在留国別の比較だけでなく、在米ブラジル人についてはおよそ 30 年に及ぶ経年的な考察がなされており、極めて興味深い。当初は第一世代が中心であった調査対象が第二世代や帰国者にも広がっており、共時的な視点で 5 大陸に広がる在外ブラジル人を比較する視点と、通時的な定点観察で世代間を比較する視点を重層的に組み合わせて考察することで、30 年以上にわたるブラジル人ディアスポラの全体像の把握を試みた。
- ² 在スペインブラジル人の宗教生活を中心とした論考 (山田 2017)、在米ブラジル人の生活や子どもたちの教育に関する論考 (拝野 2009) などもあり、在日ブラジル人研究との比較が可能となりつつある。
- ³ 略称について、米国やブラジル等では PLH が一般的であるが、欧州では POLH が使用される。本稿はロンドンの事例を扱っているため POLH を用いる。
- ⁴ ただし、国によっては POLH 教師の養成コースを在外ブラジル大使館が提供した事例もある。
- ⁵ 英国在住ポルトガル語話者向けのメディアである *Notícias em Português* 紙 (2017 年 9 月 1 日付) には、EU 市民の滞在の条件が不透明であることに加えて、多国籍企業や金融機関がロンドンから撤退することで失業率が高くなったり物価が上がったりすることを恐れ、母国に帰国して起業を考えているポルトガル人や、スペインの市民権を持つコロンビア人女性が、コロンビア国籍の夫の滞在資格の更新に心配があるのでスペインで新しい生活を考えているといったインタビュー記事が掲載されている (Tolomeotti 2017)。
- ⁶ 大学におけるポルトガル語教育の例として King's College London 言語リソースセンターのポルトガル語教員への聞き取りによると、ポルトガル語受講生は飛び抜けて多いということはなく、フランス語、ドイツ語、スペイン語、アラビア語、中国語、日本語の次にイタリア語と並んでポルトガル語が選ばれているとのことであった。学習者の多くがスペイン語既習者(あるいは母語話者)であり、彼らにとってポルトガル語の習得が容易であることが選択理由としてあげられた。
- ⁷ 2012 年 9 月からイングランドのすべての教師に適用された新しい基準では、すべての教師は能力の高い者、英語が第二言語の者、障害のある者など特別な教育ニーズを持つ学生を含むすべての生徒のニーズを明確に理解していなければならないと、また彼らを支援するための独自の教育方法を使用し評価することができるべきである、と規定されている (“Teachers Standards” イギリス政府公式サイト)。こうした現状であるにもかかわらず、イギリスでは「第二言語としての英語」教育専門の教師が少なくなっており、専門家の知識も希薄化しているとの報告もある (NALDIC 公式サイト)。
- ⁸ BREACC と並んで生徒数が多い補習校である Clube dos Brasileirinhos については Souza (2016b) を参照のこと。ここではおよそ 3 分の 1 の子どもたちが英語とポルトガル語に加えて第 3 の言語を使用している。
- ⁹ GCSE の詳細については、イギリス政府の公式サイトを参照のこと。過去のポルトガル語の出題は次のサイトで入手することができる。www.fastpastpapers.com/GCSE_OCR_Portuguese.html (2017 年 11 月 29 日アクセス)

- ¹⁰ 父母のいずれかがブラジル人である日本における国際結婚家庭の子どもたちへの言語教育に関する研究も着手されている (Muramoto 2016)。

引用文献リスト

- Assis, G. 2014 “Gender and migration from invisibility to agency: The routes of Brazilian women from transnational towns to the United States,” *Women’s Studies International Forum* 46, 33–44.
- Boruchowski, Ivian Destro e Ana Lúcia Lico 2016 *Como Manter e Desenvolver o Português como Língua de Herança: Sugestões para Quem Mora Fora do Brasil*.
http://redebrazilcultural.itamaraty.gov.br/images/materiais_didaticos/ComomanterDesenvolverLngua deHerana.pdf (2016年12月6日アクセス)
- ブラジル外務省公式サイト <http://www.brasileirosnomundo.itamaraty.gov.br/a-comunidade/estimativas-populacionais-das-comunidades/Estimativas%20RCN%202015%20-%20Atualizado.pdf> (2017年11月27日アクセス)
- Brasil em Mente公式サイト <http://www.brasilemente.org/> (2017年11月27日アクセス)
- BREACC 公式サイト www.breacc.org.uk/ (2017年11月27日アクセス)
- British Council 2014 Languages for the Future: Which languages the UK needs most and why,
<https://www.britishcouncil.org/sites/default/files/languages-for-the-future-report-v3.pdf>.
 (2017年11月8日アクセス)
- Casa do Brasil Londres公式サイト
<http://casado brasil.org.uk/content/casa-do-brasil-desmente-declarações-absurdas-sobre-o-brexit>
 (2017年11月15日アクセス)
- Chulata, K. De Abreu (org.) 2015 *Português como língua de herança. Discursos e percursos*. Lecce: Pensa Multimedia.
- Costas, R. 2012 “Brasil em alta impulsona ensino de português no mundo”, *BBC*, (2012/10/10付)、
http://www.bbc.com/portuguese/noticias/2012/10/120926_portugues_cursos_ru.shtml,
 (2016年2月19日アクセス)
- DeBiaggi, S.D.D. 2001 *Changing Gender Roles: Brazilian Immigrant Families in the U.S.*, El Paso: LFB Scholarly Publishing LLC.
- ELO EUROPEU 公式フェイスブック
<https://www.facebook.com/maladeleiturademunique/posts/2027151217511180>
 (2016年11月22日アクセス)
- 柄谷利恵子 2017「第5章イギリス ポイント・システム導入と民営化の進展 —敵対的選別化への道—」
 小井土彰宏編著『移民受入の国際社会学 —選別メカニズムの比較分析—』名古屋：名古屋大学出版会, 119-140.
- Evans, Yara et.al. 2011 *Por uma vida melhor: brasileiras e brasileiros em Londres, 2010*,
https://geb2008.files.wordpress.com/2015/07/por_uma_vida_melhor.pdf
 (2017年 11月26日アクセス)
- GCSE公式サイト <https://www.gov.uk/education/secondary-curriculum-key-stage-3-and-key-stage-4-gcses>
 (2017年11月29日アクセス)

- 拝野寿美子 2009 「在米ブラジル人の生活と子どもの教育 —移民第二世代の教育に関する日米比較への視座—」 *Encontros Lusófonos* 11, 29-40.
- 拝野寿美子 2016a 「欧米における「継承語としてのポルトガル語」教育 —その普及と教育者ネットワークの生成—」 『神奈川大学 心理・教育研究論集』 39, 109-115.
- 拝野寿美子 2016b 「第4章第1節 ブラジル人学校と文化接触」 異文化間教育学会編 『文化接触における場としてのダイナミズム』 東京：明石書店, 65-77.
- 拝野寿美子 2017 「継承語教育が教育実践者にもたらす資産性に関する一考察 —欧米在住ブラジル人女性移住者の場合—」 『神奈川大学 心理・教育研究論集』 41, 47- 58.
- Haino, Sumiko 2016 “O recurso linguístico da segunda geração dos brasileiros na sociedade japonesa” in Risner, Marin, Luis Gonçalvez (eds.) *Portuguese Language Journal 10: 2006-2016* Volume 2, Roosevelt: Boa Vista Press, 411-423.
- ハヤシザキ カズヒコ・山内裕子・山本晃輔 2013 「トランスマイグラントとしての日系ブラジル人 —ブラジルに戻った人びとの教育戦略に着目して」 志水宏吉他編著 『「往還する人々」の教育戦略—グローバル社会を生きる家族と公教育の課題』 東京：明石書店, 206-267.
- Home Office 公式サイト
<https://www.gov.uk/government/news/more-detail-provided-on-new-settled-status-for-eu-citizens>
 (2017年11月15日アクセス)
- イギリス移民統計
<https://www.gov.uk/government/publications/immigration-statistics-april-to-june-2017/how-many-people-are-detained-or-returned>
 (2017年11月15日アクセス)
- Jennings-Winterle, F. and Lima-Hernandes, M.C. 2015 *Português como língua de herança, a filosofia do começo, meio e fim*, New York: Brasil em Mente.
- Jouët-Pastré, Clémence and Leticia J. Braga, 2008, *Becoming Brazuca : Brazilian immigration to the United States*, Cambridge: Harvard University David Rockefeller Center for Latin American Studies.
- Leros Extra 2017 “Brexit: um processo quase tão dramático quanto uma novela”, *Leros* 313, 34-35.
- Margolis, Maxine L. 1991 *Little Brazil: an ethnography of Brazilian immigrants in New York City*, Princeton: Princeton University Press.
- Margolis, Maxine L. 2013 *Goodbye Brazil: Émigrés from the Land of Soccer and Samba*, Wisconsin: The University of Wisconsin Press.
- Martes, Ana Cristina Braga 2011 *New immigrants, new land: a study of Brazilians in Massachusetts*, translated by Beth Ransdell Vinkler, Gainesville: University Press of Florida.
- Martins Junior, Angelo e Gustavo Dias 2013 “Imigração brasileira contemporânea: discursos e práticas de imigrantes brasileiros em Londres” *Análise Social* 209 XVIII (4º), 810-832.
- 松本一子 2005 「日本国内の母語・継承語教育の現状：マイノリティ自身による実践」 『母語・継承語・バイリンガル教育 (MHB) 研究』 1, 96-106.
- 松尾慎 2013 「母語教室とエンパワーメント：太田市におけるブラジル人住民と大学生の協働実践」 『日本語教育』 155, 35-50.
- Mattos-Schreiber, Francisco-Aparecido 2013 “O papel do português no aprendizado de matemática - Exemplo de uma escola secundária em Londres” *SIPLE* 6.
- Muramoto, Erika Maria 2016 *International Parents' Attitude and Behavior Toward their Children's Multilingualism in Japan*. (Unpublished Master's Thesis). Gunma Prefectural Women's University.

NALDIC (National Association for the Language Development in Curriculum) 公式サイト.

<https://www.naldic.org.uk/research-and-information/eal-statistics/eal-pupils/>

(2017年11月21日アクセス)

Notícias em Português, 14 de setembro de 2017, www.noticiasemporugues.co.uk/texto-diario/mostrar/844411/governo-britnico-deporta-milhares-pessoas-e-aumentam-barreiras-imigrantes

(2017年11月15日アクセス)

Ofsted公式サイト

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/461767/The_common_inspection_framework_education_skills_and_early_years.pdf

(2017年11月14日アクセス)

Ortiz Alvarez, Maria Luisa 2016 “O falante de herança: a procura de sua identidade”, in Ortiz Alvarez, Maria Luisa e Luiz Gonçalves (orgs.), *O mundo do Português e o português no Mundo agora: especificidades, implicações e ações*, Campinas: Pontes Editores, 59-85.

Piscitelli, A. 2008 “Looking for New Worlds: Brazilian Women as International Migrants” *Signs: Journal of Women in Culture and Society* 33(4), 784-793.

Sales, Teresa 1999 *Brasileiros longe de casa*. São Paulo: Cortez Editora.

Silva, Kenya 2013 “Português em escolas primárias de Londres: experiências de uma assistente bilíngue” *SIPLE* 6.

Silva, Gláucia V. and Ivian Destro Borushowski 2016 “Heritage Learners”, in Milleret, Margo & Mary Risner (eds.) *A Handbook for Portuguese Instructors in the U. S.* . Roosevelt: Boavista Press, 161-194.

Souza, Ana. 2010 “Migrant Languages in a Multi-Ethnic Scenario: Brazilian Portuguese in London” *Portuguese Studies* 26(1), 79-93.

Souza, Ana 2016a *Português como língua de herança em Londres: Recortes em casa, na igreja e na escola*, Campinas: Pontes Editores.

Souza, Ana 2016b “O português em Londres: Aprendizagem num contexto de herança e suas implicações curriculares”, in Ortiz Alvarez, Maria Luisa e Luis Gonçalves (orgs.) *O mundo do português e o português no mundo agora: especificidades, implicações e ações*. Campinas: Pontes Editores, 173-200.

Souza, Ana e Olga Barradas 2013 “Português como língua de herança: políticas linguísticas na Inglaterra” *SIPLE* 6.

Souza, Ana e Yara Evans, 2015, *Desafio no dia-a-dia: experiências de brasileiro@s no Reino Unido*, <https://geb2008.files.wordpress.com/2015/07/souza-evans-2015-desafios-no-dia-a-dia.pdf>

(2017年11月26日アクセス)

Teachers Standards (イギリス政府公式サイト)

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/301107/Teachers_Standards.pdf

(2017年11月22日アクセス)

Tolomeotti, Stefania 2017 “Vida pós-Brexit: plano B para cenário incerto” *Notícias em português*, 1 de setembro de 2017, <http://www.noticiasemporugues.co.uk/texto-diario/mostrar/813991/vida-pos-brexit-plano-b-cenario-incerto>

(2017年11月13日アクセス)

塚原信行 2010 「母語維持をめぐる認識と実践」 『ことばと社会』 12, 48-77.

山田政信 2017 「旅する文化を生きる人々—スペインのブラジル系キリスト教会—」 『現代宗教 2017』 55-79. (<http://www.iisr.jp/journal/journal2017/P055-P079.pdf>) (2017年11月26日アクセス)

ヤマグチ, アナ・エリーザ 2012 『在英ブラジル人についての基礎的調査研究』. 東京: 上智大学イ
ベロアメリカ研究所。

Valdes, G. 2001 “Heritage language students: profiles and possibilities”, in J. Peyton, D. Ranard, & S.
McGinnis (eds.), *Heritage Language in America: Preserving a national resource*, MacHenry: Delta
Systems & Center for Applied Linguistics, 37-77.

Brazilian Immigrants in London and Portuguese Language Education of Their Children

Sumiko Haino (Kanagawa University)

The aim of this article is to shed light on the lives of Brazilian immigrants in London and the education of their children, especially that pertaining to Portuguese as a heritage language.

It is said that about 300,000 Brazilians are living in London. Included among them are many EU citizens of Brazilian descent. England is the final goal for migrants to earn money and return to Brazil. Therefore, the process and approval of Brexit in the June 2016 referendum caused considerable unease and has made migrants seek to obtain legitimate status as “insurance.”

Meanwhile, the original purpose of these migrants to return to Brazil as early as possible has gradually changed. One factor in reviewing return plans is education of children. Brazilian children are studying at local schools where they can learn English as the most useful language resource for their future with the help of bilingual assistant teachers. To learn Portuguese as a heritage language, there are 12 complementary schools in London and the proficiency they have cultivated at these schools is evaluated by a formal national evaluation system (GCSE).

Keywords: Brazilian Immigrants in London, Brexit, Portuguese as Heritage Language, GCSE, Brazilian Diaspora

〈論 文〉

親子関係がペルー人第2世代の社会進出に与える影響の検証
～在日ペルー人5家族の経験～

小波津ホセ（宇都宮大学大学院博士後期課程）

＜目 次＞

1. はじめに
2. ペルー人研究の動向
3. 日本における外国人労働者の「家族」
4. 親子の役割逆転
5. 在日ペルー人5家族のプロフィール
6. 在日ペルー人5家族の親子関係
 - 6-1 家族の安定性
 - 6-2 家族のペルー人コミュニティからの孤立
 - 6-3 親子の役割逆転
7. まとめ
 - 7-1 親子関係の規定要因
 - 7-2 日本社会でのホワイトカラー／ブルーカラー

キーワード：親子関係、ペルー人第2世代、社会進出、親子の役割逆転

1. はじめに

日本人家族の場合、日本語によるコミュニケーションに問題が発生するとは考えられない。一方、日本在住の外国籍のみから構成される家族のコミュニケーションの現状はどうであろうか。例えば、1990年代以降に急増した日系人出稼ぎ労働者の子どもは日本の学校で日本語を習得する傍ら、親は工場での単純労働に励み日本語の習得に時間がかかる、または習得できないことが通説とされている。このような出稼ぎ労働者の親子はどのような言語でのコミュニケーションとなるのか。子どもが親の母語を維持すればコミュニケーションが成立するが、親の母語の喪失や能力低下が生じればなんらかの問題に直面する。コミュニケーションの不成立は、親子関係への亀裂や問題を引き起こし、子どもや家庭環境に影響を与えるであろう。しかしながら、日本では外国籍の親子関係に焦点をあてた研究はほとんどなく、Yamawaki (2003) や Nakamura (2010) が指摘するように日本における外国人児童生徒に関する研究は公立学校が主要な舞台となっている。

本稿では、親子関係がペルー人第2世代の社会進出に与える影響についてペルー人5家族に焦点をあて検証する。親子関係に焦点をあてる理由は、次の3つにある。まず、親子関係に焦点を当てた研究は圧倒的に少ない。それから、アメリカの移民第2世代の研究では家庭環境や親子関係は子どもの教育達成にも影響を与える (Israel, Beaulieu, Hartless 2001) とされており、第2世代の成長に影響を与える学校以外の文脈である家庭にも焦点をあてるべきだと感じた。そして、アメリカの移民第2世代研究に取り組んだポルテスとルンバウト (2014) は、移民の家族に親子の役割逆転が発生した際に子どもの社会進出が消極的になると言及しているが、日本の現状を探求すべきと感じ

た。本稿では、在日ペルー人5家族が来日してからどのような親子関係を構築し、子どもが成長したかを見ていく。そして、在日ペルー人5家族の親子関係が子どもの社会進出に与えた影響度合いを検討する。子どもの生活世界には学校や地域、社会進出においては学歴や経済的な面等も影響を及ぼすと研究の蓄積があるが、本稿ではこの部分を補足程度にとどめ、家庭環境や親子関係を中心にみていく。

2. ペルー人研究の動向

日本にペルー人が集団で来日を始めたのは、1989年の国会で成立し、翌年6月から施行された出入国管理及び難民認定法（以下、入管法）の改正からである。在留資格が再編され日本人の子孫である日系人が入国を許可され、配偶者（日系・非日系）及びその子どもの入国が認められた。一方で、改正以前は日本国籍を有するペルー人、留学生や研修生が少なからず日本に短期・長期で滞在していた。具体的な数値でみると改正前の1988年では864人、改正後の1990年では10,279人のペルー人がいた。その後、増加に転じて最盛期の2008年には59,723人、昨年の2016年には減少に転じて47,740人となった。減少した理由は、2008年末からのリーマンショック、2011年の東日本大震災の影響だけではなく、日本国籍への帰化が統計上の可視化を阻んでいるとも考えられる。

1990年代増加傾向にあったペルー人研究の中心は、在日ペルー人ではなく、ペルー日本大使公邸人質事件（共同通信社ペルー特別取材班編1997、新川1998等）やペルーの日系社会に関する多様な興味関心だった（豊田1990、渕上1995、柳田1997、山脇1999等）。その後、2000年代には継続してペルーの日系社会の研究（赤木2000等）が進む傍ら在日ペルー人の研究も具体的に登場する。日本の学校関係（建木2006、鈴木ら2009等）から滞日経験のあるペルー人の帰国後の現状を取扱う研究も存在する（村田2000、川上2009等）。2010年以降は、研究分野が教育（Pinillos Matsuda 2016）、宗教（寺澤2013）、地域（井沢2012）へと広がった。しかしながら、これまでの研究成果は論文や各著書でペルー人が部分的に取り上げられてきた。その点、田巻・スエヨシ（2015）の日本語著書が日本とペルーにおけるペルー人だけを取扱った初の文献であろう。

一方で、ペルー人家族に関する研究は山脇（2010）とNakamura（2010）の成果が挙げられるが、前者は生活における子どもが構成（核家族または拡大家族）または発見する家族（想定家族）の形態を述べ、各家族形態の子どもへの支援を子どもの聞き取りから分析している。後者は、家族と社会関係資本の関係性を述べ、家族のコミュニティへの参加度合いを親への聞き取りから分析している。また、子どもが学業等の情報収集の主導権を握っていると言及し、親子の役割逆転の発生を指摘すると共に、親子間の不均等な関係性が伺える。両者の研究は、子どもまたは親への聞き取り調査を中心に分析されているが、家族の全体像を把握する上で親と子どもの双方に聞き取り調査を実施する必要性を感じる。

本稿では、これらの点をふまえて在日ペルー人家族を分析するにあたり親と子どもの双方に聞き取り調査を実施して分析する。そして、幼少期・青年期に来日または日本生まれの出稼ぎ労働者の子どもを第2世代として捉え、かれらの社会進出における親子関係の影響を検討する。

3. 日本における外国人労働者の「家族」

本稿の分析の対象者は、ペルー人家族である。ここでは、日本におけるニューカマーと言われる外国人家族の歴史について簡潔に触れておきたい。

1979年以降から日本にインドシナ難民が急速に定住を始めた。川上（2001）によれば、ラオス難民とカンボジア難民は難民キャンプで日本政府からのインタビューを経て来日したため労働力や男女比の選別が人為的に行われた。一方、ベトナム難民はポート・ピープルが多く人為的選別が少なかった。インドシナ難民でその多数を占めるベトナム難民の特徴は、家族との生き別れ、複数国に定住する等がほとんどであり、「欠員家族」「分散家族」がすべてであるとも述べている。家族構成に難民の国籍や来日背景に大きな差があったと考えられる。

一方、1980年代からフィリピン人の入国がみられた。三浦（2015）によれば、日本へのフィリピン人の入国は「興行ビザ」でのエンターテイナー、「特定活動ビザ」での家事労働者の女性で、農村における花嫁不足解消のための国際結婚もみられた。そのため、このような来日状況において日本に姉妹や親戚が日本にいない場合、日本での孤立とフィリピンとの間で分散家族状況が生み出された。

その後の入管法改正で日系人に「定住者」の在留資格が与えられ、来日が促進された。日系人は、来日への障壁はなく日系人と婚姻関係にある非日系人も来日可能となった。田巻・スエヨシ（2015）の8人の語りからみても生活戦略として先に父親の来日、そして生活が安定してから母親と子どもを呼び寄せ、外国人労働者でありながら日本で家族が揃って生活が可能であった。外国人でありながら家族滞在が当然視される集団となった。

各在日外国人集団の家族滞在には歴史的背景や制度的な側面が関係して差異が生じている。「日系人」として得られる在留資格は日本における家族滞在を可能にするが、他の在日外国人集団には該当しないため「家族滞在」を一般化出来ない。

4. 親子の役割逆転

日本における外国人の子どもの研究は、前出の Yamawaki や Nakamura が述べるように学校領域が中心だった。日本の公立学校への適応状況、日本語習得、不就学状況等であり、家庭・地域環境に関する研究の蓄積は少ない。在日ブラジル人の子どもの家庭に関して分析したイシカワ（2012）は、親子間のコミュニケーション方法を3分類している。まず、家の中でポルトガル語、外では日本語に分けている場合、それからブラジル人学校に子どもを通わせているため家の内外でポルトガル語を使用する場合、そして親がポルトガル語を使うが子どもは家の内外で日本語を使う場合であり、この方法が最も多いと述べている。この最も多い方法は、コミュニケーション言語が異なり、簡単な会話が可能でも深い話や込み入った話は親子間で難しくなる。同時期に来日したペルー人家族も同様の状況の可能性の疑義が生まれるが、詳細な研究はみられない。

一方、Israel（2001）らは子どもの学業達成は、学校だけではなくコミュニティと家族のサポートも重要だとしている。家族社会関係資本（Family Social Capital）は、子どもが成長するのに貴重な親子間の規律、社会ネットワークの関係だとし、親子間のやりとりによって培われるとしている。学業達成に焦点をあてた研究だが、成長段階でも家庭内コミュニケーションも重要だと指摘できる。

アメリカ移民第2世代の研究を実施してきたポルテスとルンバウト（2014）は、第2世代の社会進出を3分類している。まず、移民家族の子どもたちが親よりも先に英語やアメリカ的なやり方を習得し、それと同時にその移民の文化を喪失した時点で、親が子どもの助けを借りる以外にホスト社会でうまくやっていく手立てがなく、親子の役割逆転につながる「不協和型文化変容」、それから移民家族が英語とアメリカ的なやり方を習得し、母国語と母国の文化を徐々に捨て去るプロセスが親子間ではほぼ同じ速さで生じる状態の「協和型文化変容」、そして移民家族の親子がともに十分な規模と多様な制度を有する同国人のコミュニティにしっかりと埋め込まれ、そのコミュニティが移民家

族の文化面での変化を減速させることで、両親の母国の言語と規範の一部を保持する「選択型文化変容」である。ポルテスらは、移民第2世代の社会進出には、まず親のアメリカへの編入様式、家族構成及び持ち込んだ人的資本による社会経済的達成が土台となり、移民第2世代の成長過程（適応、学業達成、将来展望や向上意欲等）に影響を与えている。

本稿では、ポルテスらの研究を参考にして家族関係について3つの視点から検討する。まず、親子の役割逆転である。これは、ポルテスらが「不協和型文化変容」で強調した点であるが、役割逆転とは、子どもが実は親たちの親になることがありうるという事実であり、子どもたちの文化変容がかれらの親よりもはるかに先に進んだために、家族にとって重要な判断を下す際に、子どもたちが持っている情報に親が依存してしまうことである（2014, 109）。要するに、親子間で獲得できる情報量に差異が生じる。この点に関してNakamura（2010）も在日ペルー人親子の学校に関する情報では親が子どもに頼り、親子の役割逆転が発生していると分析している。次に、家族の安定性で3つの要因がある。1つの要因は、親の年齢と学歴であり、前者は家族の安定性に寄与し、一緒に暮らす確率を上げ、後者は父親よりも母親の学歴が家族の安定性へとつながる。次の要因は、親の社会経済的達成である。そして最後の要因は、親子の主観的な指数にあたる家族の結束、親子間の葛藤、親のやり方に対する困惑、家族としての義務化に対する態度である。最後の視点は家族のペルー人コミュニティからの孤立である。家族が社会やコミュニティから孤立することで親は、親の権威、民族的誇りと親の承認を喪失する可能性がある。これらの項目は、親子関係に影響すると考えられる以外に子どものアイデンティティ、学業的達成や社会進出への影響としても考えられる。

以上の点をふまえて本稿では親子の役割逆転、家族の安定性と家族のペルー人コミュニティからの孤立を親子への聞き取りを基に親子関係がペルー人第2世代の社会進出に与える影響を検証する。

5. 在日ペルー人5家族のプロフィール

家族の構成人数、日本での同居人数、親の人的資本（学歴、ペルーでの経済状況、日本語能力）と合法的な滞在資格の有無が親子関係やペルー人第2世代の日本社会進出に大きな影響を与えると考える。これらをふまえて、次に紹介する5家族を選別した。本稿の5家族は筆者が実施している研究の一部の対象者にあたる¹。聞き取り調査は、親子間で別々に実施し、親に関しては日程の都合で対応できる父親または母親を各家族に決めてもらった。その結果、親への聞き取り調査は父親4人、母親1人だった。子どもへの聞き取り調査は、家族Aの4人中3人（長男、長女、三男）、家族Bの3人中2人（長女、次女）、家族Cの2人中1人（長女）、家族Dの1人っ子（長男）、家族Eの4人中3人（長女、長男、三女）に実施した。

家族A：子ども4人ペルー生まれ、学齢期で日本とペルーの移動

1989年に父親が研修ビザの資格で初来日を果たし、日本に6ヶ月間滞在した。その後、一旦ペルーへと帰国し、きょうだいを通じて再来日を果たした。1年後に母親と子ども4人を呼び寄せるが、仕事が安定しなかったため、母親と子ども4人は親戚のいるA県にしばらく滞在した。B県で安定した職を得た父親が母親と子ども4人を呼び寄せ5年間滞留在後にペルーに残る意志を持ち帰国する。しかしながら、ペルーでの生活はうまくいかず現住所をおくB県に再来日を果たす。子ども4人は、長男が中卒、次男が高卒、長女が中卒そして三男が高卒の学歴を得た。家庭内の言語はスペイン語である。両親の厳格の教えで家庭内はスペイン語、家庭外は日本語の教えを守り、学校生活をはじめとするどんな些細なことでも家族で話す時間を設けていた。また、両親は子ども4人にきょうだい

いの大切さ、家族のために団結することを教えた。これは、特に父親の家族から継承された教えであり、核家族にとどまらず日本にいる大家族の関係性も強くさせた。居住地域周辺の父親と母親の知人とも良好な関係も構築することができている。

家族Aは、日本ペルー間を移動することで子どものスペイン語能力を維持する一方で日本語能力に不安がある。それでも家庭内コミュニケーションを確立することができ親子間が良好であったが、両親は子どもの学歴にある程度希望がありながらも子どもにそれを強く要求することはなかった。

家族B：子ども1人ペルー生まれ、2人日本生まれでペルー人社会から孤立傾向の経験

1990年に既に来日していたおばさんの呼び寄せで父親がC県に初来日した。1年後に1度帰国して母親と長女の渡航手続きを実施して再来日した。2-3ヶ月後に母親と長女が来日して、日本で次女と三女が誕生した。C県内で2度の引っ越しを経験して10年前に一軒家を購入した。家庭内では、スペイン語で話すこと、両親が参加するペルー人の集まりには高校までは同行することが決まりで半ば強制的に子ども3人を参加させていた。2歳で初来日した長女は日本語習得が速く、幼い段階から父親と母親の通訳者の役割を果たした。そのため、父親と母親は長女に対して早い段階から大きな責任を負わせ、次女三女にもその役割を求める場面が発生している。長女と次女三女が経験した生活の違いが親への協力的な態度の度合いに出ている。長女は大学院卒、次女は大学在学中、そして三女は中学生である。学齢期の家庭内の会話は日常生活程度のスペイン語能力を持つ子ども3人（父親談）と学校や将来のことを話す機会が多い。その理由は、ペルー人の集まりに参加する機会は限定されたため、核家族の仲を重要視したのである。現在でも日本社会で差別を経験することがあるが、子ども3人にはペルー人であることに誇りを持つように教えている。

家族Bは、夕食の時間をコミュニケーションの場として設けていた。子どもは成長するにつれて親のペルー的なやり方に対して葛藤を感じる時期を迎えるが、親の権威が及ぶことによって管理ができ親子関係を維持できていた。また、両親の学歴への意識が高く、子どもの意識を高め、長女は次女の役割モデルになった。

家族C：両親が不法滞在の経験有、日本生まれの子ども2人の高学歴傾向

母親が1991年に派遣会社を通して観光ビザで来日した。その翌年に、父親が母親の呼び寄せによって観光ビザで来日した。父母共にしばらく不法滞在の状態、D県にずっと居住していた。父親は転職しない一方で、母親が頻繁に転職している。家族の仲はよく、スペイン語を家庭内で話す以外に、夕飯は必ず一緒に食べることが決まりである。会話内容は、学校、友人関係や将来のことが多い。教育に関しては経済的な理由で子どもには公立の高校・大学に進学することを要求し、長女は公立高校と国立大学の4年生、長男は公立高校の2年生に進学している。居住地域周辺は、不法滞在者が集住傾向にあったが取締りが厳格化されてから次第に減少した。それでも子どもの成長に否定的な影響を与える要因である周囲のペルー人（生活態度・考え方）や日本の学校（日本人児童生徒と先生からの差別化）が実在した。不法滞在であった経験は、経済面や生活面に否定的な影響を与えただけではなく、子どもの将来展望や精神的ストレスにも影響したと父親は振り返っている。

家族Cは、父親の影響が大きく家庭内規律を守ることによって親子関係を維持していた。父親は長男のスペイン語能力に不安があると供述するものの長女のおかげで良好な関係が維持できている。また、父親の学歴に対する意識は強く子どもに影響を与えていた。

家族 D：父日系ペルー人、母フィリピン人の多言語環境で生活した家族

1990年に父親がE県に初来日して、建築関係の仕事だったため居住地を転々とした。いとこの彼女（フィリピン人）の親戚訪問同行のために渡航したフィリピンで子どもの母親と出会い、遠距離恋愛を始めた。結婚して配偶者ビザを取得するまでに4年かかった。理由は、日本で日系ペルー人とフィリピン人が結婚した初めての事例（本人談）で徹底調査されたからである。97年に現在居住するF県に移り、母親と子どもが2歳半の時に初来日を果たした。子どもは来日前まで、スペイン語とタガログ語の環境で育ったが、来日後は日本語が主要言語となった。父親の教えは、「言語関係なく相手に理解してもらおうこと、わからない時は相手に教えること」が子どもに浸透して親子間の会話は継続された。父親は、子どもが100%理解していることに半信半疑だが、すれ違いが生じていれば成長した今の子どもはいないと考えている。また、家庭内は言語にかかわらず両親の文化の相互理解が重要だとしている。家族Dが居住する地域にペルー人は多いが、意図的に距離をおいた生活を送ってきた。理由は、子どもが模範とできるような大人や生活態度をとるペルー人がいないからで、家族間の付き合いはペルー人、タイ人、フィリピン人と日本人の限定された家族で維持されてきた。

家族Dは、家庭内言語がスペイン語であるが、父親の教えに基づいて相手が理解できるまでコミュニケーションをとることを重要視してきた。高等教育進学は子どもの希望に任せつつ、父親は助言や選択肢を提供していた。

家族 E：両親の離婚と来日年齢の差異

1991年に先に父親が来日して、6ヶ月後に母親と子ども4人が来日した。母親は、ペルー出国時に帰国する意志はなく日本で子どもを育てると決意していた。そのため、来日後は子どもに家庭教師をつける、習い事をさせる等して日本語と日本文化の習得を重要視した。一方、父親は浪費癖があり、子どもの教育よりも義務教育後の就職を考えるようになり夫婦間に衝突が始まった。そして、子ども4人が10代の頃に離婚した。子どもとの家庭内の会話はスペイン語だったが、中学2年、小学5年と小学4年で来日した上3人と小学1年で来日した三女のスペイン語維持能力に大きな違いがでた。三女は中学2年生から不良集団と関係を持ち、スペイン語も話さなくなったため母親との関係が悪化した。また、上3人も高校進学を果たすもアルバイトを始め、生活の幅が広がると母親の権威がおよばなくなった。離婚、父親の不在、経済的な面と言語面が原因で母親と子どもの間に葛藤が生じた。母親は、三女との関係改善のためにペルーの親戚の下に三女を送り1年間滞在させた。日本に戻ってから関係は少し改善されたが、しばらくして三女の態度がペルー帰国以前に戻った。地域で母親はペルー人の中に模範となる人物像がないとの判断から意図的にペルー人との関係を断ち、ペルーに帰国する意志もないためペルーの親戚との関係も疎遠となっている。子ども4人の最終学歴は、長女が高卒、長男が専門卒、次女がペルーの専門学校卒、そして三女が通信制高校を卒業している。

家族Eは、子ども4人が10代の頃に親の離婚によって家庭内に大きな変化が生じた。母親の権威が及ばなくなり、日本での社会化が強かった三女は特にスペイン語・文化面での孤立が目立った。また、母親の学歴意識が強かったが、経済的な問題が大きな要因となり母親が希望する学歴に子どもが進学することができなかった。

6. 在日ペルー人5家族の親子関係

ペルー人家族の親子関係を、「親子の役割逆転」、「家族の安定性」と「家族のペルー人コミュニティからの孤立」の3つから分析する。「家族の安定性」の下位分類としては、まず家族構成、親の年齢と母の学歴がある。それから、親の社会経済的達成、そして主観的な見解となる家族の結束、親子間の葛藤、親のやり方への困惑と家族としての義務化に対する態度も問題である。表1は各家族のプロフィールである。

家族構成として、家族Eだけ子ども4人が10代の頃に親が離婚して、父親不在の状況だった。家族Dのみ国際結婚で日系ペルー人とフィリピン人が日本で結婚した最初の事例（本人談）で配偶者ビザを取得して一緒に過ごすまでに約4年の時間を要した。両親の来日時の年齢と子どもの出生場所に関しては表1を参照願いたい。同居の有無は、子どもの学齢期に両親との同居の有無であるが、既述の通り家族Eは両親の離婚と三女を中学卒業時期にスペイン語習得のためにペルーへと送り返した経緯があるため「無」としている。日本語能力は、日系人の親の中には日本語の単語がある程度理解していたが来日時に日本語での会話能力を持つ親はいなかった。聞き取り調査時でも流暢に日本語を話す親はいなかった。

表1：5家族のプロフィール

	家族構成							同居の有無	人的資本				経済状況	在留資格の有無
	親			子ども(出生場所)					学歴		日本語能力			
	構成	国籍(父/母)	年齢(父/母)	人数	ペルー	日本	フィ		父親	母親	父親	母親		
家族A	両親	ペ/ペ	31/28	4	4			有	中卒	中卒	無	無	悪	有
家族B	両親	ペ/ペ	31/27	3	1	2		有	大中	大中	無	無	悪	有
家族C	両親	ペ/ペ	28/23	2		2		有	大中	中卒	無	無	悪	無
家族D	両親	ペ/フィ	21/25	1			1	有	大卒	中卒	無	無	悪	有
家族E	離婚	ペ/ペ	38/34	4	4			無	大中	大中	無	無	悪	有

*国籍欄と出生場所欄の「フィ」:フィリピン

*学歴欄の「中卒」:ペルーまたはフィリピンの中学卒業、「大中」:ペルーの大学中退、「大卒」:ペルーの大学卒業

ペルー出国時の親の経済状況は、具体的な数値化はできなかったが、出稼ぎ者として来日を決意するほどであったためペルーでの生活状況はよくないことがかれらの語りから理解できた。最後に在留資格の有無であるが、家族Cのみが不法滞在の経験があった。観光ビザで入国後、日本生まれの長女が中学生になるまで不法滞在の状態が継続した。

6-1. 家族の安定性

(i) 家族構成、親の年齢と母の学歴

日系人三世までは大きな障壁もなく日本入国が可能で、非日系の配偶者も配偶者ビザを取得して入国できる。そのため、単独ないし、夫婦または家族で来日することは入管法改正にともない可能となった。来日経緯は、田巻・スエヨシ(2015)の8人の語りから最初に父親、その後母親と子どもを呼び寄せる形態が一般的だったと考えられる。本稿の該当家族は、家族A、BとEで、父親が先に来日して生活基盤を固めてから母親と子どもを呼び寄せている。この期間は6ヶ月から1年であった。また、家族Bは日本で子ども2人が誕生した。一方、家族Cは恋人関係中に母親が先に来

日して、日本の経済状況を見て父親を呼び寄せて、その後日本で結婚した。子ども2人も日本生まれである。家族Dは、まず父親と父親の兄が来日した。父親はいとこの付添いで訪問したフィリピンで母親に出会った。電話や父親がフィリピンを何度も訪問することで遠距離恋愛を成功させ、子どもがフィリピンで誕生した。その後、ビザ手続きの関係上母親と子どもは2年ほどペルーに滞在してから来日許可があり、同居が可能となった。それは父親が始めて日本の土地を踏んでから8年後のことだった。

親の年齢は、家族Eの父親以外は20代後半から30代前半に集中している。家族Dの父親は1990年に初来日した時は21歳であったが、母親と子どもと同居を開始したのは1998年だったため父親は29歳になっていた。家族が日本で揃った時には両親とも20代後半の年齢だった。今回取り上げた5家族の両親の年齢はおおよそ30歳前後で精神的に成熟していたと考えられる。また、年齢が決定要因となったと断定はできないが、後述する家族に対する考え方にも影響したとも考えられる。ポルテスらは親の年齢が高いほど、家族と一緒に過ごす確率が高くなると述べているため本稿の5家族にも親の年齢が好影響を与えたと考えられる。

子どもの進学や高学歴には親の学歴を重視する考え方がある。両親の高学歴が子どもの獲得する知識、意欲、刺激や経済的支援に影響を与える可能性があるからだが、両親が非高学歴だと子どもも非高学歴になるとは限らず、その逆も同じである。この点に関してポルテスらは、親が高学歴であれば子どもの高学歴を望み、子どもとよく話す述べており、親の高学歴の優位性を指摘するとともに、家族の安定につながるのは父親よりも母親の高学歴だとしている。それは、父親よりも母親が家庭で子どもと長い時間を共有するからだと考えられる。本稿の5家族は、父親の大学進学が5人中4人と多く、その内の1人は大学を卒業していた。一方、母親の学歴は5人中2人が大学進学していて、残りの3人は中学卒業で修了していた。両親の学歴の具体的な影響を本稿では数値化できないが、聞き取り調査からは子どもへの影響を伺うことができた。家族A(父:中卒、母:中卒)は、家庭内の会話を重視していたが、学齢期における日本とペルー間の移動を実施したため子どもの学業に影響を与え、子ども4人の高等教育進学も強く要求する姿勢はみられなかった。家族B(父:大中、母:大中)は、将来展望を含める家庭内の会話を重視する一方で、子どもの高等教育進学を両親揃って求め、子どもに刺激を与えている。家族C(父:大中、母:中卒)は、家庭内の会話は母親主導であるが、教育に関しては父親が熱心に子ども2人を指導・支援している。経済的な余裕がないことを子どもに理解してもらい公立・国立の教育機関に進学することも伝えていた。家族D(父:大卒、母:中卒)は、父親の日本滞在も長く、ネットワークも所持していたため子どもの高等教育進学に対して指導・支援を実施していた。家族E(父:大中、母:大中)は、母親が子ども4人の教育に非常に熱心であった。父親の教育に対する考え方との衝突、子どもからの反発もあったが教育に対する信念は曲げなかった。

学歴の重要性を理解している家族または親は、子どもの高等教育進学を強く望む傾向にある。一方で、家族Aのように非高学歴の親も学歴の重要性を理解しつつも、学齢期での国際移動、子どもの学校への適応、日本語能力や経済的な面が影響して子どもへの進学の要求度合いが低かった。また、5家族の中で母親の学歴の重要性が顕著に浮き彫りになったのは家族Eだった。

本項では、親の学歴と学齢期での国際移動が子どもの進学やその後の社会進出に影響を与えたと考えられる。ポルテスらが指摘する「子どもの高学歴を望み、子どもとよく話す」の「高学歴を望む」ことが欠如した一方で、「子どもとよく話す」ことは確認された。これは学歴よりもペルーから持ち込んだ文化と親の年齢が影響を与えたと推察する。また、学齢期の国際移動が子どもの学校への適応や言語能力に悪影響を与え、子どもの進学や現職に影響している。

(ii) 親の社会経済的達成

社会経済的達成は、親の来日前の仕事に大きく起因するが、高学歴であっても出稼ぎ労働者として来日した場合、ペルーでの学歴が軽視されてしまう。理由として、まずペルーでの学歴を日本で認可する制度的な部分が構築されていない。そして、日本語能力の問題である。仮に、学歴が認可されても日本語能力不足だと日本で実践的に活用できないことが考えられる。

表2：社会経済的達成の項目

	家族A		家族B		家族C		家族D		家族E	
	父	母	父	母	父	母	父	母	父	母
ペルーでの初職	運転手	無	会社員	秘書	無	無	無	無	経営者	教師
日本語能力-話す	2	3	2	2	2	2	1	1	-	2
聞く	2	3	2	2	2	2	2	2	-	2
読む	3	4	3	3	3	3	3	3	-	3
書く	2	5	2	2	2	2	2	2	-	2
日本での初職	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場
現在の仕事	工場	無	工場	工場	工場	工場	工場	工場	-	ヘルパー
進学への貯金	無		有		無		無		無	

本項では表2と表3を基に2つの視点から検証する。まず、ペルーにおける学歴と初職、そして日本での日本語能力と職種である。経済状況の補足項目として子どもの高校・高等教育進学のための貯金で、その有無にはふれたが、具体的な金額は質問してはいない。

ペルーでの初職は各家庭で違いが見られるが、大学在学中やアルバイト程度、または職歴のない親がみられ、初職としての実績及び影響力は低い。

また、来日してから現在まで、工場勤務は家族Eの母親以外に変化はなかった。家族Eの父親は他界しているため日本語能力と現在の仕事は空欄となっている。家族Eの母親がヘルパー職に就くことができたのは来日後早い段階で日本語の勉強を始めて5年目で日本語能力試験4級を取得した。その後も時間を調整して勉強に励んだ成果である。それ以外の家族は、転職しても工場での勤務から抜け出すことなく、日本での職業達成がみられない。

子どもの進学のための貯金は、家族B以外はなかった。貯金があることは経済的に余裕があり、経済的達成も可能にしたと推測できるが、その傾向はみられなかった。それでも家族CやDのように子どもが高等教育まで進学できた背景には、奨学金への申請や学校側との交渉で分割払いにできたことが挙げられる。貯金できた家族Bは、子どもの進学のみではなく、一軒家購入も10年前にし

表3：日本語能力

日本語能力	内容
話す	①考えや意見が言える ②日常生活が話せる ③単語がわかる ④全く話さない
聞く	①日本語のニュースがわかる ②簡単な会話がわかる ③単語が聞きとれる ④全く聞きとれない
読む	①雑誌や新聞が読める ②漢字、平仮名とカタカナが読める ③平仮名とカタカナが読める ④平仮名またはカタカナが読める ⑤全く読めない
書く	①漢字が書ける ②平仮名とカタカナが書ける ③平仮名またはカタカナが書ける ④平仮名、カタカナと漢字が書ける ⑤全く書けない

ている。家族Bの親は現在まで正社員として雇用された経験がなく、現在でも派遣社員である。それでも貯金できた理由は、子ども3人の年齢が長女と次女で8歳、次女と三女で6歳離れているため貯金が他の家族よりもしやすい環境であったと考えられる。

最後に、自己申告による現在の親の日本語能力に関して表2と表3を参考願いたい。表2の日本語能力の番号は表3の番号と合致している。現在、親の日本語能力は②と③であり子どもの学齢期では現在よりも低かったと考えられる。②と③は、簡単な日本語が理解できる程度であり、日本語が堪能な子どもと進学等の専門用語が必要とされる会話には困難が生じたと推察できる。また、親の日本語能力が家庭内のみならず、地域や学校との関係性に問題があったと考えられる。そのため、通訳者としての子どもまたは第三者の役割が重要だったと考えられるが、この部分はのちに記載する。

ペルーと日本における親の社会的な達成は、低いと考えられる。ペルーでは、大学中退または職務経歴不足で出国したことが生活に大きな影響を与えたと考えられる。一方で、子どもの進学と社会進出においては、親の経済的達成が大きな影響をもたらしたと考えられる。一方で、親の日本語能力は子どもの将来には影響しなかったが、子どもを通訳者として活用することで親子の役割逆転が起こる状況を親自身が作り出してしまっていたとみられる。

(iii) 家族の結束、親子間の葛藤、親のやり方に対する困惑、家族としての義務化に対する態度

本項では、親子関係に関して子どもの視点で言及する。中学時代の子どもの主観的な捉え方、または聞き取り調査から伺える子どもの発言をもとに検証している。

表4：中学校における家族関係の重要性（人）

	とても	少し	あまり	全く
家族と自由な時間を一緒に過ごす	7		2	1
家族の関係が親密である	7		2	1
家族と一緒に暮らす	8	1	1	

表5：中学校における子どもから見た親の態度（人）

	よく	ある程度	あまり	全く
親は自分にあまり関心がなかった		1		9
親と将来のことで言い争うことがあった	1	2	5	2
親は私の言うことに関心がなかった		2	2	6

親子関係は多様であり、在日ペルー人家族のように外国にルーツを持つ家族だけが問題を抱えているわけではなく、日本人家族の方が問題を抱えている可能性もある。ただ、改めて記したいのが在日ペルー人や他の外国籍家族が抱える問題は3つの因果関係をもたらす可能性がある。まず、子どもの母語消失で起こる親子間のコミュニケーションの不成立である。次に、日本で社会化される子どもが親の文化を喪失する、親のやり方を否定することが発生する。そして、日本語習得が親よりも早く進む子どもが生活する上で親よりも多くの情報量を獲得し、親の親になる可能性があることである。これらの問題は、日本人家族では発生することはないであろう。

家族の結束は、表4の3項目とその度合いで表している。3項目において、10人中7人、7人と8人が家族関係の重要性を「とても」と回答している。「とても」と回答した人の特徴として、親子で会話する時間があったこと、家族が地域で孤立していて家族の時間を大事にしていたことが挙げられる。一方で、「あまり」と「全く」と回答した人の中には学校での部活動への参加、スペイン語能力不足が親子間での会話に大きく影響していた。また、同じ家族内のきょうだいであっても来日年齢によって差異が見られる事例があった。幼少期での来日または日本生まれと、ある程度年齢を重ねたきょうだいとの間に生じる言語能力と家族に対する捉え方が異なっていた。また、親の見解は、ジェンダーによって子どもの監督・管理に違いが生じた。男性より女性への指導が容易だと述べていた。

親はペルーで社会化され、思春期を過ごしある程度の年齢を重ねてから来日している。そのため、ペルーの家族関係の重要性、慣習を習得し来日している。日本という異った文化を持つ社会でも子どもにペルー的な慣習を継承しようと試みる。子どもの来日年齢が高ければ継承する傾向も見られた。それでも、「家族と自由な時間を一緒に過ごす」ことを抵抗なく子どもは受入れていたわけではない。半ば強制的に一緒に外出する、日本人の友達との約束を断って家族との時間を優先せざるを得なかった者もいた。そのため、子どもは親が考える家族の大切さを理解するまでに時間がかかりコミュニケーションを取ることが重要であった。これは、親のやり方に対するある種の不満ではあるが、表5で示すように子どもは親のやり方が自分のことを考えて実施されていると理解している部分もあった。表5で「よく」または「ある程度」当てはまると回答した対象者は、親子間における会話の不成立、日本で社会化された影響による親との考え方の違い、そして最も大事なこととして親が考えている以上に子どもは親を観察（経済状況等）して自分の将来について考えていた。

最後の理由に言及すると、子どもは進学や将来のことを考える際に当然自分の興味関心を最優先させる、または周りに合わせて高校進学を考える。しかし、家族に経済的な障壁が生じたときに親はそれを隠しているつもりでも子どもは家族の経済状態を察知し、希望とは異なった進学、または進学を断念して就職することを考えるようになる。5家族の中でもこのような出来事が発生する可能性があったが、回避された。その背景には、経済的な問題を解決するために進学校側と交渉する（ただし、子ども主導の交渉）、または母親の学歴の影響が子どもの進学を後押ししたことが大きな要因であった。例えば、家族Eの長男は高校進学せずに就職の道を考えていたが、母親に説得され両者が納得する形で日中は仕事、夕方から定時制高校に通うことで進学を果たし、その後専門学校まで進学した。

親子の葛藤は、子ども10人中3人が経験している。1人目は、中学時代のいじめが原因で卒業したらペルーへの帰国を考えていたが、親からの許可を得ることができず一定期間親と不仲な関係だった。2人目は、日本で社会化され不良集団と関係を持つことで親に反発するようになり言語能力の問題で会話も不成立だったためしばらくの間不仲が継続され、最終的に親は子どもをペルーへと帰国させて1年間滞在させた。再来日後、一定期間帰国させたことの効果がみられたが帰国前と同じ居住地域だったため問題があった頃に逆戻りしてしまった。3人目は、前出の家族Eの長男だった。

本項における家族の結束、親子間の葛藤、親のやり方に対する困惑と家族としての義務化に対する態度は本稿の5家族に発生していたと考えられる。その背景には、親の家族に対する考え方、親の経済状況と日本の社会的文脈があった。この親子間の摩擦を緩和する手段として親子間のコミュニケーションと時間をかけて理解を求め合うことが重要だった。子どもの進学や社会進出において親の経済状況による親子間の葛藤が大きな影響を与えた一方、コミュニケーションの頻度よりも質（進学への意識等）も子どもの意欲を維持させたと考えられる。そのため、親の学歴も重要視される要因である。

6-2. 家族のペルー人コミュニティからの孤立

本項では、子どもと親の視点から地域における孤立度合いを分析する。子どもが中学生期間の家族の地域における孤立について、親と子どもに聞き取りした。同時期の親子関係、親の権威を強化する同国人同士による地域におけるつながり等がなければ子どもは親と距離を置き、親の言語や文化を尊重できなくなる。親子関係に否定的な状況が継続すると子どもが学校や地域から得る情報量で親よりも有利な立場に立ち親子の役割逆転が発生する可能性も高くなる。このような状況を同国人同士のつながりが回避してくれる。

まず、子どもの中学生期間の現状を表6で確認する。表6では子どもに対して地域における状況について6項目の質問をした。

表6：中学における子どもの地域における状況

		家族A			家族B		家族C	家族D	家族E		
		長男	長女	三男	長女	次女	長女	長男	長女	長男	三女
1	中学校の時、学校以外でペルー人の知り合い・友達はいましたか？	はい	はい	はい	いいえ	はい	はい	はい	いいえ	いいえ	いいえ
2	中学校卒業後、学校以外でペルー人の知り合い・友達はいましたか？	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	いいえ	はい
3	中学校の時、親戚や友達の家族と家族ぐるみの付き合いはありましたか？	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	いいえ	いいえ	いいえ
4	中学校の時、ペルー人関連活動団体はありましたか？	はい	はい	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ
5	中学校卒業後にペルー人団体に関わることはありましたか？	はい	はい	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ
6	中学校の時、教会に通ったことはありましたか？	いいえ	いいえ	いいえ	はい	はい	はい	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ

項目1では、10人中6人が「はい」と回答している。主に、親の友達の子どもが「知り合い・友達」に該当し、家族Aの長男は中学校期間をペルーで過ごしたためペルー人の友達が相当数いた。逆に、「いいえ」と回答した4人の中で、家族Bの長女は親の仕事の勤務形態によって家族との外出が限定されていたこと、居住地域周辺にペルー人がいなかったことを主な理由として挙げた。一方、家族Eの3人は、母親がペルー人との関係を意図的に遮断していたためつながりがなかった。項目2の中学卒業後の友達関係に変化が見られたのは項目1で「いいえ」と回答した4人中3人だった。大きな要因として高校に進学することで活動範囲が広がったこと、アルバイトを始めて世界が広がったことで出会った人に変化が生じたのである。家族Eの長男に同様の変化が生じなかった理由として、日中は仕事、夕方から定時制高校に通学して出会いの場が限定的だったこと、成長過程で消極的なペルー人像（酒癖の悪さ、悪評的な態度）を発見し自分から距離を置くようになったことが挙げられる。項目3での家族A、BとCは、ペルー人家族との付き合いに限定されていたが、家族Dはペルー人家族以外に日本人家族、タイ人家族、フィリピン人家族との付き合いがあったが、子どもへ

の影響を考えて限定された家族との付き合いを選択した。コミュニティではないが、家族間の関係維持で子どもの親の文化理解を助長することになった。この影響がなかったのは家族Eであり、親の離婚という事実も相まって子どもにも悪影響を及ぼした。項目4と5は、地域におけるペルー人団体の存在と活動への参加状況だが、家族Aの長男と長女以外は関わりがなかった。家族Aの長男は、中学校期間をペルーで過ごすことで地域のサッカーグループと関わり、再来日した際には地域のペルー人を含む外国籍から構成されるスポーツをするグループと関わるようになった。その後、中学校を卒業して働き始めた長女が活動に参加し始めた。長女は、同グループに関わることで中学校までの消極的な過去を払拭することができ、ペルーへの帰国願望も徐々に薄れ親子間の葛藤を改善することができた。最後に、項目6に関して、大多数のペルー人がカトリック教徒のため日本でも教会に通うと思われる傾向にあるが、5家族中2家族のみが教会に通っていた。家族Bは、クリスマス等の特別な日に家族で足を運ぶことが多かった。親の聞き取りからも利用していた教会では当初スペイン語でのミサも実施されていたが、次第にペルー人の参加者が減少してスペイン語でのミサが打ち切りとなった。車で1時間ほどの町にスペイン語でのミサを実施する教会はあるが、勤務形態の関係で通うことまではできなかつたと述べている。また、家族Cは頻繁ではなかったが教会に通う習慣があったが、滞在資格を理由に同国人から差別を受けることが発生することもあり一時期通わなくなった。それでも現在、家族Cの長女は時間がある際には教会に通っている。

子ども視点から見ると、地域におけるペルー人との関りは家族間のつながりだけであった。ペルー人関連団体や教会を通してのつながりは希薄または皆無だったと考えられ、積極的な効果をもたらしたとは考えられない。一方で、親を中心に家族間の関わりが構築されれば子どもへの文化面等における好影響をもたらしたと考えられる。

表7では、親の地域における状況を示している。親への聞き取りでは地域との関係と親の権威を維持してくれる周囲の大人からの支援を中心に確認した。

表7：親の地域における状況

	子どもが中学生の時…	家族A	家族B	家族C	家族D	家族E
1	親戚と頻繁に会っていましたか？	はい	はい	はい	いいえ	いいえ
2	知人と頻繁に会っていましたか？	はい	はい	はい	はい	いいえ
3	近所にペルー人はいましたか？	はい	はい	いいえ	いいえ	いいえ
4	ペルー人同士で協力していましたか？	はい	はい	いいえ	はい	いいえ
5	ペルー人団体に参加していましたか？	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ
6	ペルー人イベントに参加していましたか？	いいえ	はい	はい	はい	いいえ
7	近所に同年代の子どもがいましたか？	はい	はい	はい	いいえ	はい
8	近所の大人は子どもを気かけたり、指導したりしましたか？	いいえ	はい	いいえ	いいえ	はい
9	近所の人には教育に関する情報を提供してくれましたか？	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	はい

項目1の親戚付き合いでは5家族中3家族が実現できていた。頻度は、年に数回から頻繁だったとの証言で、家族間の物理的な距離によってその差が発生していた。家族DとEは一時期日本に親戚はいたが帰国、疎遠になることで関係が途絶えていた。項目2は表6の子どもの項目1と重なっており親子間において共通の認識が成立している。項目3と7は類似する項目である。項目3では、家族AとBが団地に居住したことで近所にペルー人が居住していた経験があるが、その後の転職や居住場所の引っ越しで状況に変化が生じた。項目7を関連付けると、近所にペルー人がいた頃には子ども同士の付き合いがみられる一方で、状況が変化すると関係が途切れた。項目4における協力とは、仕事、経済的、個人的や子どもに関する問題が発生した際に何らかの支援を受けた経験の有無である。子どもの教育に関して情報提供がなかったのは、提供できる人の不在または必要な情報は子どもが直接学校から得ていたからである。家族間の協力では、仕事に関する情報提供等が挙げられ、表面的な協力だったと考えられる。項目5では、地域にペルー人団体の不在から全家族に参加は見られなかった。項目6のイベントへの参加は、団体が開催するイベントではなく、誕生日会、バーベキューや週末のパーティー等の小規模のイベントに限定された。このようなイベントへの参加度合いは、家族によって差があり好んで参加する家族と必要だと思った際に参加する家族に分かれた。項目8の大人の支援は家族Bにしかみられなかった。団地に居住していた時期のことであり、お互いの距離が近く、周囲に日本人しかいない状況ではペルー人同士の関係が親密になった。

居住地域によってペルー人と接する機会が増え、小規模イベントへの参加や協力を得られる可能性がある。また、家族Bのように同じ団地に居住することで距離が縮まり、家族間のつながりが親密になり得る。視点は異なるが親子間で「家族間」のつながりが地域におけるつながりだったと理解できる。そのため、地域に参加して孤立を回避するよりも家族間のつながりが地域において重要であった。ただし、家族間のつながりは親がペルー人に対する見方・考え方、期待度によってつながりの度合いが異なっており、学歴による違いは見受けられずペルーや日本で同国人から受けた経験が決定要因であると考えられる。

家族の地域における孤立は、5家族の子どもの進学や社会進出に影響したとは考えにくい。ペルー人集住地域でなかったこと、家族間に関係が限定されていたことが背景として考えられる。

6-3. 親子の役割逆転

親子の役割逆転とは、子どもたちの文化変容がかれらの両親よりもはるかに先に進んだために、家族にとって重要な判断を下す際に、子どもたちが持っている情報に親が依存してしまうことである（ポルテスら2014, 109）。

親子の役割逆転では、親が子どもの情報に依存する以外の可能性もある。例えば、親の日本語能力が低い、または皆無のために子どもを通訳者または翻訳者として利用する。親は日本語ができる子どもを大事な仲介役として捉え、信頼する。逆に、子どもが親を投資家目線でみてしまうことで発生する役割逆転の可能性もある。当然であるが、親は子どもの教育実現のために投資する。ただし、親子間で進学における理解、子どもの進学する理由・目的を親が納得することで「投資」よりも「支援」する関係が成立すると考えられる。この過程を飛び越えてしまえば子どもの指示の下で親は投資家になる。これが発生する主な理由としてスペイン語・日本語能力不足による親子間のコミュニケーションの不成立がある。中学生の頃に親子の役割逆転を感じた子どもは10人中6人だった。どのような現状だったのかを詳細に述べる。

家族Bの姉妹2人は、まず姉が早い段階から市役所等での親の通訳者・翻訳者の役割を果たした。姉はこの状況に抵抗を感じながらも諦めの部分があった。一方、親はこの状況を振り返ると長女に

早い段階から責任のある役目を背負わせたことに後悔していた。妹は、姉の姿を見て育ち姉が就職して家を出ることになれば自分がその役割を果たさなければならないと感じていた。親も次の「通訳者」は妹だと認識して、妹にもその意識を持たせた。親が子どもに通訳者の役割を要求した背景には地域に外国人支援制度が欠如していたことと、子どもを信頼していたからである。特に姉が小中学校の頃は地域の支援制度が整っておらず、妹になってからは地域への協力よりも慣習化された「子どもの通訳者」を利用する方が便利で融通が利く。この家族の場合、家庭の対外的な関係において子どもの役割は非常に重要であったが、家庭内において親の権威は維持されていた。その理由は、スペイン語での会話が維持され、親子間でコミュニケーションが成立していた。子どもが通訳者として活躍することもスペイン語を維持するのに役立った。ただし、この通訳者としての経験は子どもにとって役割逆転を感じさせる要因であった。

家族Eの兄妹の2人は、状況が異なっていた。順当に日本語を習得した2人は、家庭内の事情も重なり家庭内の会話が減少し、スペイン語能力が低下した。家族が地域で孤立していたこともあり、日本での社会化が進行し、情報量、考え方、態度等の面において親の手に負えなくなった。中学校段階で妹は家族から孤立した。この事実は本人から語られることはなく、母親が明らかにした。そのため、親子で当時の事実関係に差異があった。子どもは、スペイン語が話せなくなったことが原因でペルーへと帰国させられたと述べる一方で、母親は子どものスペイン語能力のみではなく、子どもが不良集団と付合うことで手に負えなくなり、かつ日本に親戚や知人もいなく協力を頼める人がいなかったためペルーの親戚に相談して仕方なく帰国させることを決断したと述べている。妹は、中学校段階で母親に反発、家出することで自立していると錯覚していた。母親に反発・家出することであらゆることを自分で対応しなければならない。そのため役割逆転だと感じていたが、親子間の葛藤、不仲がもたらした結果であった。一方、兄は、定時制高校に通学しながらも日中は仕事することで経済的に独立して親への依存度が減少することで役割逆転を感じていた。

5人目と6人目は、親子関係が良好であり、家庭内コミュニケーションも成立していた。しかし、前出の姉妹のように通訳者としての役割を果たし、親子の役割逆転が発生していたと本人たちは感じていた。

逆に、親子の役割逆転が起ころなかった4人は、親は手続き関係に子どもを頼るのではなく会社の担当者が全てを請け負い、家族の仲も良くコミュニケーションが成立していたこと、来日年齢が中学生と遅く、親と日本語能力、考え方等が同等の状況であったことが考えられる。

5家族の親子の役割逆転は、子どもが親よりも高い日本語能力を土台としつつも子どもの持つ情報量、日本における社会化と経済力が挙げられる。投資家としての親の存在は大きな問題としては浮き彫りにならなかった。それでも子どもの進学先の学校の専門性を的確に理解していた親は少なく、筆者が聞き取り調査を実施した際に詳しく説明することを求められたことが何度かあった。それは、親子間のスペイン語・日本語能力の問題と親の日本の教育制度・学部への理解の欠如を意味していた。親の認識として、学士、修士等の学歴はその専門性を活かす職業に就けると考える。実際、ペルーでその傾向は強いが、日本では必ずしもそうではない。日本の学部の専門性を理解できない親は子どもの専門分野、その後の就職に疑問を感じる。そのため、将来の職種よりも大学卒業という社会的地位が安定した職につながると考え、満足する部分がある。

親子の役割逆転を家庭内外で区別できた家族ほど子どもの将来的な進学、社会進出に影響を与える1つの要因となったと考えられる。家庭外で言語面、情報量で親子の役割逆転が起きても家庭内の規律、親の威厳を維持できた家族は子どもを指導することができるが、子どものスペイン語能力も重要な要素であった。また、子どもに経済的な自由度を制限する必要もあるが、そのためには親

の経済的達成が重要である。

7. まとめ

ここまで在日ペルー人5家族について親と子どもの両方の視点で親子関係を述べてきた。本節では親子関係がペルー人第2世代の社会進出に与える影響の検証についてまとめる。

7-1. 親子関係の規定要因

5家族中4家族の親子関係が良好だったと考えられる。その規定要因は次の4つである。まず、両親が揃っていたことである。家族Eの場合のみ、子どもが10代の頃に両親が離婚したため母親の権威が及ばず子どもを管理することができなかった。その結果、親子関係に亀裂が生じ子どもをペルーへと送り返す、親の権限が行き届かないことが起きてしまった。次に、親の教えと家庭内規律である。家庭内はスペイン語、家族・きょうだいの関係を大事にする、一緒に夕飯を食べる、ペルー人の集まりに必ず同行する等のことを頻度・度合いが異なっても実施できた家族は親子関係を良好にすることができた。それから、地域における孤立を回避できた家族は親子関係を維持することができた。ポルテスらは強固なコミュニティに組み込まれることが重要であると述べているが、在日ペルー人5家族にそのような現状はみられなかった。しかしながら、地域からの孤立を回避するために家族間のつながりを構築させた。ただし、同国人であるペルー人を親がどのように捉えていたかも重要な要因となった。子どもに対して模範ではない、悪影響を与えると考えればペルー人家族と関係を断ち孤立する(家族E)、または限定されたペルー人と他国籍の家族と関係を結び孤立をさける(家族D)ことが有りえる。同国人のペルー人を抵抗なく受入れた家族は家族間の関係を構築し、子どもとの親子関係を維持することができた。そして、最後に親子の役割逆転の度合いが限定された家族は親子関係を維持できた。親子の役割逆転を回避するために親の人的資本、ペルー人との関りや受入れ社会の支援等が必要となる。これらが欠如すると自然と日本語能力を習得する子どもが家庭内で主導権を握り始める。家族Eのように子どもが順当に日本での社会化が進行し、日本語、情報量、日本的態度を習得しペルー人との関係からも孤立すると母親の権威がおよばなくなり、強度な親子の役割逆転が起こってしまう。一方で、通訳や翻訳のみの部分的な親子の役割逆転を許可しつつも家庭内規律の遵守に努め、両親が家庭内に存在し、かつ家族間の関係を維持できた家族は子どもの度が過ぎた役割逆転を防ぎ管理することができた。

子どもが10代の頃に親子関係を構築することができなかった家族Eは必ずしも現在も不仲であるわけではない。逆に、良好な関係を構築することができている。その理由は、子どもが成人して日本で生活できており、母親のおかげで満足できる生活を送れていると感じている。

親子関係は、第2世代の社会進出の土台となる。4つの規定要因は、家庭環境を整えるだけではなく、第2世代のスペイン語能力、アイデンティティ、文化を維持するのに重要となる。また、スペイン語能力及び文化は社会進出にあたって武器となるため家庭内外で再認識されるべきであろう。

7-2. 日本社会でのホワイトカラー／ブルーカラー

前項では、親子関係が社会進出の土台となると述べたが、親子関係は必ずしも社会進出に繋がるわけではない。つまり、親子関係は必要条件であっても十分条件にはならない。家庭領域において、家族の安定性(本項で取上げた3項目)が重要であり、その結果親子関係を構築できる。ここで述べる社会進出は親同様のブルーカラー職ではなく、ホワイトカラー職になるという簡単な括りにと

どめ、ホワイトカラー職内でも社会的地位の高低にはふれない。本稿を執筆している時点で、10人中4人はホワイトカラー職（家族B長女、家族E長女、長男と三女）、3人はブルーカラー職（家族A長男、長女と三男）、2人は大学生（家族B次女と家族C長女）、1人はアルバイト（家族D長男）だった。

ホワイトカラー職の家族B長女は、両親が大学中退であるが親子でよくコミュニケーションを取り、親が高等教育まで進学することを要求していた。親の経済的達成も相まって執筆段階で長女は大学院卒、次女は大学在学中の学歴を得ていた。次女も大学卒業後もホワイトカラー職に就くことが濃厚だと考えられる。家族Eの3人は、10代で父親の不在、親子の役割逆転、経済的問題等がみられたが、母親の学歴と教育を受けることへの信念を曲げることがなかったため3人中2人は高校卒業、1人は専門学校卒業の学歴を得て、ホワイトカラー職に就くことのできる大きな要因となった。ブルーカラー職の家族Aの3人は、親子関係は5家族の中でも最も良いと思われる。それでもブルーカラー職に留まってしまった理由は、学齢期に日本とペルーを移動することで子どもの教育が妨げられたこと、両親の中学卒業の学歴が影響したと断言はできないが、子どもの進学に対して強く要求することがなかったことが挙げられる。大学生の家族C長女は、非正規滞在中の時期に将来への不安を抱えていたが、大学中退の父親が教育の大切を伝え、大きな経済的達成がない中で長女が奨学金を獲得することで親の負担を軽減してきた。そして、現在アルバイトを実施している家族D長男は、声優の専門学校卒業後、興味のある分野を模索中であるが、親の理解を得て1人暮らしをしながら毎日舞台俳優の稽古に励んでいる。

第2世代の社会進出にあたって家族の安定性が要求される一方で、親子関係を維持することでスペイン語能力、アイデンティティと文化等の内面的な部分を強化できると考える。

本稿は90年代に来日して成長した家族に焦点をあてている。現在、地域によってはペルー人の活動が目立つ。親子関係にも変化が生じている可能性があるため今後の更なる家族関係の追及を課題としていきたい。

註

- ¹ 博士論文に向けて30家族への聞き取り調査を実施している段階である。ポルテス・ルンバウトの提示する3つの文化変容を参考にして聞き取り調査から日本における第2世代の社会進出の検証を試みている。

引用文献リスト

- 赤木妙子 2000 『海外移民ネットワークの研究—ペルー移住者の意識と生活』芙蓉書房出版
- アレハンドロ・ポルテス, ルベン・ルンバウト著、(村井忠政, 房岡光子, 大石文朗, 山田陽子, 新海英史, 菊池綾, 阿部亮吾, 山口博史訳) 2014 『現代アメリカ移民二世世代の研究—移民排斥と同化主義に代わる「第三の道」』明石書店
- 井沢泰樹 2012 「在日ペルー人における「多文化共生」をめぐる葛藤—愛知県T市の日本語教室のインタビュー調査から—」 『東洋大学社会学部紀要』第50-1号、pp.13-20
- イシカワ エウニセ・アケミ 2005 「家族は子どもの教育にどうかかわるか—出稼ぎ型ライフスタイルと親の悩み—」 『外国人の子どもと日本の教育』東京大学出版会、pp.77-96
- 川上郁雄 2001 『越境する家族—在日ベトナム系住民の生活世界—』明石書店

- 川上郁雄 2009 『海の向こうの「移動する子どもたち」と日本語教育—動態性の年少者日本語教育学—』
明石書店
- 協同通信社ペルー特別取材班編1997 『ペルー日本大使公邸人質事件』 共同通信社
- 新川啓介 1998 『人質たちの1世紀—ペルー日本大使公邸人質事件と日系人』 集英社
- 鈴木良子、結城恵、勝部大 (2009) 「ペルー人学校における学齢期の子どもへの日本語指導に関する
—考察—音楽的な活動を通じて—」 『群馬大学教育実践研究』 第26号、pp.297-303
- 田巻松雄 2014 『地域のグローバル化にどのように向き合うか—外国人児童生徒教育問題を中心
に—』 下野新聞
- 田巻松雄・スエヨシアナ 2015 『越境するペルー人—外国人労働者、日本で成長した若者、「帰国し
た子どもたち」』 下野新聞社
- 建木千佳 2006 「日系ペルー人の子供たちと言語継承」 小出記念日本語教育研究会
- 寺澤宏美 2013 「在日ペルー人コミュニティとカトリック教会」 『現代における人の国際移動』 慶應
義塾大学出版会、pp.423-436
- 豊田由貴夫 1990 「ペルー日系人社会におけるエスニシティ」 『亜細亜大学経済学紀要』 第15号 (1)、
pp.23-44
- PINILLOS MATSUDA, Derek Kenji 2016 「在日ペルー人児童生徒の教育問題と保護者の意識—神奈川
県の在日ペルー人保護者の質的調査—」 『上智大学教育学論集』 第50号、pp.67-81
- 藤崎康夫 1992 『出稼ぎ日系外国人労働者』 明石書店
- 測上英二 1995 『日系人証明—南米移民、日本への出稼ぎの構図』 新評論
- 本間圭一 1998 『南米日系人の光と影—デカセギから見たニッポン』 随想舎
- 村田翼夫 2000 「在日経験ブラジル人・ペルー人帰国児童生徒の適応状況—異文化間教育の視点によ
る分析—」 「1998-1999年度科学研究費補助金研究成果報告書」
- 柳田利夫 1997 『リマの日系人—ペルーにおける日系社会の多角的分析—』 明石書店
- 柳田利夫 2011 「在日ペルー人の生活戦略—在日ブラジル人との比較を通じて—」 三田千代子編著、
『グローバル化の中で生きるとは—日系ブラジル人のトランスナショナルな暮らし—』 上智大学
出版、pp.213-263
- 山脇千賀子 1999 「ペルーにおける日系住民と教育—歴史的経緯と現状」 『ラテンアメリカ・レポー
ト』 第16号 (2)、pp.22-29
- 山脇千賀子 2010 「滞日外国人における家族危機と子どもの社会かにか及ぼすその影響の社会学的研
究」 「平成19-21年度科学研究費補助金研究成果報告書」
- Israel, Glenn D., Lionel J. Beaulieu, Glen Hartless 2001 “The Influence of Family and Community
Social Capital on Educational Achievement” *Rural Sociology* 66(1), pp.43-68
- YAMAWAKI, Chikako 2003 “El “Problema de la educacion” desde el punto de vista de los migrantes:
Las experiencias de los peruanos en Japon” *The Japan Center for Area Studies* pp.455-472
- NAKAMURA, Patricia 2010 “El Fortalecimiento de los Lazos Familiares como Contrapeso a la
Ausencia de Relaciones Sociales con la Comunidad: El caso delas Familias Migrantes Peuanas en
Japon” *Educacion Vol.LXX, No.36* pp.43-60

The Relationship Between Parents and Children of Peruvian Families in Japan — The Experiences and Dissonant Acculturation of Five Peruvian Families in Japan —

Jose Kohatsu (Graduate Student, Utsunomiya University)

The purpose of this study is to examine the experiences of Peruvian families who started new lives in Japan as laborers in factories or as second-generation children in Japanese schools. These Peruvian families and other foreign families have experienced a new society not only in factories or schools but also in local communities. Hence, family should be crucial as a base to face this change in lifestyle, yet studies regarding foreign families in Japan are limited. This paper intends to analyze the relationship between the parents and children of five Peruvian families in Japan by means of interview from the stand point of “dissonant acculturation” defined by Alejandro Portes and Ruben Rumbaut in *Legacies: The Story of the Immigrant Second Generation (2001)*. The human capital of parents is essential for the family, but communication between parents and their children is of greater importance to family success.

Keywords: Dissonant Acculturation, Family, Second-Generation Peruvian

〈研究ノート〉

ブラジル近代史の一頁としての「シンドウレンメイ事件」

三田千代子（元上智大学教授／上智大学イベロアメリカ研究所名誉所員）

〈目次〉

はじめに

日本人社会を二分した事件の概要

事件の潜在化と日本人社会の統合

再民主化がもたらした調査研究

おわりに

キーワード：勝ち負け抗争、「臣道聯盟」、人種主義、黄禍論、ナショナリズム、第二次世界大戦と日本移民

はじめに

第二次世界大戦をはさんだブラジルで、ほとんどの日本移民が何らかの形で関わりながら、400人ほどの日本人が犯罪者としてブラジルの法の下で裁かれた後、ブラジルの日本移民はこの事件に70年間口を噤んできた。日本の戦争結果を廻って始まったとされる「勝ち負け抗争」¹、ポルトガル語では「シンドウレンメイ (Shindo Renmei)」と呼ばれた事件で、ブラジルの日本移民社会ではタブーとされ、ブラジル社会では忘れられたかほとんど知られなかった事件である。ところが、軍事政権(1964-1985年)が終焉して21世紀に入る頃になると、この日本移民史の「闇のページ」とされた事件を扱ったポルトガル語の出版物が毎年のように刊行されるようになった。そのなかにはルポルタージュとしてブラジル最大の出版賞を受賞したものもある。

本研究ノートではまず「シンドウレンメイ事件」の概略を紹介した後、ポルトガル語の業績が世に出ることになるまでの過程とその後の経過を概観し、現代ブラジル社会を把握する一手段とすると同時に、ブラジルの近代史におけるこの事件の意義を探ることを試みた。

日本人社会を二分した事件の概要

第二次世界大戦が日本の無条件降伏によって終結すると、ブラジルの日本人の間で「日本大勝利」のニュースが流れた。1945年9月には、天皇の使者がサントス港にやってくるという噂が流れ、サンパウロ州やパラナ州の奥地から2000人に及んだとされる日本移民が帰国熱に浮かされてサンパウロ市内に集まったという。約20万人とされる戦前のブラジルの日本移民の大多数はサンパウロ州やパラナ州北部の奥地で農業に従事しており、この時日本からの使節を迎えようと日本移民がサンパウロ市²に集まったためである。町に異様な雰囲気がかかったことからサンパウロ警察は事態の收拾を市内の日本人有志に依頼した。10月3日、日本人社会の混乱の対応策を模索していた日本人有志に日本政府から終戦の詔勅と在外同胞宛ての東郷外相のメッセージが届けられた。いわばブラジルの日本人に対する「日本帝国からの広報」であった。

国交が断絶³していた日本とブラジル間の通信方法はかなり限られていた。日本外務省は終戦の詔勅と在外同胞宛ての東郷外相のメッセージを英文に翻訳し、仏文の説明書を付して、ジュネーブの赤十字本部に打電し、そこからアルゼンチン赤十字支部に転送され、リオデジャネイロ（当時の首都、以下リオと記す）のブラジル赤十字支部へと転送された。当時はサンパウロのスウェーデン領事館の日本人権益部が業務を停止していたことから、市内のイエズス会の学校サンフランシスコ学院（Colégio São Francisco Xavier）の院長に日本政府からの伝達文が届けられた。サンフランシスコ学院は、日本人子弟の教育のために開校された教育機関で、当時は日本人部を設け日本人子弟の教育に対応していた。院長でもあり日本人部を担当していたギード・デル・トーロ神父（Pe. Guido del Toro）によって元海興⁴支店長宮越千葉太に電文が手交された。こうした煩瑣な経過を辿って届いた終戦の詔勅と外務大臣のメッセージを宮越千葉太はサンパウロ市内在住の日本人有志と日本語に翻訳し、翌日4日には7人の有志の名を付した「終戦事情伝達趣意書」とともに各地の日本人集団地に配布した。日本人の多くは、この翻訳された詔勅やメッセージを日本帝国政府からの「広報」として受け入れることはできなかった。

サンパウロ州奥地やパラナ州北部の日本人集団地では流言飛語が飛び交い、ナショナリズムが高揚した戦時中のブラジル社会で敵性国人として厳しい監視と抑圧の状況下にあった日本人は、勝利した日本に帰国⁵することに望みを託していた。当時の日本移民の約9割は農業に従事しており、日本から取り寄せた本や雑誌に慣れ親しんでいた⁶。こうしたブラジルの日本人にとり、祖国日本の敗戦を心情的に受け入れることはできなかった。他方、祖国の敗戦を受け入れることができたわずかの日本人は、主として都市部に在住しブラジル社会からの情報に接することができた人々であった。これら「負け組」と呼ばれた日本人の一部は、日本人の混乱を鎮めるためにサンパウロ州内の日本人集住地を訪ねて戦争結果を説明して回るという「認識運動」を展開した。しかしその効果はなく、反対に日本の「勝ちを信じる／信じたい」日本人の反感を買った。終戦後半年を過ぎると、日本の敗戦を認めた人々を「（日本帝国、あるいは天皇に対する）裏切り者」として葬ろうとした「日本の勝利」を信じた人々によって一連の暗殺テロ事件が起り、日本人社会は「勝ち組」と「負け組」に分かれての騒動となった。この事件は日本人社会内部の事件に留まらず、ブラジル社会を巻き込むことになった。

「勝ち負け抗争」と呼ばれるブラジルの日本人社会の事件は、広義には1944年の「青年愛国運動」と名乗る日本人グループの薄荷栽培と養蚕業⁷に従事している日本人農家の焼き討ち事件から1955年の桜組挺身隊のブラジル引き揚運動までが対象とされる。他方、日本人社会の抗争事件の核となる暗殺テロ事件のみに焦点を絞ると、1946年3月から1947年1月までの10ヶ月間である。この間、サンパウロ市内及びサンパウロ州奥地の日本人集住地で戦争結果を受け入れた日本人を標的にした襲撃・暗殺事件が29件⁸起っている。最初の暗殺事件は、1946年3月7日、ブラ拓⁹の建設したバストス移住地で起こった。被害者はバストス産業組合専務理事溝部幾太であった。サンパウロからの終戦に関する伝達書を産業組合としてバストス移住地で公にしたことに対する報復であった¹⁰。溝部自身は、この伝達書を組合として組合員に知らせることで引き起こすことになる混乱を想定してかなり悩んだ様子が伝えられている¹¹。以後襲撃や暗殺が続き、4月1日から7月30日までに21件、7月と8月には16件のテロ事件が集中した。

サンパウロ市より西北西430キロから570キロの奥地パウリスタ鉄道延長線のツパン市とオズワルドクルス市とでそれぞれ起きた事件は、現地のブラジル社会を巻き込む展開となった。まず7月30日のオズワルドクルス市の事件では、同市内で放火や爆弾投与などのテロ事件がすでに続いており、たまたま町のバーで隣り合った数人のブラジル人と日本人のトラック運転手との間で口論が起

きた。日本人が勢いでブラジル人一人を刺殺してしまった。これがきっかけになり町中が日本人を襲撃するリンチ騒ぎになり、軍隊が出動し、沈静には3日を費やした。8月15日のツパン事件では、テログループがツパン市在住の日本人4人を襲撃し、3人を射殺した。町は騒然となり、日本人の自衛団と警察、軍隊が出動して暴動を抑えた。事件後、警察署長、市長、検事、裁判長など62名が、日本人をブラジルから退去させなければ、地方の平和を維持できないという内容の嘆願書を政府に送っている¹²。

折しも15年にわたったヴァルガス政権（1930-1945年 Getúlio Vargas）¹³が終焉し、1946年9月18日発布の新憲法の編纂が準備されていた時であった。19世紀末よりブラジルの知識人が抱いてきたアジア人に対する偏見と日本人に対する恐れが依然として続いており¹⁴、むしろブラジル向け日本移民政策が国策化されたことで反日的傾向は1930年代以降強まっていた。新憲法制定会議では、日本移民の再開について議論が持ち上がった。1942年以降日本とブラジルの国交は停止しており、戦後の日本移民を禁止する条項を憲法に挿入することを主張する議員グループ¹⁵と憲法ではなく普通法で対応できるとする議員グループとにまさに二分された。特定の民族を排除する条文を憲法に挿入することはブラジルの憲政史上に消すことのできない汚点を残すと判断した議長の決定票により日本移民入国禁止条項は憲法に盛り込まれなかった。

同年7月半ばには、すでにサンパウロの州執政官が州庁舎に「勝ち組」500人以上を招き、日本人権益代表のスウェーデン大使と認識派の代表も同席させて、日本の敗戦の事情を説明して説得を試みた。この直前の5月にはブラジル政府が日本の新政府に再度敗戦の知らせをブラジルの日本人に周知するように依頼していた。日本政府は吉田茂首相の名で日本人の権益代表のスウェーデン領事館に敗戦結果を知らせる文書を送り、領事館はそれを館内に日本語で掲示した。しかし、ブラジルの日本人はスウェーデン領事館が関わっていることで文書の信憑性を疑った。その後にはオズワルドクルスやツパンの事件が続いたのである。そして最後の暗殺事件は1947年1月7日に起こり、サンパウロのスウェーデン領事館日本人権益部森田芳一に間違われた義兄鈴木正司が射殺された。

この10ヶ月間のテロ事件における死者数は23人、負傷者数は147人、容疑者は31,380人に上り、公安省（Ministério Público）は1,423人を告発した。1938年5月18日の法令431号に基づき社会秩序と国家安全に対する違反者として1946年に被告人となった者は381人、有罪判決を受けて国外追放された者は80人¹⁶で、ブラジルの日本人に対する大規模な司法裁判が開かれたのである。国外追放の判決を受けた日本人は刑の執行を待ってサンパウロ州沿岸の離島アンシェッタ島に収監されたが、結果的には1958年の時効判決により、1959～1963年に受刑者は順次釈放され、66年にはすべての受刑者の刑罰は消滅したと判断された。

これらテロ事件を推進したのは戦前すでに結成されていた秘密結社¹⁷「臣道聯盟」の会員と警察には判断された。サンパウロ州奥地の日本人社会には終戦を迎える前から秘密結社が20社ほど出現していたとされており、これらの中で規模が一番大きく、かつ最も組織化されていたのが「臣道聯盟」であったためである。パウリスタ鉄道延長線地域のマリリア市で元日本帝国軍人を中心に結成されたとされる「興道社」が「臣道聯盟」の前身で、先述の「青年愛国運動」の支援者の一部も後に合流している。「臣道の実践」、「日本精神の堅持」に努力することを目的とした「興道社」の代表に、元日本帝国陸軍大佐であった脇山甚作が乞われたが、官憲の監視が厳しい状況にあることから辞退している¹⁸。そこで元陸軍中佐であった吉川順治が代表についた。二人の元日本帝国軍人はいずれも、薄荷栽培や養蚕は祖国の敵国を利することになるから栽培を控えるようにといった注意を喚起するビラを配布した。これにより、ブラジル国家の秩序を乱すものとして吉川は1944年に拘留されている。「興道社」の留守を預かったのは元大尉の山内清雄で、彼の下で「興道社」は活動目的に相應しい「臣

道聯盟」と1945年5月に改名され、同年9月に吉川が釈放されると、吉川が代表の任に就いた。「臣道聯盟」は1945年9月に活動の中心をサンパウロ市に移している¹⁹。同時に、山内は在郷軍人会をサンパウロ市で組織化し、支部を地方に設けており、両日本人結社は並行して活動を展開させていったと理解することができる。

政治社会秩序局(DOPS=Departamento de Ordem Política e Social)が当時調査したところによれば、テロ事件の犯人はいずれもサンパウロ州奥地の日本人集住地の農村出身の16～30歳の青年であったが、「特攻隊」²⁰と呼ばれた彼らの行動を指揮した人物やその組織的つながりは明確になされることはなかった。サンパウロ市内の日本人のクリーニング店が重要な役割を担い、犯行後に青年が身を潜める場所も用意していたようである。しかしその存在は、厳格な秘密とされていた²¹。

事件の潜在化と日本人社会の統合

1946年11月には「臣道聯盟」はすでに地方の支部をコントロールできなくなっており、再度拘留されていた代表の吉川は、1947年末に釈放されると、発足当時の理念や目的からかけ離れてしまっていた「臣道聯盟」の閉鎖を決定している²²。

敗戦の報によって二分されたブラジルの日本人社会の対立は、日本語新聞の再刊(1946年)や日本からの郵便物の再開などを通じて潜在的なものとなり、50年代に入ると日本人社会は統合に向かった。

1950年に戦後日本とブラジルの交流の契機となった古橋広之進を中心とする日本の水泳選手団訪問は、ブラジルの日本人が久しぶりに日本人の逞しい姿を目にする機会となった。51年には芸能使節団が招聘され、ブラジルの日本人に慰安を与えた。待ちに待った日本の船もサントスに入港した。この間、「勝ち組」をだまして金品を手にしていた「国民前衛隊」が逮捕されるということもあり、抗争の余韻は燻っていた。

1952年に実質的に両国の国交が回復すると、日本人社会が統合に向かって動き始めた。同年、サンパウロ総領事と日系社会の一部有志によって「サンパウロ市創立400年祭」祭典参加が決定され、翌53年には「サンパウロ市創立400年祭典日本人協力会」が発足した。1954年のサンパウロ市400年祭に参加協力するために日本人移民社会全体として祭典に参加する体制が整えられた。日本政府などからの支援とブラジルの日本人の寄付金によって祭典参加は実現した。これを機に多様な機能を持った包括的な日系社会の組織が結成され、戦前各日本人集団地の日本人会のそれぞれが領事館を通じて直接日本とつながっていたブラジルの日本人社会は、これを機に「ブラジルの日系社会」としての組織的統合が可能となった。1955年に日本人協力会は解散するが、その組織をそのままに1958年の日本移民50年祭を視野に「サンパウロ日本文化協会」が発足した。抗争後の日本人社会統合のリーダーシップをとったのは都市に住んでいた「負け組」のメンバーが中心であった。

暗殺事件で拘留されていた「勝ち組」のメンバーが60年代に釈放されたことにより、当時日本人社会でかつての事件が多少注目されたが、その後は日常生活で日系人は口にするものがなくなった。戦時中、祖国日本をひたすら信じるという「勝ち組」の心情を抱いて生活を送っていた日本移民の多くは、戦後、活発な布教活動を展開するようになった日本の新宗教に帰依していった。「祖国の喪失」と子弟のブラジル人としての成長を前にして移民1世は永住を決心した。日系2世がブラジル人として社会上昇を目指すようになると、この事件は日常的に話題に上ることはなくなり忘れられていった。他方、ヴァルガスの新国家体制が終焉してもブラジルは、「人種民主主義の国」の理念を国内外に発信し続けており²³、ブラジルの人種主義が絡んでいた「シンドウレンメイ事件」は忘れられていった。

再民主化がもたらした調査研究

21年にわたった軍事独裁政治が1985年に終焉し、1988年に自由、平等、正義を標語とする民主憲法が公布された。それまでの国家権力の抑圧に対する住民の抵抗の歴史に目が向けられるようになり、歴史研究者はブラジル近代を抑圧と抵抗の視点からの見直しを始めた。こうした視点からヴァルガスの新国家体制下の国家と国民の在り方を問う研究書が20世紀末以降発表されてきた。新国家体制下の日本移民にも注目する研究者が出現した。

再民主化以前における日本人社会の騒乱を扱った論述には2つの流れがみられる。その一つの流れは臣連関係者の裁判で通訳として、あるいは弁護士としてこの事件に関わり、戦後の日本人社会の騒乱について記したもので、4点ある。

- ① C. S. Moraes 1942：黄禍論の立場からブラジルにおける日本移民の危険性について語っている。Moraesは弁護士で、1937年にドイツ移民揺籃の町サンレオポルド市の事務局長に就任し、リオグランデドスル州に「アルベルト・トーレス友の会」²⁴支部を設立した人物である。
- ② M. B. Miranda 1948：タイトル *Shindo Renmei* にみられるように、臣連関係者の裁判での通訳の経験を通じて勝ち組（具体的には岸本次男の雑誌『断』）を非難、告発している。Mirandaは弁護士で、学生時代に日本政府の招聘によるサンパウロ大学訪問団に加わって日本を訪問している。日本での外国人日本語弁論大会では優勝もしている。
- ③ A. Fernandes 1949：Mirandaの見解に異を唱えたジャーナリストで、日本人が組織を作るのは日常生活の行為であって、決して共産主義者だからではないと主張した。また新国家体制下で日本人には情報を得る手段が限られていたために起こった事件であるとして、当時のブラジル社会が日本人を非難していたことに反論している。
- ④ H. Neves 1960：有罪となった臣連関係者の罪状消滅の判決を下した1958年の裁判の弁護士で、この裁判の過程や議論を記した。1934年にサンパウロ医大教員及び学生が日本政府の招待で訪日した学生の一人である。

もう一つの流れは、同時期の40年代から日本移民の文化変容や同化という文化人類学の立場からシンドウレンメイ事件を扱った研究である。この事件を政治問題としてではなく、文化の問題としてアプローチすることを提唱したのはE. Willemsで、ブラジルの日本移民の研究の先駆者である斉藤広志とともに、アカデミックなアプローチを行った(Willems, Emilio e Hiroshi Saito 1947)。その後、同様の視点から50年代から60年代に発表されたブラジルの日本移民に関する研究論文を共編著として斉藤広志と前山隆がまとめて1973年に発表している(Saito, H. e T. Maeyama 1973)²⁵。

再民主化以後、軍事政権から解放されたブラジル社会では、社会政治問題を自由に議論できる風潮を取り戻した。1988年の新憲法は軍事政権下の人権抑圧に対する反省から編纂され、その後マイノリティ住民の人権や文化を保障する法的手段が具体的に採られ、多民族多文化社会としてブラジルは再出発した。こうした中で、憲法の自由と正義の表明に則り、人権に関係する公文書の公開を可能とする法律が制定された。1991年1月8日の連邦法8159号は、国家と社会の安全と個人のプライバシーを損なわない限り、これまでの公文書がすべての住民に公開されることを保障した。この法に基づき、歴史研究者がブラジル近代史の見直しを提唱し、公文書を利用しての歴史研究のプロジェクトがサンパウロ大学を中心に立ち上げられた。

ヴァルガスの新国家体制下と60年代から80年代の軍事政権下で大いに活躍したDOPSには、調査尋問記録の膨大な一次資料が蓄積されていた。DOPSは旧共和制時代の1924年に創設され、時の政権に反対する社会政治運動の抑圧を目的に1983年まで存続した国家機関である。その下部組織と

して州政治社会秩序局（DEOPS=Departamento Estadual de Ordem Política e Social）があり、サンパウロ州では DEOPS/SP（Departamento Estadual Ordem Política e Social do São Paulo）と称した。DEOPS/SP はヴァルガスの新国家体制時代の 1940 年に創設され、軍事政権下の 1983 年まで存続し、政治犯の勾留を担った機関である。

かつての DEOPS/SP の建物は今日では州公文書館のひとつとなり、これまで保存されてきた資料は 1994 年 12 月の立法により一般公開が可能となった²⁶。これら資料を用いて近代ブラジル史の研究と若手の研究者の育成を目的としたプロジェクト PROIN（Projeto Integrado Arquivo Público do Estado e Universidade São Paulo）がサンパウロ大学と共に 1995 年末に立ち上げられた。サンパウロ大学の歴史学者 Maria Luiza Tucci Carneiro が「抑圧と抵抗のアーカイブによるプロジェクト」の責任者として所蔵されている調査カード 150 万枚を利用しての研究を大学院生とともにに行った。「ナチズム」、「共産主義」、「無政府主義者」、「抑制の地政学」、「イタリア人」、「日本人」、「スペイン人」、「学生」などをテーマとして直接 DEOPS の調査記録カードを分類考察し、それぞれのテーマに従ってその結果を「DEOPS の調査記録カードシリーズ」として発表した。引き続き各研究者はこの調査から得た研究テーマの探求を試み、「不寛容の歴史コレクション」として、あるいは「抑圧と抵抗の歴史シリーズ」として研究成果を発表している。

「DEOPS の調査記録カードシリーズ」の中で日本移民を取り上げた研究には、R. A. Dezem（2000）と M. Y. Takeuchi（2002）による 2 点がある。

Dezem は 1945-1953 年の臣道聯盟事件に直接関係するファイル 500 冊の調査を 1997 年に着手した。Dezem は 1908-1941 年までの日本移民とブラジルの移民政策を概観した後、1942-1946 年の DEOPS の日本人に対する抑圧とそれに刺激を受けた日本移民がナショナリズムを高揚させた結果であるとして臣道聯盟事件を扱っている。日本人に対する DEOPS の対応が、同じ逮捕者であるイタリア移民、スペイン移民、共産主義者とは異なって厳しかったことを記録カードの分析を通じて指摘している（Dezem 2000：79）。この問題を発展させて Dezem は、ブラジルにおける東洋人に関する人種的議論の歴史的経過を追った研究（Dezem 2005）を「不寛容の歴史コレクション」の中に収めている。

Takeuchi は、新国家体制下で同化政策²⁷が強化された 1939 年から新国家体制が終焉した 1945 年までの調書記録カード 154 枚を分析した。Takeuchi は「同化せずにブラジルに異分子^{シスト}を作っている日本人」として非難の対象となった時期の日本人の日常生活を記録カードの中から把握しようとした。154 枚の記録カードの内、45 枚は住居移転を申請したもの、41 枚は旅行許可（salvo-conduto）の申請、枢軸国言語である日本語を使用したことで捕らえられた者の調査記録 16 枚、集会や結社に関する調査記録は 9 枚であった。日常生活の中で仕事や家族訪問で旅行するにも DEOPS に届けて承諾を得る必要があった 6 年間は、枢軸国民となった日本人にとり如何に煩瑣な毎日であったことが想像できる。調書カードを通じて、当時の秩序局の外国人、特に日本人に対するステレオタイプやスティグマが読み取れる。そのほとんどが農業従事者であった当時の日本人には犯罪歴がないにもかかわらず、秩序局の基本的姿勢には日本人に対する疑惑と抑圧がみられ、「ブラジル国家の敵」として扱っていたことが指摘されている（Takeuchi 2005：14）。ここから Takeuchi は、ブラジルの政治家や医者といった知識人の人種主義と日本帝国の領土拡大政策からブラジルの日本移民に対する偏見の形成の歴史をたどった。その Takeuchi の成果（Takeuchi 2008）は「抑圧と抵抗の歴史シリーズ」に収録されている。日本の移民政策が国策化²⁸されてブラジル移民が多数に上ると、「ブラジルを占領しようとしている日本帝国」という恐れとともに人種主義者と黄禍論信奉者は、日本移民の導入がブラジル住民の身体的形成に害を及ぼすとして日本移民を阻止しようとする動きが国会や学会でみられるようになった。そして、1934 年の新憲法における移民割当て法の導入につながっ

たのである。しかし同時に、日本移民を擁護する国会議員もいたことを Takeuchi は言及し、ブラジル知識人の多様性を紹介している²⁹。さらに Takeuchi は 1897 年以降の雑誌に描かれてきた日本人及び中国人の姿を通して日本人に対する偏見の起源とその展開を追っている (Takeuchi 2016)。

サンパウロ大学のみでなく、他大学においても日本移民に対する偏見や差別に焦点を当てた研究が同時期に発表されている。現在パラナ連邦工科大学で歴史学を担当する E.C.Shizuno は、2005 年にパラナ連邦大学大学院生としてパラナ州の公文書館に保存されている DOPS の記録を用いて、30 年代から 40 年代の同化政策と国交断絶によるブラジル官憲の厳しい監視を経験したことが「アケボノ」という日本人青年の結社を生み出したことを史学研究の学会 ANPUH (Associação Nacional dos Professores Universitários de História) の年報に論文を投稿している (Shizuno 2005)。続いて第二次世界大戦中の日本移民のアイデンティティと官憲の対応を研究し、2005 年の研究論文を発展させて学術書を発表している (Shizuno 2010)。またカンピナス大学 (UNICAMP) で黒人に対する人種差別について研究をしていた歴史家の P. Nucci は、ブラジルの日本人に対する人種差別について考察している (Nucci 2010)。

こうしたアカデミックな分野での一連の業績は、「シンドウレンメイ事件」をブラジル社会の抑圧に対して日本移民が抵抗した証としてブラジルの近代史のなかに位置付けられた。他方、ジャーナリズムの世界では、2000 年に出版された *Corações sujos* (Morais 2000) が、日本人社会を含むブラジル社会に「シンドウレンメイ事件」を思い出させた。作者は著名なノンフィクション作家の Fernando Morais で、翌 2001 年にはブラジル最大の出版賞であるジャブチ賞 (Prêmio Jabuti) のルポルタージュ部門で最優秀賞を受賞し、事件の経過を親や祖父母の世代からほとんど耳にすることがなかった日系 2, 3 世が注目するところとなった。“Corações sujos (汚れた心)” とは、「勝ち組」が日本の敗戦を受け入れた「負け組」を意味した言葉である。Morais によれば、ブラジルメディアの大物シャトーブリアン (Assis Chateaubriand, 1892-1968 年) について取材していた折に、日系人のインタビュイーが「シンドウレンメイ事件」に口を閉ざしたことに関心を持つことになったという。調査に 5 年間を費やした。ジャーナリストによる「シンドウレンメイ事件」の記述は容易に読者を惹き付けた。しかも、90 年代にはブラジルは日本ブームを迎えており、デカセギが関心と呼んでいたと同時に、アニメに漫画、コスプレといったポップカルチャーや和食が、非日系ブラジル人の間に浸透していた。そんな時に発売された Morais の本であった。版を重ねることが稀なブラジルの出版業界にあって、3 版を重ねる異例の反響となった。エピローグには起訴された 381 名と国外追放の判決を受けた 80 名の氏名がすべて記してあった。これらの実名を挙げられた人々の関係者はこの本を受け止めるのに戸惑った。

日系 2 世のジャーナリストの J. Okubaro は、サンパウロ州の奥地で農業に従事してブラジル人の子孫を残した父親の生き様を、ブラジルの日本移民のほとんどに共通した生き方であったとして父親の生涯を記した (Okubaro 2006)。Okubaro の父 Masateru は、1918 年に 13 歳で沖縄からコーヒー農園の労働者としてブラジルに渡った。蓄財が目的ではあったが、その実現は困難で、配耕先の農園から家族や仲間と逃亡し、サンパウロ州中部のアララケアラで自営農への道を歩んだ。沖縄出身ということで二重のマイノリティ住民としての生活を送った。つまり、内地の日本人とは異なるとされながらブラジルでは日本人として扱われた。だからこそ、父親は愛国者として強烈なナショナリストとなり、臣道聯盟の会員になったが、当時はヴァルガスのナショナリズムが強化されていた時でもあった。国家騒乱の容疑者として起訴されたがほどなく釈放された。その後は日本の新宗教「生長の家」に帰依した。子孫に借金も財産も残さなかったが、高等教育は授けさせた。孫 24 人に囲まれた父親の一生は、究めて一般的なブラジルの日本移民の姿であったとしている。そして、Okubaro

は日本移民としての父親の人生に喝采を送っている。

さらに、日本移民 100 周年を迎える 2008 年 4 月 20 日、同じ日系人のジャーナリスト Martinas Suzuki Jr. は *Folha de São Paulo* 紙に “Rompendo silêncio (沈黙を破って)” という記事を投稿した (Suzuki 2008)。1946 年の憲法制定会議で提出された日本移民導入反対の条項案から遡り、1901 年に在日ブラジル公使が「劣等民族 (日本人のこと)」（カッコ内は筆者）と「ブラジル民族」との混淆は危険な結果になるとしたブラジル外務省宛ての手紙に言及している。ここから順次ブラジルの日本人に対する差別と同時に日本帝国の軍事侵攻に警戒を発するようになったブラジルの歴史を説明している。日本人の行動の一挙手一投足がブラジル官憲によって疑念の目で見られた新国家体制下の日本移民の生き辛さを事例とともに紹介している。日本人に対する偏見や差別を煽ることは、ブラジル国内のナショナリズムを高揚させるのに効果的であった。同じ枢軸国民でもドイツ移民やイタリア移民はヨーロッパ移民故にブラジル社会に同化しやすいが、身体的特徴がヨーロッパ移民とは異なる日本移民に対する偏見や差別を煽るのは容易であった。子供同士が喧嘩をした、借金が返せない、隣が煩いなどといった理由でブラジル人は日本人を日常的に官憲に訴えるようになっていた。こうした風潮のなかで敗戦の報を前にして始まった日本移民の悲劇であった。Suzuki は日本移民の研究はこれまで同化や文化変容の問題として扱われてきており、ブラジルの人種主義に対する議論は縮小化されてきたと批判している。

Corações sujos ショックはこれで終わらなかった。2011 年には *Corações sujos* から着想を得た同名の映画 *Corações sujos (汚れた心)* が日本の著名な俳優を招いて制作された。日本移民社会の騒乱の映像化は、人々に関心を向けさせるのにはより容易であった。時を同じくして米州人権委員会から要請を受けたブラジルは、独裁政権下で人権を抑圧され行方不明になった国民に関する情報を明らかにする「真実委員会 (Comissão Nacional de Verdade)」を立ち上げた。軍事政権時代のみでなく、それ以前の 1946 年から 64 年の軍事政権樹立までの期間も委員会が調査する対象とした。ここで再度、国家権力の抑圧による犠牲者として日本移民に目が向けられた。

2011 年にはリオデジャネイロ連邦大学が「ブラジル日本文化協会 (ICBJ)」と協力して、新国家体制下のリオの日本移民のドキュメンタリー映像 *Perigo amarelo- o lado B da imigração japonesa* (黄禍-日本移民の B 面) を制作した。監督の David Leal はブラジルのナショナリズム時代にはたとえブラジルで生まれた日系ブラジル人であっても「日本人」として差別されたことを告発している。翌 2012 年には日系 3 世の Mário Jun Okuhara が、*Corações sujos* に記された 80 名の内の一人が当時の状況を語った記録映像 *Yami no ichinichi (闇の一日)* を制作発表した。印象深いのは、これまで用いられてきた DOPS の彼の証言の記録 (『ブラジル日本移民 80 年史』: 204 及び Dezem 2000 : 41) と現在の証言とが異なっていることである。さらに離島の拘置所内では、畑を耕しての自給自足生活であったが、時には尺八の稽古もでき、親族の訪問もあり、それほど辛い生活ではなかったと、現在は観光地となった拘置所を訪れながら語っている。島を離れていく撮影隊の船に日本の旗を振って見送る歴史遺産となった拘置所の管理人達の姿は印象的である。新国家体制下では枢軸国の国旗を手にする事は禁止されていたことを考えると、70 年という長い時間の中での変化が感じられる。この映像は「サンパウロ州真実小委員会」で上映され、最終的には日本移民に対する人種差別を認めて委員会として委員長が謝罪している。

さらに 2016 年には *Código amarelo* (黄色人の法令) と皮肉ったタイトルの日本移民に関する法令集 (Neto Shiraishi, J. e M. T. Shiraishi 2016) が出版され、日本移民に対して制定された差別的法の存在を告発している。

おわりに

21年間に及んだ軍事政権が退場し、民主的風潮の中でブラジル人は、自国の過去の人権侵害の真実に向き合うことができるようになった。この結果、第二次世界大戦終焉直後のブラジルの日本人の騒乱をブラジルの日本人及びその社会内のみの問題としてではなく、ブラジルの人種主義の歴史と関係づけて捉え直すことができたのである。

永い間、ブラジルの日本人や日系人はブラジル社会の偏見や差別に気づきながらもマイノリティとして位置づけられている以上は、ブラジルの社会政治状況に異を唱えることができなかった。軍事政権下の70年代に、サンパウロ大学（USP）の構内に掲げられた垂れ幕があった。「日本人を一人殺してサンパウロ大学に入ろう！」と書かれていた。社会上昇を目指して日系人はサンパウロ大学に競って入学していた時代で、日系人学生のサンパウロ大学に占める割合は15%程に及んでいた。³⁰同時期のサンパウロ州の日系人の割合が1%であることを考慮すると、ブラジルの最難校のサンパウロ大学における日系人学生の占める割合はバランスを欠くものであった。この垂れ幕に書かれた内容については多くの日系人が知っていた。しかし、それはサンパウロの人がよくいう冗談として真剣には取り合わなかった。むしろマイノリティの日系人は取り合うことができなかったのである。同時期、アカデミックな世界で頂点に上り詰めたある日系人は、決して日本語を話さなかったし、日本語が分かる素振りもしなかった。軍事政権下では政府批判をすれば、交通事故を装って殺害されていた時代である。しかも日系人として偏見の対象になっていた時代に、マイノリティとして生き延びるには、身体的特徴が変えられないなら、それ以外の「日本人（ジャポネース）」として偏見の対象となるものはできる限り秘する必要があるであった。

20世紀末にナショナリズムから解き放されて多民族多文化の存在を認めたブラジル社会は、異なる多様な民族のそれぞれの文化がブラジル文化を構成する要素であると解釈されるようになった。つまり、多文化主義下では、「ブラジル人」ではなく「ブラジルの日本人」としての存在が認められたことにより、日本人のブラジルへの適応については議論する必要がなくなったのである。*Corações Sujos*で著者のMoraisは、日本移民は「シンドウレンメイ事件」下で「日本人」として生きていたのだと語っている。またOkubaroも、父親はブラジルで「日本人」として生きたのだと主張している。同化政策とナショナリズムの時代には外国移民には、ブラジル社会への適応や同化の諸状態が問題の焦点となった。こうした視点はすでに過去のものになりつつあるのである。

今や、サンパウロの「東洋街（Bairro Oriental）」にはアジア的な味覚や商品を求めて非日系ブラジル人が週末に押し寄せるようになった。かつてのように日本人や日系人のみが行き交うだけの地域ではなくなった。かつての枢軸国民であるドイツ移民やイタリア移民が建設した南部の町でも今や、かつてドイツ移民やイタリア移民が持ち込んだそれぞれの方言が市の公用言語として認められるようになってきている。アフリカ系文化や先住民文化と並んで、ブラジルには多文化主義が実現されつつあり、その多文化の中に日系文化も一要素として加わったのである。ナショナリズムを乗り越えた現在、やっと日本人に対する差別と偏見にブラジル社会は向き合えるようになったといえよう。

註

¹ 「抗争」ではなく「騒乱」「混乱」「対立」など筆者によって多様な呼称が用いられてきている。本稿では従来の呼称を用いる。ただし、「勝ち負け抗争」から派生したブラジル社会や日本人社会内の混乱などについては、文脈に応じて「騒乱」「混乱」「対立」などを用いている。

- 2 原則、サンパウロ市は「サンパウロ」と表記し、サンパウロ州とは区別する。
- 3 日本移民は領事館を通じて直接日本とつながっており、ブラジルにあっても「日本人」として生活していた。1942年1月の日本とブラジルの国交断絶後、在ブラジルの外交官、商社社員は7月のスウェーデンの交換船でブラジルを去っている。
- 4 海興は「海外興業株式会社」の略称。1918年に日本政府によって設立された移植民会社で、主として移民取扱業務を扱っていたが、移住地建設経営も手掛けている。
- 5 出稼ぎを意図してハワイに渡った日本移民同様に、戦前のブラジルの日本移民もその本音は蓄財を果たして帰国することであった。
- 6 1939年のサンパウロの日本人集住地域では、子供向けも含む雑誌購読率は7割に及び、サンパウロ発行の日本語新聞の購読率は約9割であった（『ブラジル日本移民80年史』：146）。
- 7 1942年1月にブラジルは連合国に加わって参戦している。当時、日本移民にとりブラジルで経済活動することは敵を利することになり、特に米国に輸出されて軍事に利用されると考えられた薄荷や生糸は「利敵産業」とブラジルの日本人に呼ばれた。
- 8 『ブラジル日本移民70年史』（90-91）による数値で、実数の把握は不可能であろう。
- 9 1927年に日本政府が出資してブラジルに日本人移住地を建設することを目的に設立された「海外移住組合連合会」のブラジル現地会社「ブラジル拓殖組合」の略称。
- 10 当時のバストス産業組合の従業員の解雇をめぐる問題が原因ともいわれることがあるが、今のところ憶測に留まっている。
- 11 2011年9月バストスでの聞き取りによる。
- 12 前掲『ブラジル日本移民70年史』：91。
- 13 1937-1945年は新国家体制と呼ばれる独裁体制。
- 14 ヴェルガス政権下で制定された1934年の新憲法では各国の移民数2%割当て法が定められた。1924年の米国の移民割当て法に倣って挿入された条項で、1933年、34年はブラジル向け日本移民の最盛期で、それまでの入国数最多のポルトガル移民を凌ぐ数であった。割当て法は優生学の立場から日本移民の導入に反対し続けていたMiguel Couto（優生学を報じる医者であり、リオ選出の上院議員）が提出した条項である。
- 15 主な提案者は1934年の移民2%割当て法を憲法に導入したMiguel Coutoの息子のMiguel Couto Filho（リオデジャネイロ州に選出の上院議員）である。
- 16 これらの数値はMorais 2000：330参照。
- 17 枢軸国民の結社は経済活動を目的にした結社（例えば、産業組合）を除き禁止されていた。またヴェルガスのナショナリズム政策下では外国人のみの集団も禁止されていた。従って、経済活動以外の日本人のみの結社は法令違反となるので、秘密結社と判断された。
- 18 脇山は、当時日本人最大の集住地バストス移住地（日本政府の建設による）の産業組合の理事長であると同時に、産業組合中央会理事長でもあった。1940年の皇紀2600年の日本の式典には産業組合中央会理事長として招かれている。国交断絶後に脇山はサンパウロ市に移動させられ政治社会秩序局の監視下に置かれた。
- 19 事件の経緯は三田 2009：113-210参照。
- 20 文献によっては「特行隊」の表記もある。「天誅組」「暗殺隊」「挺身推薦部」「決死隊」などの名称もあったようである（『ブラジル日本移民80年史』205-207参照）。
- 21 Dezem, 2000：77 及び『ブラジル日本移民80年史』205参照。
- 22 Dezem, op. cit. 81.

- ²³ といって、ブラジルに人種偏見や差別がなくなったわけではない。戦後のブラジル社会の人種関係については三田 2013：43-62 参照。
- ²⁴ Alberto Torres (1865-1917) は政治家であり、ジャーナリストで、20 世紀初頭のブラジルの代表的な人種主義者の一人。1897-1900 年リオデジャネイロ州知事を務めている。旧共和制下でブラジル国家及びブラジル国民の形成に関する著述を残している。
- ²⁵ 同時期に「勝ち負け抗争」を日本語で記したものに高木 (1970) 及び藤崎 (1974) がある。80 年前後には、文化変容の一現象として説明を試みた前山 (1982) や日本人社会のアノミー現象として捉えた三田 (1978) などが発表されている。その他の文献に関しては長尾 (2016) に詳しい。
- ²⁶ これらの調査記録カードを保管していたサンパウロの DEOPS は、2009 年 1 月に「サンパウロ抵抗のメモリアル (O Memorial da Resistência de São Paulo)」として関連のドキュメントなどを展示する資料館となった。
- ²⁷ 外国語学校の閉鎖、外国語の使用の禁止、外国語新聞発行の禁止、都市の日本人集住地からの立ち退き、枢軸国人の資産凍結などがあった。
- ²⁸ 1915 年から 1932 年に展開した国策政策として南米航路の開設、海外興業株式会社の設立、渡航補助金の交付、渡航費及び必要経費の交付、移民収容所の建設、渡航費準備金の交付、海外移住組合連合会の設立、長期低利子の融資、南米拓殖株式会社の設立、アマゾニア研究所の設立などをあげることができる。戦前期の移民送出国策期の 1928 - 34 年に送出されたブラジル向け日本移民は戦前期のその 57% に当たる 10 万 8258 人を送出した (三田 1995：111-112)。
- ²⁹ 日本人を擁護した著作には Kondor (1934) 及び Nestor (1934) がある。また、ジャーナリスト、企業家、政治家、南米一最大のメディア・マグロマリット、作家、弁護士で、1940 - 60 年のブラジルに最も大きな影響を与えた人物とされる前出のシャトーブリアンは、1933 年にサンパウロ州奥地の日本人綿作地帯を視察して日本人の就労姿勢を観察し、日本人を擁護している。
- ³⁰ 『ブラジル日本移民 80 年史』：390 及び『ブラジル移民百年史第一巻』：250 参照。

引用文献リスト

- Amorim, Vicente (direção) 2012 *Corações sujos*. (日本でも 2012 年 7 月に公開されている。)
- Dezem, Rogério A. 2000 *Shindoo - Renmei: terrorismo e repressão*, São Paulo: Arquivo do Estado, Imprensa Oficial.
- 2005 *Matizes do "Amarelo": a gênese dos discursos sobre os orientais no Brasil (1878-1908)*, São Paulo: Associação Editorial Humanitas / FAPESP.
- Fernandes, Alexandre 1949 *A verdade sobre a Shindo Renmei*: São Paulo, n.d.
- Kondor, Alexandre (org.) 1934 *Factos e opiniões sobre a imigração japonesa*, Rio de Janeiro: Calvino Filho Editor.
- Kumasaka, Yorihiro e Hiroshi Saito 1973 "Kachigumi: uma delusão coletiva entre os japoneses e seus descendentes no Brasil" in: Saito, Hiroshi e Takashi Maeyama (orgs.) *Assimilação e integração dos japoneses no Brasil*, São Paulo/Rio de Janeiro: Edusp/Vozes.
- Lesser, Jeffrey 1999 *Negotiating National Identity: Immigrants, Minorities, and the Struggle for Ethnicity in Brazil*, Durham: Duke University Press. (フェリー・レッサー 2016 『ブラジルのアジア・中東系移民と国民性の構築』、鈴木茂・佐々木剛二訳、明石書店)
- Miranda, Mario Botelho de 1948 *Shindo Renmei: terrorismo e extorsão*, São Paulo: editora Saraiva.

- Mita, Chiyoko 1999 *Bastos: uma comunidade japonesa no Brasil*, São Paulo: Humanitas.
- Moraes, Carlos de Souza 1942 *A ofensiva japonesa no Brasil: aspecto social econômico e político da colonização nipônica*, Porto Alegre: Edição da Livraria do Globo.
- Morais, Fernando 2000 *Corações sujos-a história da Shindo Renmei*, São Paulo: Companhia das Letras.
- Nakadate, Jouji 1988 *O Japão venceu os aliados na Segunda Guerra Mundial? :o movimento social “Shindô-Renmei (1945/1949)”*, Dissertação do Mestrado em Ciências Humanas, São Paulo: PUC-SP.
- Nestor, Ascoli 1934 *O japonês no Brasil*, Rio de Janeiro: Ed. Calvino Filho.
- Neves, Herculano 1960 *O processo da Shindo-Renmei e demais associações secretas japonesas no Brasil*, São Paulo: s/ed.
- Nucci, Priscila 2010 *Os intelectuais diante do racismo antinipônico no Brasil- textos e silêncios*, São Paulo, Fapesp/Annablume.
- Okubaro, Jorge J. 2006 *O súdito-Banzai, Masateru!* Ed. Terceira Nome.
- Saito, H, e T, Maeyama(orgs.) 1973 *Assimilação e integração dos japoneses no Brasil*, Petrópolis: Vozes.
- Shintani, Alberto Hikaru 2013 *World War II as Seen in Life Records of Japanese in Brazil: A Study of Diaries, Newspapers and Radio Broadcasting*, Kyoto University.
- Shiraishi Neto, Joaquim e Mirtes Tieko Shiraishi (orgs.) 2016 *Código amarelo: dispositivos discriminatórios de imigrantes japoneses no Brasil (日本人移民関連法令集)*, São Luiz: EDUFMA.
- Shizuno, Elena Camargo 2005 “Bandeirantes do oriente ou “perigo amarelo”: os imigrantes japoneses e a DOPS na década de 40” *ANPUH XXIII.*, 1-8.
- 2010 *Os imigrantes japoneses na Segunda Guerra Mundial-bandeirantes do oriente ou perigo amarelo no Brasil*, Londrina: Edeal.
- Suzuki, Martinus Jr. 2008 “Rompendo silêncio”, *Folha de São Paulo*, 20 de abril de 2008.
- Takeuchi, Marcia Yumi 2002 *O perigo amarelo em tempos de guerra (1939-1945)*, São Paulo: Arquivo do Estado, Imprensa Oficial.
- 2008 *O perigo amarelo : imagens do mito, realidade de preconceito(1920-1945)* São Paulo: Associação Editorial Humanitas/FAPESP.
- 2016 *Imigração japonesa nas revistas ilustradas -preconceito e imaginário social*, São Paulo: Editora da Universidade de São Paulo/ FAPESP.
- Willems, Emilio e Hiroshi Saito 1947 “Shindô-Renmei: um problema de aculturação”, *Sociologia*, vol. IX, n. 2 (São Paulo)132-152.
- Perigo amarelo - o lado B da imigração japonesa* (Leal, David 制作) <https://www.facebook.com/abrangencias/videos/vb.198204226921113/89128636094226/?type=2&theater> (閲覧日2017年10月20日)
- Yami no ichinichi (闇の一日)* (Okuhara, Mário Jun 制作) <https://www.youtube.com/watch?V=y8SxGcRz8vc> (閲覧日2017年10月20日)
- 佐藤早苗 1998a 「ブラジル「勝ち組」50年目の真実一、隠蔽された“恥部”」『正論』扶桑社、10月号、120-131。
- 1998b 「ブラジル「勝ち組」50年目の真実二、弾圧」『正論』扶桑社、11月号、168-178。
- 1998c 「ブラジル「勝ち組」50年目の真実三、逆境の中で」『正論』扶桑社、12月号、124-134。
- 1999a 「ブラジル「勝ち組」50年目の真実四、「勝ち組」生存者の悲劇」『正論』扶桑社、

- 1月号、134-144。
- 諏訪三男 2010「勝ち組、負け組抗争を通じたブラジル日本人移民の心性の変遷について—新しい精神の形成を求めて—」『社会学論集』早稲田大学大学院社会科学研究所、63-73。
- 高木俊朗 1970『狂信』朝日出版社。
- 外山脩 2006『ブラジル日系社会百年の水流—日本外に日本人とその子孫の歴史を創った先人たちの軌跡—』トッパン・プレス印刷出版。
- 長尾直洋 2016「ブラジル日系移民研究における楡木久一資料の重要性に関する一考察—サンパウロ人文科学研究所所蔵の新資料を踏まえて」『東洋大学人間科学総合研究所紀要』第18号149-163。
- 半田知雄 1970『移民の生活の歴史ブラジル日系人の歩んだ道』サンパウロ人文科学研究所。
- (編) 1976『ブラジル日本移民史年表』サンパウロ人文科学研究所。
- 深沢正雪 2017『「勝ち組」異聞—ブラジル日系社会の戦後70年』無明舎出版。
- 藤崎康夫 1974『陛下は生きておられた！ ブラジル勝ち組の記録』新人物往来社。
- ブラジル日本移民70年史編さん委員会 1980『ブラジル日本移民70年史』ブラジル日本文化協会。
- ブラジル日本移民80年史編纂委員会1991『ブラジル日本移民八十年史』ブラジル日本文化協会移民80年祭祭典委員会。
- ブラジル日本移民百周年記念協会 2012『ブラジル日本移民百年史 第1巻』トッパン・プレス。
- ブラジル日本移民百周年記念協会 2013『ブラジル日本移民百年史第5巻』トッパン・プレス。
- 前山隆 1982『移民の日本回帰運動』日本放送出版協会。
- 1996『エスニシティとブラジル日系人—文化人類学的研究—』御茶の水書房。
- 2002「1920年代ブラジル知識人のアジア人種観—日本人観を中心に—」柳田利夫編『ラテンアメリカの日系人—国家とエスニシティ』慶應義塾大学出版会、1-40。
- 三田千代子 1978「ブラジルに於ける戦前日本人社会の社会制度と文化目標の矛盾：勝負抗争の社会的背景」『ラテン・アメリカ論集』ラテン・アメリカ政経学会、11-12号、38-65。
- 1988「ナショナリズムと民族集団—ブラジルの国家統合と日本人移住者」『外交時報』No.1251 57-70。
- 1995「ブラジルの外国移民政策と日本移民」『日本ブラジル交流史』日本ブラジル交流史編纂委員会、ブラジル中央協会、93-116。
- 1997「ブラジルにおける国民国家の形成と日本移民—勝ち負け抗争の社会歴史的背景」移民研究会編『戦争と日本人移民』東洋書林、285-308。
- 2009『「出稼ぎ」から「デカセギ」へ—ブラジル移民100年にみる人と文化のダイナミズム』不二出版株式会社。
- 2013「多人種多民族社会の形成と課題」丸山浩明編『ブラジル』世界地誌シリーズ、朝倉書店、48-62。
- 宮尾進 2003『臣道聯盟移民空白時代と同胞社会の混乱—臣道聯盟事件を中心に—』サンパウロ人文科学研究所。

The Shindo Renmei Case – As One Page of Modern History of Brazil

Chiyoko Mita (Sophia University)

When the Pacific War ended, a rumor circulated among the Japanese immigrants in Brazil that Japan had won the war. An ensuing conflict then broke out between those who believed in Japan's victory and those who recognized Japan's defeat. The conflict divided Japanese community into two groups that antagonized each other until the end of the 1940s.

The purpose of this paper is to understand this conflict among Japanese immigrants through a new historical perspective of examining papers on the topic since the 1990s . This new perspective emerged with the re-democratization in Brazil at the end of the twentieth century. The conflict was regarded as a problem of assimilation and acculturation of Japanese immigrants in Brazil. Today, however, under the new perspective this issue is closely related to the history of racism in Brazil. From that perspective, it can be said that conflict within an ethnic community finally came to be included as one page of modern history of Brazil.

Keywords: the Shindo Renmei case, Kachi-gumi, racism, yellow peril, nationalism, World War II and Japanese immigrants

〈研究ノート〉

田中貞吉とペルー移民事業 移民送り出しまでの前史の分析

大島正裕（一般財団法人日本国際協力システム）

〈目次〉

- 1 はじめに
- 2 田中貞吉の人生
- 3 田中貞吉、南米を目指す
- 4 ペルーの砂糖産業の興隆と労働力の導入
- 5 森岡商会とペルー農園主との契約案
- 6 おわりに

キーワード：田中貞吉、田中の南米訪問、アウグスト・レギア、ペルー砂糖業界、室田義文

1 はじめに

1899年2月27日、790名の日本人出稼ぎ労働者をのせた佐倉丸がペルーに向けて横浜を出航し、同年4月3日、ペルーのカジャオ（Callao）港に到着した。日本人労働者は、ペルーの太平洋岸（コスタ）の農園労働者として従事することになったが、1カ月後には、各地の日本人労働者は待遇をめぐる不満を爆発させ、農園主との間に紛争を生じ、農園からの逃亡劇が始まる。この悲惨な結末を生じたペルーへの移民¹はどのように始まったのか。

本稿では、「なぜペルーなのか」という問いに集中して分析を進めることにするが、この問いを設定したとき避けては通れないのが、ペルー移民の導入を主導した田中貞吉（1857-1905年）のことである。

田中貞吉は、1899年のペルーへの第一回移民事業の主導者、実行者であるにもかかわらず、これまで真正面からほとんど取り上げられず、田中自身がどのようにペルー移民への道を切り開いたかについては、十分に整理されてこなかった。本稿では、田中のペルー移民事業までの道筋を整理、中間報告とするものである。

2 田中貞吉の人生

田中は、岩国藩士の家系に生まれ、1873年に岩倉使節団が派遣される際に岩国藩主吉川経幹の次男である吉川重吉（1859-1915年）が米国への留学を決断した時、その従者として米国留学を果たした。田中は米国で順調に学力を伸ばし、まさにこれからという時に突然米国から帰国してしまう。その後、通信省や教育分野（富山中学校校長²及び東京電信学校校長）で活躍後、1894年の日清戦



写真：田中貞吉の胸像

争には第二軍郵便部長及占領地総督部郵便部長として出征した。そして戦後、田中は、台湾精糖界の大物賀田金三郎の財政支援で南米行を志したとされている。『賀田金三郎翁小伝』には次のくだりがある。

「明治31年頃であった、翁〔賀田〕は南米に移民を送り、以て膨張し行く日本の人口を海外に出して、国力を発展させることを考へた、もと農商務省の役人だった田中貞吉氏を南米に出張させ、移民の事を調査させたが、結果は翁の目的の如く良好に行きさうであったから、早速田中氏に運動させ、移民の行先として目ざした秘露国政府の諒解を得ることにした」（芳誼会編纂 1923:105。なお、文章中「農商務省」とあるが、これは逓信省の間違い）。

ペルー移民の立案者が賀田であるかのような記載振りもあり（芳誼会編纂：107）、本書の信憑性には疑問が残るが、田中の同郷の先輩である白根専一が田中と賀田を結び付け、田中に南米への調査旅行を委託したというのが通説である。これを裏付けるものとして『台湾日日新報』1921年4月5-10日に日伯企業会社理事の松田順平の記事がある。

「日本の民族はどう云う状態で南米に発展したかと云うに、団体的に入ったのは明治三十二年に秘露の国に入ったのであります、当時の政治家白根氏は日本民族は何処に発展したらよいかと云うことを常に研究して居たのであります。山口県人で田中貞吉と云う人が茲に金三万円をやるから何処か日本民族の大発展地を探して来いと云ってその金を渡しました、当時の三万円は実に莫大なものでそれを田中氏に渡して日本民族の発展地を探して来いと云った白根氏の腹の中も亦大きなものであります、そこで田中氏は秘露に止まって種々調査研究した結果明治三十二年以来日本人が入国したのであります。」（松田 1921）

この時期、明治日本は日清戦争後の対外拡張期に入りつつあり、外国に日本人同胞を送り出すことが「日本民族」の拡張と同義と捉えるような感覚があり、南米への移民送り出しに着目した榎本武揚のような政治家も見いだされる。

また、日本の移民史上、官約移民が終わり、移民業務が民間に委託され移民会社の時代に入りつつあった。1894年に移民保護規則が制定され、政府の許可を得た民間会社が事業を展開することが可能となった時、いち早くこの業界に参入した会社の一つが、森岡真が創設した森岡商会である。同商会は、当時移民の送り出し先として有力であったハワイ国への事業を実施する一方、同国に対する米国の政治的圧力が強化されると他地域への移民の送り出しを検討するようになる。但し、移民の送り出し先については、所管省の外務省への届け出と承認が必要であった。森岡真は南米に向かった理由を以下のとおり語っている。

「今の駐独大使珍田捨巳氏が、未だブラジル公使であった時分、南米に手を着けてみたら何うかとの話があった。ソコで元逓信省の役人であった田中といふ人を頼んで同君をブラジル、アルゼンチン、智利、秘魯等の各地を視察せしめ、自分の代理人として秘魯農会の会長と千人の移民契約をして帰朝した」（朝比奈 1909：212）

この頃ブラジルは、コーヒー輸出によって大量の労働者を必要とする状況にあった。実際、ブラジルへの日本人移民導入に関しては、1894年頃から話があり、1897年には東洋移民会社が1500人

もの日本人労働者を輸送する寸前までいった。しかし、移民船土佐丸の出航4日前に突然中止となる。「土佐丸事件」と呼ばれるこの事件の背景には「この年に国際市場のコーヒー価格が大暴落し、それに連動したブラジル通貨も急落して深刻なコーヒー不況に陥ったこと」があった（丸山 2010：116）。

3 田中貞吉、南米を目指す

田中には「南米一周」という著作があったようだが（八木 1963：2）、この本は現在失われており、他の資料から田中の南米での足取りを辿るしかない。田中の訪問ルートについては、1898年2月10日の『ジャパン・タイムズ（The Japan Times）』紙に田中のインタビュー記事が掲載されており、同記事から把握することが可能である。田中はニューヨーク経由で南下し、初めにブラジルのリオ・デ・ジャネイロに到着した。1895年に日本とブラジル両国間では修好通商航海条約が締結され、同国は移民受け入れ先として有力だったが、田中はブラジル政府の推進する外国からの移民を奨励する政策を評価する一方、「望ましからぬ要素もある」と述べ、それは、同国の「ほとんど全てのプランテーションがイタリア人〔労働者〕によって占められており、彼らは好ましくない習慣を持ち、また、プランテーション所有者は賃金の支払い期日をしばしば守らず、収穫が終わった後に支払おうとする。イタリア〔からの移民〕と比べて、日本からの移民の送り出しは本質的に不利な状況にある。イタリア移民一人につき〔船賃として〕40円とすると、日本人は100円となる」と述べ、ブラジルへの移民の送り出しは適当ではないと結論した³。

また、1898年3月に出版された雑誌『太陽』では、森生が田中貞吉から寄せられた談話と南米の風景（絵葉書か）を「伯刺西〔ブラジル〕風景」なるエッセイにまとめているが、その中でもブラジル政府の移住奨励策を評価する一方で、「惜むらくは伯刺西の農業未だ甚だ盛んならず。従って契約移民の如くは、全く断念せざるを得ず、到底彼の地の農業家は、契約労働者を我国に募集するが如き進歩したる思想なく、偶々之れあるも概ね奴隸的に駆使せんとするものたるに過ぎず、已むなくんば只殖民の一途あらんのみ」（森 1898：221）と述べており、契約移民の送り出し先としては不適當である旨述べている。

田中がブラジルに続いて訪れたのはアルゼンチンとチリであるが、アルゼンチンについては、イタリア移民が多数派を占めていたことに不満があったらしい。なお、チリについては特に言及していない。

それではなぜペルーなのか。定説では、田中は米国留学時に知り合った友人アウグスト・レギア（Augusto B. Leguía, 1908 - 1912年及び1919 - 1930年大統領）の要請に応じて、ペルーに向かったとされる（モリモト 1992：22）。これを契機に田中のペルー移民事業が展開したというものだ。

レギアは、様々な文献で確認できるように当初から日本人移民導入の推進者、保護者であることに間違いはないが、一方でレギアが田中貞吉の米国時代の友人であり、その友情からペルー移民が開始されたというエピソードは十分に検証されてこなかった⁴。

事実は、田中が米国に滞在していた当時、レギアは少年で米国には滞在していなかった（レギアの生まれたのは1863年2月19日で、2人の年齢差は6歳。田中が米国から帰国したのは1876年で、田中貞吉21歳のことであったが、そのときレギアは15歳でしかない）。また、レギアは1876年から3年間チリのバルパライソ（Valparaíso）に留学しており（Denegri 2006：125 - 127）、この時期に日本に帰国した田中貞吉とは米国で会っていない。

田中とレギアのエピソードは、入江寅二の『邦人海外発展史』中の一章「秘露移民開始」の英訳版「ペルーにおける日本人移民の歴史（History of Japanese Migration to Peru）」にも記載されている。

これは世界的に権威あるラテンアメリカ史研究の雑誌「Hispanic American Historical Review (HAHR)」に翻訳、掲載されたものである。入江の著作自体は、いわゆる公式の日本外交資料を部分的に使ったものではあるが、膨大な各国への日本人移民史の個々に詳細な史料批判を加えているわけではない。入江論文の英訳は現在でもペルーへの日本人移民史で引用される必須論文となっており、同論文には、田中貞吉が米国での学友レギアから電信でペルーに来るよう促された旨記述がある (Irie 1951 : 441)。入江の日本語原本は英訳に比べてこの点慎重に記載されているが、論文の英訳が外国研究者に膾炙したことで、無批判にレギアと田中の学生時代の友情がペルー移民の原動力であるかのように位置付けられていったのであろう。

田中が最終的にペルーを絞り込む契機となったのは、往路における一つの出会いに起因している。『ジャパン・タイムズ』紙のインタビューで、田中は「南米に下る前、ニューヨークで出会い、日本人移民について相談したペルー商工会議所会頭にできるだけ早く〔ペルーに〕来訪して欲しいと電報で要請された。」と述べている (The Japan Times, February 10, 1898)。1897年前後のペルー商工会議所会頭は、マヌエル・カンダモ (Manuel Candamo Iriarte, 1895年臨時大統領、1896 - 1903年商工会議所会頭、1903 - 04年大統領) であった。田中が仮にカンダモかあるいはそれに近い筋に米国で会ったとし、ブラジルかアルゼンチンで召喚の電信を受け取ったことになる。

同紙では、続けて「〔ペルー〕共和国大統領は、〔日本人移民を〕受け入れることに切実な関心を持っており、田中に対して多大な支援を行ったとある。実際、共和国に存在している53の農業団体 (agricultural associations) の代表者が、田中の提案を審議するためリマに召集された」 (The Japan Times, February 10, 1898) とあるようにペルー国内で日本人移民導入に向けての動きがあったことが分かる。この動きが、コスタ (海岸部) の砂糖生産と密接に結びついていたことはよく知られている。

4 ペルーの砂糖産業の興隆と労働力の導入

太平洋戦争 (Guerra del Pacifico, 1879 ~ 83年) 以前からコスタの砂糖産業は成長し、1860 ~ 76年最初の興隆期を迎えた (Burga y Flores Galindo 1994 : 85)。この間の労働力として、清国人が導入され、1849 ~ 74年の間に92,130人が導入された (Bonilla 1980 : 204)。ブルガとガリンドの共著『貴族共和政の栄光と危機』によると、糖業の発展によりコスタの風景は一新された。圧搾機 (trapiches)、煙突等近代的な工場のような施設の外観に加え、「蒸気機械や鉄道の騒音、釜の火、果ては継続的な労働のリズムがコスタの労働者の日常的な出来事となったのである」 (Burga y Flores Galindo : 85)。

上り調子だった砂糖産業だったが、太平洋戦争中、チリのパトリシオ・リンチ (Patricio Lynch) 将軍は、コスタの清国人労働者を扇動し、略奪や放火を行うことでコスタの弱体化を図る作戦を展開する。こうしたこともあり、コスタは荒廃した (Bonilla : 204-214)。

戦後、鉄道収入を担保として外債が導入され、膨れ上がった債務を処理するため英国の債権者達はペルー政府と有名なグレース協定を締結した。「この協定により、債権者に対し鉄道の運営、チチカカ湖航行権、グアノ採掘権が与えられ、〔ペルーには〕外国の直接支配が及び、従来からの貿易依存とともに産業的従属が」始まり、こうして外国資本を主体とした砂糖産業が興隆していく (辻 1993 : 232)。そして「1896年の段階で、糖業は戦前の生産量を超えるところまでに回復した」 (Burga y Flores Galindo : 85)。砂糖生産には集中した資本投下が必要であり、例えば、灌漑設備への設備投資、地下水を引くための井戸掘削も必要であり、これらを単独で実施するには相当の資本力が不可欠であった。徐々に資本力を持つ外国人がコスタの砂糖農園主として登場してきた。例えばレギア

が関わった英国糖業会社（British Sugar Company）は、当初ペルー企業だったが、徐々に英資本に侵食された（Burga y Flores Galindo：89-90、Albert 1976）。レギアは英資本との結びつきを背景に糖業界での上昇を果たすのである。

糖業界は、巨大な資本力を背景に政治的中枢と結びつき、エリート主義的な資本家を基盤とする組織を作り上げた。論理的帰結として糖業界や有力な農産品を有するエリート達は、自己の利害を国政に広げていくためのロビー活動グループ「全国農業協会（Sociedad Nacional Agraria (SNA)）を1896年に組織した（Klarén, 2005 (b)：39）。

労働者の確保もまた重要であった。砂糖農園では、サトウキビ栽培から、圧搾、精製に到るまで大量の人員を必要とし、先住民や清国人の契約移民、あるいは契約期限が終了した清国人移民と改めて契約し再契約労働者として雇用することで急場を凌いだ。それでも十分な人数を集められなかった。ロドリゲス（Humberto Rodríguez）は日本人移民が後日就業することになるランバイケ（Lambayeque）県カジャルティ（Cayalti）農園の実態についてまとめ、1884年から85年を境にして、同農園ではエンガンチェ（enganche：スペイン語で招集）制と呼ばれる労働者調達制度によって徴集された労働者（エンガンチャード（enganchado）と呼ばれる）が増加していったことを報告している（Rodríguez 2001：151）。この仕組みでは、清国人自身が、同国人を労働者として徴集する役目を請負うこともあった（このような徴集請負人をエンガンチャドール（enganchador）と呼ぶ）（Rodríguez：157）。エンガンチェ制は、労働者を大量に、また短期間で雇用するのに適当だったと思われる。更に、清国人のみならず、山岳部の先住民、逃亡奴隷もこの制度を通じてアシエンダの労働者に組み込まれていった（Burga y Flores Galindo：99-100）。

日本人移民導入に先行する移民としては、やはり清国人移民の実態を把握しておく必要があるが、概して圧搾機の使用に精通していた清国人は労働者として重用されている一方、元来が苦力貿易でマカオから暴力的に連行された者も多く、悲惨な虐待を受けた事例も多数あった（アボット 2011：400 - 401）。こうした待遇への反抗も顕在化したことから、農園主としては、新たな国から労働者を導入すべきとの議論が進んだのであろう。この辺りについては、今後、日本人移民導入との関係の中で分析していくべきである。

5 森岡商会とペルー農園主との契約案

日本の移民送り出しの方法は、移民会社が受け入れ先と契約し、その後、移民会社が日本で移民募集をかける。ここで日本政府の役割は幾つかあるが、基本的には移民会社の目付け役であり、事業実施主体は移民会社である。

そこで田中はペルー側の移民の受け入れに積極的な農業協会の各耕主との間で「契約条件」をまとめる交渉に入った。その結果が、田中と農園主との間で協議した内容をまとめた契約書案である。この契約書案は田中がリマに滞在中の1897年11月に作成、これを初案として、その後修正を施され、1898年12月19日に最終版となった。

契約書案には二つの重要項目がある。一つは農園主と労働者間の雇用関係、そしてもう一つは農園主と森岡商会の責任の明確化である。

雇用する労働者の年齢規定（20歳以上45歳以下が対象）、契約年限（4年）、更に給与規定（毎月2ポンド10シリング（円に換算すると25円（日本人ペルー移住史編纂委員会1969：50）⁵）、就業時間（10時間）、残業（1時間ごとに2.5ペンスの追加支給）及び休日に係る規定といった労働者（＝移民）の待遇に加え、労働者の基本的権利とも言うべき待遇に対する申し立てについても詳細に取

り決められた。第4条では、雇主がペルー法に違反するか、森岡商会との契約書に記載されている契約以外の業務を労働者に対して課す場合、ペルーの行政や裁判所に対して労働者が権利回復のため起訴できるとした。

農園主は、労働者のコストをできるだけ安価とするべく、労働者の無断休業時の賃金の差し引き、また、仮に休業する場合は、医師の診断を必要とする等の規定等を盛り込んだ。また、農園主側は、先住民や清国人労働者の雇用を通じて、彼らを問題なく就業させるかに心を砕いた経験から、日本人労働者とのコミュニケーションを重視した。例えば、第11条では、労働者50人につき英語か仏語ができる監督官一人を配置すべしとの条件を森岡商会に課した。また、第14条では、農園主は監督官と労働者のため適当な家屋と医療を提供することを定めている。

農園主と森岡商会の間の取り決めについては、以下が重要である。第12条で規定されているとおり、農園主は森岡商会に対して労働者1人当たりにつき10ポンドの謝金を支払う。この10ポンドは船賃、募集費、種痘等の予防、医薬品等を含んだ金額である。農園主から森岡商会への支払い方は、出船時にペルーロンドン銀行を通じ4ポンド、現地到着から3か月後に3ポンド、到着から6か月後に最終3ポンドを支払うものとする。移民船が難破や指定港に到着しない場合、また農園主との約束の定数に満たない場合、森岡商会は1人につき4ポンドを農園主に返金する。なお、農園主と森岡商会間で係争になった場合、リマに滞在する森岡商会代理人（田中貞吉）が、調整の全権を持つ。仮に調整が難しい場合は仲裁者を選定し、仲裁でも解決できない場合は、双方書面にてリマ商業会議所に本件を一任する。

農園主と森岡商会は、労働者の保証金として毎月8シリングを25ヶ月間月給より積み立て、これは契約満了時には、労働者の帰国旅費となる。労働者が契約終了前に死亡した場合は、森岡商会にこの保証金が手渡されるが、到着後6か月以内に労働者が死亡した場合、農園主から森岡商会に労働者1人当たりを支払われる謝金10ポンドの契約金中3ポンドが差し引かれる。労働者が正当な理由なく労働を拒んだ場合、保証金は農園主に没収され、仮に不足分がある時は森岡商会が契約満了までの残日数に対し月に4シリング2ペンスの割合で弁済することになる。就業中に労働者が負傷、死亡した場合については、農園主は、森岡商会に対して15ポンドを支払い、また積立金に対する権利を放棄する。但し、この場合、農園主は、後日死亡者の家族や就業不可能となった者が訴訟を起こしても責任を一切負わない⁶。

右契約書案に加えて、1897年11月16日、砂糖組合の代表であるソリア（Fernando Soria）と森岡商会の代表する田中間で附加契約書が準備された。ソリアは、日本人移民を雇用予定の砂糖農園耕主11人の代表者となり、今後は、他の日本の移民会社が参入してきても、森岡商会からの移民を雇用する等の同商会への優遇措置等を取り決めた（外務省1954：127）。

田中が、この契約書案を生かすためには1896年の移民保護法に基づき、日本政府の承認を得る必要があった。外務省に提出された森岡商会の「秘露国状況書」は、後世、「虚偽に満ちたレポート」（伊藤：97）と批判を浴びたが、日本政府にペルーが移民先として適切であることを認めさせるという目的を持った文書だけにペルーの批判的特徴は基本的に記載されていない。例えば、ペルーでは、先住民層の後裔で混血層チョロ（cholo）の嗜好は「殆んど日本人に類し」（外務省1954：123－124）等、さりげなく日本政府に対してペルーが移民受け入れ先として適当な土地であることを印象付けようとしている。また、人情の欄では、「他の南米諸州の下等社会とは全く異なり性行淳朴闘争を事とせず決して帯刀したるものを見ず」と平穏さを述べ、更に「其婦女は従順にして嫁して良妻となるの誉あり。今や該政府は内外人結婚を許すの政令を布きたるは追々我国人等と結婚を見るに至る」と述べ（外務省：124）、移民がペルー社会で違和感なく溶け込むことができると予測した。

ペルー糖業界との話も進んだ。1897年11月11日のペルーの新聞『エル・コメルシオ (El Comercio)』は下記のように報じた。

「昨夜、農業協会 (Sociedad de Agricultura) は、日本の代理人田中貞吉氏をナショナル・クラブの晩餐会に招待した。同人の右にはアスピジャガ (Aspillaga) 同協会会長が、また、左にはクラブのマヌエル・マリア・ガルベス (Manuel María Gálvez) 会長〔中略〕がいた。また、〔中略〕カンダモ (Candamo) リマ商工会議所会長、ドゥボイス (Dubois)、同副会長も並んでいた。

アスピジャガ氏が、〔中略〕田中氏にリマの思い出深い印象を話してほしいと述べたのに対し、田中氏は正確な英語で、大体次のように述べた。

本日はお招きいただき感謝する。紳士の皆様と卓を囲み誇りに感じている。この大陸を横断してきた長い旅の間、他の国では、この国で享受したような熱烈な歓迎を受けなかった。祖国に帰朝した後、ペルーで素晴らしい歓迎を受けたと言わなくてはいけないだろう。〔中略〕24年前ペルーと日本は友好条約を締結した。しかし長期間に亘って〔この条約は〕何ら重要ではなかった。〔中略〕

幸運なことにこうした時代は過ぎ去り、ペルーと日本が互いの経済的利益を前進させるための注意を払い、努力を行う時に到った。

これがペルーを訪れた目的であり、私にとって印象深いことであり、私の努力が両国関係を発展せしむと信じていただきたい。」 (El Comercio, 11 de noviembre de 1897)

ナショナル・クラブ (Club Nacional) は由緒あるエリートの社交場である。この時代を代表するエリートは「24人の友 (Veinticuatro Amigos)」と呼ばれ、国政問題を議論するためにこのナショナル・クラブが使われていたという (Klarén 2005 (a) : 267)。田中は厚遇されたといっている。

この後、1897年11月17日の『エル・コメルシオ』紙で、田中が一月近いリマでの滞在後、帰国の途についたことが分かる (El Comercio, 17 de noviembre de 1897)。

帰国後、1898年3月8日に、田中は、森岡真社長の名前でペルーを移民の送り出し先として認めもらうため「移民地拡張許可願」を外務省に提出した。外務省では、許可願の妥当性を確認する必要がある、ペルー公使を兼任しているメキシコ公使の室田義文をペルーに派遣した。田中もすぐにペルーに戻り、室田の調査をサポートした。室田は日本の契約移民をペルーに送り出し、ペルーの農園主に契約義務を果たしてもらう以上、「雇主は勿論当国の官民に於ても之れを優遇し又後來に至り渡航者の増加することあるも当国官民の間に之れを厭い或は忌み嫌ふが如き事有之の間敷とは本官の信ずる所なれども当国政府も果して同感なるや否」かを判断し、更に契約書案にペルー法と抵触する点はないかを当時の外務大臣ポラス (Melitón F. Porras Osóres) (1860-1944年、外務大臣を通算4期務めた) に照会した (外務省 1954 : 130-135)。ポラスは、これに対して即答を避け所管省の農商務省 (Ministerio de Fomento) へ照会した。ポラスからの公式な回答を待つ間、室田は受け入れ先の農園の調査等している。

室田は、日本人移民を受け入れ予定のリマ近郊の二つのアシエンダ (農園) を巡視した。この農園は、プエンテ・ピエドラ (Puente Piedra) 及びカウデヴィジャ (Caudevilla) で、砂糖圧搾工場は「数千町歩」に亘っており、そこが砂糖耕地と工場を併有し、数十名から百名の先住民や清国人が使役されていた。また、導入される日本人移民のためにアドベ製の「二間四方二た間の家屋敷数十戸を建設し各一と間宛を寝所及台所に充て両側出入口及小窓を穿ち空気流通を佳良ならしめ」 (外務省 1954 : 133) とある如く、農園主が忠実に森岡商会との契約を履行する熱意を感じ取った。日用品や食品は農園敷地内の売店で購入することになるが、売り子と日本人の間に言語が不通であると商品

の値段について相互に悪感情を抱く可能性があるので、日本人の売り子が品物を販売するとしている。現在、売店で販売されている白米や牛肉等の価格は米国とほぼ同価であり、1か月の生活費は7～10円と試算した上で、室田は、これは先に述べた日本人の給与が25円であると考えた場合決して悪くないと考えた（外務省1954：133）。

さて、ポラスからの回答は中々接到せず、やむを得ず8月20日に室田はポラスを再訪した。ところが、ここでポラスから予想していなかった話を聞かされる。「従来秘露政府の希望は労働者を成べく検束せず極めて自由の境遇に置くにありて」（外務省1954：134）、すなわちペルー政府の方針は自由移民の受け入れであり、先頃契約した清国人契約労働者についても漸次契約を破棄して就業場所を個人の意思で選ぶ自由労働者に行っているという。ペルーでは契約労働形態を望まない声が強くなってきたというわけだ。問題はもう一つあるという。それは、農園主と日本人労働者との間に森岡商会在が介入する制度のことで、同商会を除き「単に労働者自身と雇主の間に直接契約を為さしめるに如かずとの議論」（外務省1954：134）である。

1895年日秘通商修好条約にて、日本人のペルーへの渡航は自由と規定されており、ポラスの説明には根拠があった。しかし室田からすれば、契約移民の件も移民会社が仲介者として介入するのも議論すべき事項ではなかった。新規の受け入れ地で第一回目移民から自由移民契約ではリスクが大きいし、移民会社を通じて人道的に日本政府が移民を監督することが移民保護法のため、ペルー側の意見に対して方針を変更することは不可能である。室田はポラスとの協議内容をすぐに田中と共有し、田中はこれを各農園主に伝えた。農園主たちは徒党を組む、ピエロラと直接会話し、日本人契約移民の受け入れのためのロビー活動を繰り返した。ピエロラはその後も本件について農商務大臣や閣議に照会を続け「閣員中可否両説」の状態が続いた（外務省1954：135）。

8月27日の公信で、室田は、本事項に反対している真の理由は、日本とハワイとの間で起こった日本人移民ハワイ上陸拒否事件に関する米国の新聞記事がペルーの地元紙に転載され、ペルー側が日本政府の強硬姿勢を警戒していることを突き止めた（外務省1954：135）。これは1897年2月に神州丸、佐倉丸及び畿内丸で輸送された日本人移民約千名がハワイ政府に上陸を拒否され、ハワイ政府による日本人労働者の人口増加とそれに伴う日本政府の影響力増大への警戒やハワイ・米国の合併問題等が絡んで複雑に展開した事件である。1897年5月には、日本政府は軍艦をもってハワイ政府に対して示威行動も行っており、最終的には1898年8月、米・ハワイ合併前夜にハワイ政府から日本政府への賠償金の支払いで決着した⁷。殊、移民問題に係る国際係争であり、ペルー政府が無視できない事件としたのは当然であろう。

室田は、契約移民の送り出しに関して、ペルー側へ強硬に働きかけることでかえって「米国等に倣ひ契約労働者渡航禁止案の如きものを議会で提出すべき等無之とも」（外務省1954：135）言えないとして、ここは事態を傍観することにした。しかし、9月14日の公信ではさすがに粘り強い室田の気持ちも萎え始めた様子が伺える（外務省1954：136）。

事態が一転したのは数日後である。9月19日、室田はポラスに呼び出された。ポラスによると、17日に「森岡商会と雇主の間に締結すべき契約案に依る日本労働者の渡航を承認する事と相成」（外務省1954：137）、そして本日19日に最高政令（Decreto Supremo）が出たというものだった。「日本労働者の渡航は当国農事上の裨益あるを確信し其契約案に因り渡航せしむる事を許可す」（外務省1954：138）との文面により全てが決着した。室田からの報告を聞いた田中は、日本での最終手続きと移民募集のため帰国の準備に取り掛かった。

そして、森岡商会在が1898年3月8日に外務省に提出した「移民地拡張許可願」は10月6日に承認され、いよいよ移民募集のプロセスに入っていくのである。

6 おわりに

田中貞吉が農園主と締結した契約書に基づき、最終的には12農園が日本人移民の受け入れ先となった。

図1 日本人移民を受け入れた農園

農園名	郡名(県名)	農園主(国籍)	監督(出身)	移民数
カウデビジャ (Caudevilla)	リマ (リマ)	Panebaro (イタリア)	毛利朋来 (福岡県:士族)	広島県50人
サンタクララ (Santa Clara)	リマ (リマ)	Bryce (ペルー)	飯田勘之助 (三重県:平民)	新潟県50人
プエンテ・ピエドラ (Puente Piedra)	リマ (リマ)	Giacometti (イタリア)	監督者なし	東京府3人 茨城1人 広島26人
パルパ(Palpa)	チャンカイ (リマ)	Higuera (ペルー)	河口吉三 (山口県:士族)	新潟県30人
サンニコラス (San Nicolás)	チャンカイ (リマ)	Sociedad Agrícola San Nicolás (ペルー)	佐伯景一 (山口県:士族)	山口県150人
ワイト(Huaito)	チャンカイ (リマ)	Canevaro (ペルー)	成富公三郎	広島県50人
カサブランカ (Casa Blanca)	カニエテ (リマ)	Swayne (ペルー) British Sugar Company (英)	青木藤熊 (東京府:士族) 久野芳蔵 (鳥取県:平民) 景山鍋吉 (岡山県:平民)	岡山県50人 新潟県176人
パンパス (Pampas)	トルヒージョ (ラ・リベルター)	Wells (英)	熊木平次 (新潟県:平民)	新潟県50人
ルリフィコ (Lurifico)	パカスマヨ (ラ・リベルター)	Peruvian Sugar Company (ペルー)	宮崎勇雄 (東京府:平民)	新潟県50人
カジャルティ (Cayaltí)	チクラヨ (ランバイケ)	Aspillaga (ペルー)	林勝三郎 (山口県:平民)	広島県50人
ポマルカ (Pomalca)	チクラヨ (ランバイケ)	Gutiérrez (ペルー)	長谷川潤一郎 (島根県:士族)	新潟県13人 山口県37人

表の作成については、Morimoto 1979: 26、Fukumoto 1997: 122、外務省 1955: 776、飯田 1999: 151-153、伊藤: 102-103を参考とした。なお、上記の移民合計は、787名で、残り4名の契約移民は家内労働に従事。

我々は、田中貞吉がブラジルやアルゼンチンとの比較からペルーを選択し、また、ペルーの砂糖業界における労働者需要の高まりがペルー政府を動かしてきた事実を見てきた。当時の一次産品に過度に依存したペルーの寡頭支配体制は欧米との経済関係を強化しつつ、国内の社会経済構造を変質させつつあったが、その変質を正当化するイデオロギーとして強力に作用したのは人種主義であり、田中の受け入れ国選定にも人種主義の強弱は一つの指標になっていたようだ。しかし、ペルーも人種主義と無縁ではない。砂糖農園では、白人、清国人、先住民等が階層化されていた。日本人移民がペルー国内の人種主義的言説を回避し、安定的にペルーに定着する可能性は極めて低かっただろうし、実際、この後の移民の悲劇も人種主義とは無縁ではないだろう。このあたり田中も十分に感じ取っていただろうが、糖業界からの移民受け入れに向けての熱心な働きかけは、おそらく想像以上のもので、田中はここに移民事業の成功を確信していったのではないか。糖業界の「日本人移民＝労働者」を求める強い動機とそのプロセスについては、今後、さらに詳細な分析を進める必要があるだろう。

註

- 1 本稿では、出稼ぎ移民、いわゆる定住を志していない日本人を「移民」と記載する。1896年に定められた移民保護法の第一条で「本邦に於て移民と称するは労働に従事するの目的を以て外国に渡航する者及其の家族にして之と同行し又は其の所在地に渡航する者を謂う」と定義されている。なお、本稿では読み易さに配慮し、明治時代の文献を引用する場合は、カタカナ表記を平仮名に改め、可能な限り現代仮名遣いに改めた。
- 2 この時の教え子に後に『日本の下層社会』を書きルポルタージュ作家として名を成した横山源之助がいた。横山の田中紹介の記事は多数あるが、ここでは（横山 2005）を上げておく。また、田中のひととなりについては、1974年に出版された『在ペルー邦人七十五年の歩み』が示唆してくれることも多い。
- 3 「〔田中は〕北米から南米大陸に渡り、まづブラジル連邦を視察したが、その頃のブラジルの労働界は、黒人労働者の奴隷移民に頼り、且つ伊太利からの燕移民の全盛時代であったから、わが日本移民には決して有望とはいえないと思い、それからアルゼンチン共和国に入った。同国は、白人種でなくては、入国を許可しないというから、全然問題外で、チリ共和国を通してペルー共和国まで足跡を伸ばした。当時ペルーは労働者が不足しているが、黒人労働者では困るといった、過渡期であったから、この国なら日本移民の食い込む余地があると観られた。茲〔ここ〕に田中翁が日本移民を迎えしめんとする折衝に、着目された動機であった。」（田中 1969：14）。
- 4 大正 13（1924）年に刊行された『南米秘露大統領レギア・秘露と日本』では、「ところで、如何してレギアが田中氏の友人だったかと言うに、それは、田中氏が、海軍省から派遣されて、米留学時代に、ボストーンに居って勉強して居ったものが何うか」（富田 1998：124）とあり、管見の限り、田中貞吉とレギアの交情に言及した一番古い文献である。なお、伊藤は、この田中とレギアとの交情に疑いを持っていた（伊藤 1984：96）。
- 5 この金額は、室田公使によると、先住民や清国人の給与が「17～18円から22～23円」であり、相対的に日本人移民の給与が高いことが伺われる
- 6 以上、外務省 1954：124 - 128。本稿では活字化された『日本外交文書』を利用したが、外務省外交史料館に収められた原本も併せて参照した。
- 7 本事件については、山本 2005：92 - 127。なお、この事件で上陸拒否された移民船のひとつ佐倉

丸は第一回ペルー移民 790 名を輸送した佐倉丸である。「佐倉丸は日本郵船の船である。2953 総トン。1887（明治 20）年に英国で建造された銅製汽船で、日清戦争のときに政府が購入し、戦後払い下げられたものだ。〔中略〕日露戦争中に旅順閉塞作戦で自沈し、壮烈な最期をとげた。」（山田 1998：53）。

引用文献リスト

（新聞史料）

The Japan Times, February 10, 1898.

El Comercio, 11 de noviembre de 1897 y 17 de noviembre de 1897.

（日本語文献）

朝比奈知泉編 1909 『財界名士失敗談 上巻』東京：毎夕新聞社。

アボット、エリザベス 2011 『砂糖の歴史』樋口幸子訳、東京：河出書房新社。

飯田ファンシー夫 1999 『日本からペルーへの第一回契約移民考証』リマ：Arte & Proyecto Gráfico。

伊藤一男 1984 『明治海外ニッポン人』東京：PMC出版。

入江寅次 1981 『邦人海外発展史（上）』東京：原書房。

今野敏彦 藤崎康夫編著 1994 『増補 移民史 I 南米編』東京：新泉社。

外務省 1954 『日本外交文書』第31巻第2冊、東京：日本国際連合協会。

1955 『日本外交文書』第32巻、東京：日本国際連合協会。

佐々木隆 1990 「壮士次官・白根専一（日本史上の人物と史料〈特集〉）—（人物を追跡する）」『日本歴史』500、59-61。

新聞集成明治編年史編纂会編 1934 『新聞集成 明治編年史 第十二巻』東京：財政経済学会。

田中重太郎 1969 『日本人ペルー移住の記録』東京：ラテン・アメリカ協会。

辻豊治 1993 「アンデス地域の輸出経済」高橋章/加茂雄三『南北アメリカの500年第2巻 近代化の分かれ道』東京：青木書店、211-234。

富田謙一 影山知二 1924 『南米秘露大統領レギーアと日本』東京：日秘協会（『日系移民資料集 南米編第8巻』東京：日本図書センター、1998 所収）

日本人ペルー移住史編纂委員会 1969 『日本人ペルー移住史』。

ペルー新報社 1974 『在ペルー邦人七十五年の歩み』リマ：ペルー新報社。

芳誼会編纂 1923 『賀田金三郎翁小伝』吉武源五郎（印刷）。

松田順平 1921 「大和民族と海外発展」『台湾日日新報』（最終閲覧日2017年11月28日、http://www.lib.kobe-u.ac.jp/das/jsp/ja/ContentViewM.jsp?METAID=10024809&TYPE=IMAGE_FILE&POS=1）。

丸山浩明 2010 「ブラジル日本移民の軌跡 百年の「大きな物語」」丸山浩明『ブラジル日本移民百年の軌跡』東京：明石書店、113-191。

森生 1898 「伯刺西風景」『太陽』第4巻第5号、220-222。

モリモト、アメリカ 1992 『ペルーの日本人移民』今防人訳、東京：日本評論社。

八木宣貞 1963 『五十年前後の思い出』リマ：私家版。

山田廸生 1998 『船にみる日本人移民史』東京：中公新書。

山本英政 2005 『ハワイの日本人移民 人種差別事件が語る、もうひとつの移民像』東京：明石書店。

横山源之助

2005 『横山源之助全集第7卷 殖民一』 立花雄一編、東京：法政大学出版局。

2013 『明治富豪史』 東京：ちくま学芸文庫。

吉田忠雄 2006 『南米日系移民の軌跡』 東京：人間の科学社。

(欧文文献)

Albert, Bill. 1976 *An essay on the peruvian sugar industry, 1880-1920*, Norwich: University of East Anglia, School of Social Studies.

Bonilla, Heraclio. 1980 *Un siglo a la deriva: ensayos sobre el Perú, Bolivia y la guerra*. Lima: Instituto de Estudios Peruanos.

Burga, Manuel y Alberto Flores Galindo. 1994 “Apogeo y crisis de la República Aristocrática” Alberto Flores Galindo Galindo, *Obras completas II*, Lima: Fundación Andina, 7-364.

Correa, Luciano. 1978 *Historia de la industria azucarera en el valle de Cañete*, Lima: Taller de Estudios Andinos Universidad Nacional Agraria.

Denegri, Luis Ernesto. 2006 “Leguía y la historia (Conferencia)”, Enriqueta Leguía Olivera, *Un siempre acto de justicia. La verdad desnuda sobre los gobiernos y obras de Leguía* (tercera edición), Lima: Editorial Horizonte, 121-155.

Fukumoto, Mary. 1997 *Hacia un nuevo sol: japoneses y sus descendientes en el Perú*. Lima: Asociación Peruano Japonesa del Perú.

Irie, Toraji. 1951 “History of Japanese Migration to Peru”, *The Hispanic American Historical Review*, Vol. 31, No.3, 437-452.

Klarén, Peter F.

2005 (a), *Nación y sociedad en la historia del Perú*, Lima: IEP Instituto de Estudios Peruanos.

2005(b) “The sugar industry in Peru” *Revista de Indias*, vol. LXV, núm. 233, 33-48.

Morimoto, Amelia.

1979 *Los inmigrantes japoneses en el Perú*, Lima: Taller de Estudios Andinos Universidad Nacional Agraria.

1999 *Los japoneses y sus descendientes en el Perú*, Lima: Fondo Editorial del Congreso del Perú y Amelia Morimoto.

Rodríguez Pastor, Humberto 2001 *Hijos del celeste imperio en el Perú (1850-1900)*, Lima: SUR Casa de Estudios del Socialismo.

Teikichi Tanaka and Japanese Immigrants to Peru – Analysis of process leading up to first migration project to Peru –

Masahiro Oshima (Japan International Cooperation System)

Why were 790 Japanese immigrants sent to Peru in 1899?

Several studies in the past have not clearly answered this question and principally focus on the tragedy of the first Japanese migrants where many men perished due to endemic disease and other reasons. The migration project to Peru was performed by a migration agency, “Morioka Shokai (Morioka Company)” and its representative, Teikichi Tanaka (1857-1905). Studies until now have not been based on primary sources, and there are numerous misunderstandings concerning the historical process leading up to the sending of the first migrants from Japan to Peru, including an episode regarded as a friendly interaction between Teikichi Tanaka and Augusto Leguía.

In this article, focusing on the actions of Teikichi Tanaka, we take into consideration this process, following his negotiations with the landowners of sugar fields and negotiations between the governments of Japan and Peru, based on primary sources preserved in the Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan and other sources such as Peruvian newspapers and other documents published from 1898 to 1899, to elucidate the history regarding the first migration project to Peru.

Keywords: Teikichi Tanaka, Tanaka’s visit to South America, Augusto Leguía, sugar industry in Peru, Yoshiaya Murota.

執筆者一覧
Authors

菅（七戸）美弥（東京学芸大学・教授）
Miya Shichinohe-Suga (Tokyo Gakugei University)

小澤智子（武蔵野美術大学・准教授）
Tomoko Ozawa (Musashino Art University)

拝野寿美子（神奈川大学・非常勤講師）
Sumiko Haino (Kanagawa University)

小波津ホセ（宇都宮大学大学院博士後期課程）
Jose Kohatsu (Graduate Student, Utsunomiya University)

三田千代子（元上智大学教授／上智大学イベロアメリカ研究所名誉所員）
Chiyoko Mita (Sophia University)

大島正裕（一般財団法人日本国際協力システム）
Masahiro Oshima (Japan International Cooperation System)

JICA 横浜 海外移住資料館 研究紀要 12 2017 年度

発行：国際協力機構横浜国際センター
Japanese Overseas Migration Museum
海外移住資料館

発行年月：2018 年 3 月

問い合わせ先

JICA 横浜 海外移住資料館
〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港 2-3-1 JICA 横浜 2 階
Tel 045-663-3257 / Fax 045-211-1781
Web : <https://www.jica.go.jp/jomm>
E-mail : info@jomm.jp

本研究紀要は、海外移住資料館『研究紀要』執筆要領に則り編集を行っています。
ただし、原稿の特質、執筆者の意向等を尊重し、一部異なった体裁・表記の部分が
あります。

Journal of the Japanese Overseas Migration Museum
JICA Yokohama

Vol. 12

2017

Articles _____

Linking Japanese Migration History and U.S. Census History : 1860-1870

Miya Shichinohe-Suga

Wakamatsu Colony in the American News Media

Tomoko Ozawa

Brazilian Immigrants in London and Portuguese Language
Education of Their Children

Sumiko Haino

The Relationship Between Parents and Children of Peruvian Families in Japan
– The Experiences and Dissonant Acculturation of Five Peruvian Families in Japan –

Jose Kohatsu

Research Notes _____

The Shindo Renmei Case - As One Page of Modern History of Brazil

Chiyoko Mita

Teikichi Tanaka and Japanese Immigrants to Peru
– Analysis of process leading up to first migration project to Peru –

Masahiro Oshima

